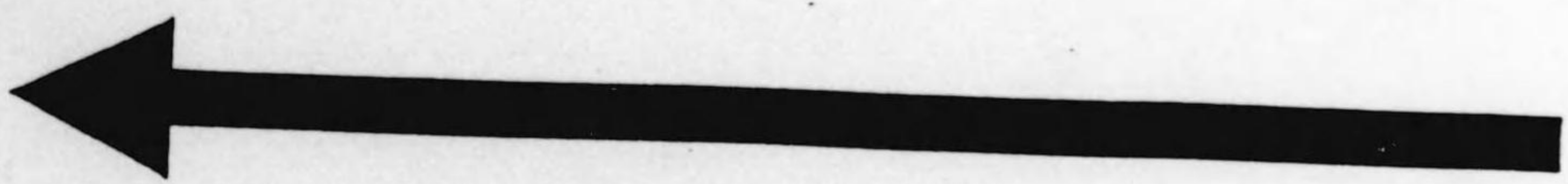


特233

723



始



特233

723

馬商講習教本

特 233
723



商講習教本

昭和十七年一月

北海道廳馬政課編





はしがき

家畜商の免許が試験制度になつたのに備へて、北海道牛馬商組合聯合協會が講習會を開催するとの事で、求めらるゝまゝに其の「講習教本」を編纂した。

何分急場のこととて、教本としての形を整へる暇もなく、解説不充分で難解と思はれるふしもあり、項目のみの羅列に終つた箇所もあり、或は又圖解を加へたいものもあつたりして意に満たぬ點が少くないのであるが、内容に於ては何も事新しいものがある筈もなく、經驗深い家畜商の諸氏は篤と承知のことを綴つた迄のこととて、足りない所は講師に就いて充分勉強せらるゝ様希望する。

要は今後の資格ある家畜商は、少くとも此範囲内のことは常識として熟知し、或は會得して居て欲しいと思つて居る次第である。

昭和十七年一月三日

北海道廳馬政課

編者 識

馬商講習教本 目次

馬匹一般

第一章 産馬大意	一	(二) 頸	九
第一 馬政の沿革	三	(一) 體型	一〇
第二 内地馬政計畫	五	(一) 側望	一〇
第三 軍用保護馬制度の意義	五	(二) 前望	一〇
第四 産馬方針の概要	六	(三) 後望	一〇
一 役種別馬改良方針	六	三 肢勢	一〇
(一) 乘馬	六	(一) 前肢側望	一〇
(二) 軌馬	七	(二) 前肢前望	一一
(三) 小格軌馬	七	(三) 後肢側望	一一
(四) 重軌馬	七	(四) 後肢後望	一一
二 種馬種類別體型標準	七	四 歩法	一一
三 地域的役種別産馬方針	八	(一) 常歩	一一
第五 馬體各部の鑑定	九	(二) 速歩	一二
一 頭頸部	九	(三) 駝歩	一二
(一) 頭	九	五年齡鑑定	一二
目次	九	六 毛色	一三
		七 特徴	一三

目次

(一) 白斑……………三

イ、頭部……………三

ロ、肢の下部……………三

(二) 異毛、岩陥……………三

(三) 烙印……………三

(四) 旋毛……………三

八損 徴……………三

(一) 鞍傷、頸環傷……………四

(二) 肘腫……………四

(三) 冠膝……………四

(四) 彎膝……………四

(五) 管骨病……………四

(六) 腱肥厚……………四

(七) 球節軟腫……………四

(八) 趾骨瘤……………五

(九) 飛節内腫……………五

(一〇) 飛節軟腫……………五

(二) 飛節腫……………五

(三) 網傷痕……………五

第六 馬の蕃殖……………五

一 蕃殖年齢……………五

二 發情……………五

(一) 發情の徴候……………五

(二) 發情の持續日數……………六

(三) 發情週期……………六

三種 付……………六

四 妊 娠……………六

五分 娩……………七

六 離乳期……………七

第二章 馬の飼養管理大意……………八

第一 飼料の成分と種類……………八

第二 粗飼料の調製……………八

一 乾草の作り方……………九

二 石灰藁の作り方……………九

第三 馬の飼養法……………一〇

一 幼 駒……………一〇

二 種 牝 馬……………一〇

三 種 牡 馬……………一〇

四 使 役 馬……………一〇

第四 馬の管理法……………一〇

第三章 家畜衛生大意

第一 總 說……………七

第二 法定傳染病……………六

一 炭 疽……………六

二 鼻 疽……………六

三 牛の傳染性流産……………六

四 牛のダニ熱……………六

五 豚コレラ、豚疫、豚丹毒……………六

第三 其の他の傳染病……………三

一 馬の傳染性貧血……………三

二 馬の傳染性流産……………三

三 腺 疫……………三

四 牛の結核病……………三

五 強 直 症……………三

六 癩 疹……………三

第四 普通病……………三

目次

家畜商と取引關係法令

第一 家畜商取締規則及同施行細則……………一六

一 家畜商の意義……………一六

二 免許を受くべき者……………一六

目次

三 免許者の資格	四	九 馬の取引と馬籍謄本	一五
四 免許出願	五	一〇 馬の取引と價格證明書	一六
五 免許試験	六	第三 家畜商と馬籍法關係法令	一三
六 免許證の下付	六	一 馬籍	一三
七 免許者の義務	六	二 馬籍記載事項	一三
八 免許の失效及取消	六	三 馬籍の届出	一三
九 周旋手数料	七	四 管理人	一三
一〇 家畜商組合及同聯合會	七	五 除籍	一三
二 罰則	七	六 馬籍簿の閲覧、馬籍謄本及馬籍抄本	一七
三 雜則	七	七 馬の検査	一七
第二 馬の最高販賣價格等に関する法令	九	八 罰則	一六
一 馬の最高販賣價格	九	第四 家畜商と家畜市場法關係法令	一五
二 優良種牝馬及候補優良種牝馬	九	一 家畜市場の意義	一五
三 軍用保護馬及軍馬資源保護法に依る	九	二 家畜市場の開設	一五
檢定合格馬	九	三 家畜市場の種類	一五
四 認定種牝馬	九	四 家畜市場の性質	一六
五 其他の馬	九	五 家畜市場業務規程	一七
六 馬の最高販賣價格の適用せざるもの	九	六 家畜市場に於ける仲立業者	一六
七 運賃諸掛	九	七 罰則	一六
八 馬の例外許可	九	目次終	一六

馬匹一般

第一章 産馬大意

第一 馬政の沿革

馬は軍事上並に産業上極めて必要な動物であるが、昔から「兵馬の權」と言ふ言葉のある通り、特に軍事上に於て馬の欠くことの出来ないことは、古今東西を通じて變りがないのであつて、我國に於ても古くから馬政に意を用ひた事は勿論である。既に封建時代に始まり、明治以前に於ては、各藩殊に南部藩、薩摩藩の如く、夫々軍事上の要求より、独自の馬政を布いて馬産の發達を促したのであつて、南部馬、秋田馬、三春馬、仙臺馬、木曾馬、薩摩馬等が有名である。然し近世に於ける鎖國状態と馬に對する軍事上の要求が比較的低かつた等の爲、諸外國に比べて馬の資質能力の劣つて居つた事は、蓋し止むを得なかつた事である。

明治維新に至つて、文武の制度が齊しく改善の機運に向ふや、馬産も亦改良の必要を認められ、政府も馬産振興に意を用ひたが、日清戦役の結果、本邦産馬が著しく軍用的價値に乏しいことを曝露したので、之が改良の急務であることを認められ、種馬牧場、種馬所等を設置し、馬の改良に努めたのであるが、其の成績の舉らない内に日露戦役となり、愈々本邦産馬の軍用的能力不十分となると、其補充困難なる事實に直面するに至つた。即ち日露戦役當時の我が國の馬の状況は、九〇%近くは和種であつたもので、而も資源甚だ乏しく、軍用補給に頗る困難し、戦役の最後には

遂に濠洲産馬約一萬頭を輸入するに至つたのである。

是より先畏くも 明治天皇に於かせられては、馬政の振興、馬産の改良に痛く御軫念あらせられ、其の結果明治三十九年馬政局の設置となり、第一次馬政計畫樹立を見るに至り、茲に漸く本格的馬産の改良に着手することとなつた。此の第一次馬政計畫は昭和十年に三十ヶ年を以て完了したが、此の間種馬牧場、種馬所等の増設をなし、其他各種の施設を行つて、全国的に馬産の奨励に努めた結果、非常な進展を示し、特に北海道、東北及九州地方は本邦馬産の中心地として重きを示すに至つた。尙此期間には専ら外國種の血液を以て、本邦在來種の血液を殆ど更新し、其の型格資質共に躍進的進歩を遂げたのである。我國に明治初年以來輸入せられた種牡馬の種類は、凡そ十數種に及び、世界の有名な馬種は殆ど之を網羅して居るが、今其の主なものを挙げれば次の通りである。

- 輕種 アラブ・サラブレッド・アングロアラブ・ギドラン・オルローフロストブチン
- 中間種 トロツター・ハクニー・アングロノルマン・ノーニウス・ポステエブルトン
- 重種 ペルシユロン・クライズデル・ブラバンソン

斯くして第一次馬政計畫は完了したが、尙及ばざる所多きに鑑み、更に昭和十一年第二次馬政計畫を樹立し、第二段の改良に着手したのであるが、偶々昭和十二年に至り、日支事變が勃發し、未曾有の多數の馬匹が戦線に送られ、過去の諸戦役、事變等に於ては、嘗て見ない困難且果敢、放膽な作戦に使役せられた。其經驗に徴するに、本邦産馬の幾多の缺陷を曝露し、遺憾の點尠くないのと、更に朝鮮、臺灣、樺太、滿洲等に涉り、馬政の綜合的國策を樹て、各々其の分擔に従つて、計畫を進める必要とも認められ、昭和十三年七月、馬政國策が樹立せられ、且内地馬政計畫が決定せられるに至つたのである。

第二 内地馬政計畫

内地馬政計畫の綱領とする所は、有事に際して、軍馬の供給を容易ならしめると共に、努めて産業に及ぼす支障を輕減し、廣義國防上の要求を充足する爲、軍所屬の有能馬特に戦列部隊所屬の有能馬を供給するを主眼とし、銳意内地保有馬の資質向上を圖ると共に、産業上の基礎に立脚し、生産力を擴充して、從來の内地保有馬數の維持に努め、且更に産駒を増加すること等依つて、外地及滿洲等に於ける軍馬資源の培養並に改良の促進に付積極的援助を圖ると言ふのであつて、新に軍馬資源保護法及種馬統制法の二大法律を制定發布し、夫々其の據るべき所を規定し、指針を示して、専ら指導奨励に當る事になつたのである。

第三 軍用保護馬制度の意義

我國に於ける戦時軍馬の大部分は、地方馬の中から之を求めなければならぬので、政府は軍馬資源保護法を制定し、軍の動員上必要とする壯馬及其の後繼者である所の幼駒を軍用保護馬に指定し、之に適切な飼養管理と、不斷の鍛鍊とを加へ、其の能力及馴致を向上せしめて、軍馬資源の充實を期することとなつたのである。即ち軍用保護馬に指定せられた二歳以上十七歳以下の馬は何れも命令に従つて保護を加へ、鍛鍊を課せらるることとなつたのであつて、所謂馬の徴兵検査であり、簡閱點呼であり、又は義務教育であるのである。

斯くの通り本制度の主眼は、軍馬資源の充實を計り、有能な軍馬の供給を容易にせんとするのであつて、謂はば馬

を何時でも、軍の御用に立つ様に仕立て、置き、取揃へて置かうと云ふのであるが、一面平時に於ては、産業用馬として其の作業能力を向上し、使役を容易にし、且其の保続年限を延長する等、産業上にも貢献する所亦決して尠くないのである。

第四 産馬方針の概要

我國産馬の方針は陸軍の要望に副ふ爲め、低身、廣軀、四肢強健にして、負擔力、挽曳力並びに持久力に富み、中等體尺者が乗御、使役し易く、飼養管理の容易な馬を標準とするもので、尙輓型馬を生産することを第一義とし、殊に小格輓馬の生産は最も多數を要するものである。乗型馬は餘り多くを必要とせず、而も繊細菲薄な馬、特に過悍なもの、生産は嚴に之を戒めることとし、輕種の生産は乗馬の改良に必要な限度に留め、僅少な頭數で足りると言ふこととなつたのである。

一、役種別馬改良方針

馬を改良する目標として役種を乗馬、輓馬、小格輓馬、重輓馬の四種に區分す。各役種は馬體各部の對照宜しきを得、低身、廣軀、體質強健で筋力よく發育し、肢勢止良、關節堅牢、蹄質堅韌にして、持久力に富み、性質溫順、惡癖なく、悍威あり、飼養管理容易なるものであることは共通條件であるが、尙左の通り各役種特有の型質を具備する様要求せられて居る。

- (一) 乗馬 長軀、短脊、胸深く、肩斜にして後驅力あり、運動輕快、歩樣低伸濶大なるものを目標とす。本役種に適當な種類は乘型に屬するアングロノルマン、アングロノルマン系種及び中半血種とす。

- (二) 輓馬 體重豊にて厚頸、長軀、強筋充實し、力量に富み、歩樣確實なるものを目標とす。本役種に適當なる種類は輓型に屬するアングロノルマン、アングロノルマン系種及び中半血種並びに重半血種とす。

- (三) 小格輓馬 頭頸高からず、鬚甲著るしく突起することなく、背腰短直力あり、特に溫順にして使役容易なるものを目標とす。

- (四) 重輓馬 頭部短小、頸部重厚にして背腰強く、體積に富み、筋力よく發育し、肢蹄堅牢なるものを目標とす。

本役種に適當な種類はペルシユロン、ペルシユロン系種及び重系種とす。

二、種馬種類別體型標準

有能馬造成の目的を以て種馬は左の種別體型標準に適合するものを選択し供用することになつた。

體型標準表

種	種類	種馬		種牝馬	
		體高	胸圍	體高	胸圍
輕	ア	1.43-1.50 米	1.13% 以上	1.43-1.50 米	1.13% 以上
	ラ	1.47-1.49 尺	1.13% 以上	1.47-1.49 尺	1.13% 以上
重	ブ	1.51-1.62 米	1.13% 以上	1.51-1.60 米	1.13% 以上
	サ	1.50-1.55 尺	1.13% 以上	1.50-1.58 尺	1.13% 以上

大きさを可とす。鬣は其の量多からず、頸側に垂れるを良しとす。下部には氣管あり、其の發育は良好でなければならぬ。

二、體型

(一) 側望 體型の判斷をなすには、馬の左側より數歩離れて立ち、先づ馬體を方形に象るを便とす。即ち上方は鬣甲及び尻の頂點に觸れ、前方は肩端に接し、後方は臀端に接する假想線を畫き、此三線同一の長さを有するを標準正體型となす。更に假想の二垂線を肩胛骨の後端及び腰角の前方より垂下し、軀幹を三分して前軀、中軀、後軀の三部となし、此三部の長さ同長なるを善美の對稱とす。而して中軀は乘馬にあつては其の割合稍短く、鞍馬にあつては稍長きを良しとす。又鬣甲より胸骨の下緣迄の長さを胸の深さと言ひ、此胸深と胸骨下緣より地上迄の即ち肢の長さ等しきを良對稱となす。

(二) 前望 胸は適當に廣く、其の幅は體長の四分の一以上にして腋下も廣く、兩蹄間に更に一蹄を入れる餘地あるを善良の對稱とす。胸前の廣きは強健の徵なるも、廣過ぎたると狭過ぎたるとは不良とす。

(三) 後望 尻の幅は胸の幅より廣く、體長の三分の一に相當し、筋肉よく發育し、適當の傾斜をなすものを善良の後軀とす。其の廣過ぎたるも、狭過ぎたるも不良とす。

三、肢勢 肢勢とは四肢の地上に直立せる状態にして、家屋の四本柱に比ぶべきものなれば、之を孰れより見るも直立するを要する。

(一) 前肢側望 肩胛骨の上部三分の一の點より垂下せる假想垂線は膝、管球節を前後に等分して蹄の後に落ち、繋は四十五度より五十度の斜度あるを良しとす。蹄の斜度亦之に伴ふものを正肢勢とす。

(二) 前肢前望 肩端より垂下せる垂線は膝、管球節及び蹄を左右に等分するを正肢勢とす。

(三) 後肢側望 臀端より垂下せる垂線は飛節及び球節の後縁に觸れ、繋は五十度より五十五度の角度を有すべく蹄の斜度亦之に伴ふものを正肢勢とす。

(四) 後肢前望 臀端より垂下せる垂線は飛節、管球節、蹄を左右に等分するを正肢勢とす。

廣踏肢勢、狭踏肢勢、外弧肢勢(X狀肢勢)内弧肢勢(O狀肢勢)等は何れも不良肢勢である。

四、歩法

(一) 常歩 普通の歩法であつて左前肢、右後肢、右前肢、左後肢の如く、順序正しく地を離れて地に落ちるもので一完歩に四蹄音を聞くことが出来る。

(二) 速歩 常歩より早く左前、右後同時に地を離れ地に着くや、右前、左後共に地を離れる。故に一完歩には二蹄音を聞くものである。速歩の一種に速對歩あり、同側の前後肢同時に地を離れ、地に着くや他側の前後肢共に地を離れるものである。

(三) 駢歩 駢歩は速歩より尙早く、右手前又は左手前などあるも、右手前なれば右前肢先づ上り、左前肢、右後肢第二に上り、第三に左後肢上る。地に着くには反對に左後肢、其れより左前肢、右後肢次に右前肢の順なり、されば一完歩には三蹄音を聞くのである。

五、年齢の鑑定 馬の年齢は齒の發生、代生、磨滅等により正確に推定することが出来る。馬の齒數は牡馬に四十枚、牝馬に三十六枚あり、即ち上下切齒各六枚、左右上下に臼齒各六枚あり、牡馬は切齒と臼齒との間に上下左右各一枚の犬齒がある、犬齒及後臼齒の外は初め乳齒發生し一定の期に至れば永久齒に換はるのである。

乳切齒は上下各六枚にして中央にある二枚の乳齒は上下共に二週間位にて發生し（生前發生する場合あり）其の兩側の乳中間齒は生後四―八週間に發生し、乳隅齒は六―九箇月に發生する、上下左右の前臼齒は生前發生してゐるものである。

乳切齒に黒窩あり乳齒齒は滿一年位にて消滅し、乳中間齒は一年半、乳隅齒は滿二年にて消滅する。

後臼齒の前方にあるは六―二箇月位にて發生し、これに隣れるは二歳より二歳半、これに次ぐものは三歳半より四歳半にて發生す（牡馬の犬齒は四歳にて發生す）。

齒の代生は二歳半より三歳に始まり、乳齒齒先づ脱落して永久齒齒發生し（これと同時に第一第二臼齒代生す）三歳より四歳にて乳中間齒脱落して永久齒發生す（此頃第三臼齒代生す）四歳半より五歳にて乳隅齒脱落し永久隅齒代生す、下顎齒齒の黒窩は滿六年にて消滅し、中間齒は七年、隅齒は八年にて消滅す、次に上顎の黒窩を見る時は齒齒は九年、中間齒は十年、隅齒は十一年にて消滅する。

年齢の鑑定は八歳迄は稍々正確なるも、九歳より十一歳に至れば往々誤ることあり、十二歳以上は確かなる推定を下し難い。

切齒の摩擦面は初めは横に廣けれども次第に横徑を減少して縦徑を増し、十二、三歳には下顎切齒圓形に十五、六歳には多角形に、十八歳より二十三歳には三角形となる、而して下顎の中間齒、隅齒順次一年づつ後れてこの狀を

呈し更に上顎の切齒は各々三年づつ後れて變形するものである、尙ほ切齒の方向も老年に至れば前方に突出して上下齒銳角にて合するに至る、されど齒の摩擦の度合は飼料の硬軟、馬の性質等によつて差異がある。

六、毛 色 馬の毛色は頗る複雑で、之を細別すれば非常に多數に亘るも、鹿毛、栗毛、青毛、芦毛、河原毛、月毛の六毛色に大別することを得、普通使用せられてゐる。

七、特 徴 馬の特徴は白斑、異毛、岩陷、烙印、旋毛等を選び記載するものにして馬個體を識別するに便せしむるものである。

(一) 白 斑

イ、頭 部 額刺毛、星、小星、流星、鼻白、鼻梁白

ロ、肢の下部 其の呼び方は次の如く規程せらる。

左(右)前肢のみ白い時 左(右)前二白
 左(右)後肢のみ白い時 左(右)後一白
 前肢が二本白い時 前二白
 同様にして後二白左(右)二白、左(右)前右(左)後二白、前左(右)後三白、後左(右)前三白、四白等と稱す。

(二) 異毛、岩陷 所在する部位を冠して呼ぶ。

(三) 烙印 押した部位と形又は文字を記載す。

(四) 旋 毛 所在する部位により次の如く呼稱せらる。

血醉、珠目、目上、眼下、面山、頬辻、髁揃、髮巾、頸中、吭揃、波分、双門、柏生、浪門、鐙端、芝引、芭蕉、骨正、初地、沙流上、後双門

八、損 徴 損徴とは外觀の瑕痕であつて、眞に馬の能力を減殺するものと、役務には支障なく、單に外觀上の價値を損ずるものがある。

(一) 鞍傷、頸環傷 (くらすれ、がらすれ) 皮膚は厚化し、傷痕には白毛を生ずるものが多い。馬體の構造が此の損徴を發し易いものは避けねばならぬが、馬具の構造が悪いためか乃至は不注意の装着に原因するものならば役務には支障はない。

(二) 肘 腫 (ひぢこぶ) 蹄鐵を装着した馬が起臥する場合に、鐵尾の摩擦に因り發する。外觀を損ずるも馬の動作を妨ぐることはない。

(三) 冠 膝 (ひざあけ) 馬が踏きて膝の前面を傷け皮膚は厚くなり時に白毛を生ずることがある。使役の不注意にも因るが體格の悪いのに原因することが多い。役務上充分なる能力は期待し難い。

(四) 髁 脆 (ひざたる) 若馬ならば治愈することあるも牡馬にて勞働過度に由來するものは直り限い、併し輕役には支障ない。

(五) 管 骨瘤 (そえ) 管の後方で腫に接近した部分に發生したものは運動を妨ぐるも、其他の部位に發生したものは役務には何等支障はない。

(六) 腱 肥厚 (えびはら) 腱炎を患ひたる結果で刺役には服し難きも、輕役には支障ない。

(七) 球 節軟腫 (ちむら) 球節の上側面に徐々に發生するもので刺役に服せしめた結果である。疼痛もなく舊いものは使役には支障ない。

(八) 趾 骨瘤 (かめ) 繋の前側面に發生する骨の腫れで餘り跛行するものでない限り輕い作業には支障ない。

(九) 飛 節内腫 (かたひあい) 飛節の内側下方に發生する骨病で、跛行を呈するものは輕役にも服し難いから全々排斥すべきものである。

(一〇) 飛 節軟腫 (ともち) 飛節の構造が悪いもの、或は急激に然も刺役を課したる時分に飛節の前面又は内外側に現はれる水腫である。外觀を損ずるも役務には何等支障はない。

(一一) 飛 端腫 (べんとう) 飛端の腫れ上りたるもので外觀は醜きも役務には全く支障はない。

(一二) 網 傷痕 (つながらみ) 後繋に發するもので、直つたものは動作を妨げる虞はない。

第六 馬 の 蕃 殖

一、蕃殖年齢 馬は生後一年半より二年にて發情するも明四歳より十五歳位迄を蕃殖の適齡とするも、貴重なるものは普通二十歳以上迄供用するもの多く、三十歳以上にて老齡分娠せる例もある。

二、發 情 牡馬は種付をなすに時期を選ばざれど牡馬の種付は必ず發情期殊に其の適期を逸せぬ様行ふべきである。

(一) 發情の徴候 發情は土地、氣候等により遅速あり、又馬の個體によつて其の表徴の有様、度合等も著しきもの又著しからざるものあり、常に飼養管理をなすものは深き注意を要す。今其の主なる表徴を擧げれば左の通りである。

イ 舉動變化し、暗噪の性質となり、靜止することなく、心身不安の状をなす。

ロ 頻りに嘶き牡を慕ひ、神経過敏となり、眼も光力を顯はす。

ハ 陰部膨大となり紅色を呈し、粘液を分泌する。

ニ 時々少量の尿を洩す。

(二) 發情の持續日數 五日より九日迄のもの最も多く一週間前後持續するものが普通である。最短二日位より最長五十日以上のものである。之等は例外と見るべきである。而して發情持續日數の末期に種付すれば最も受胎し易いものとせられてゐる。

(三) 發情週期 種付しなかつた牝馬、及種付しても受胎しなかつた牝馬は、一旦發情が止つて、更に次の發情が現れるが、此期間を發情週期と云ひ、大體三週間乃至四週間位に再現するものである。

分娩後第一回の發情の現はれる日數は普通七日乃至九日である。併し分娩第一回の發情は、母馬が仔馬の愛に惹かされて、往々見逃すことあり、又試情しても發情を充分に見せぬことあり、注意を要する。

三、種付

一種牝馬に配する一期間の種付頭數は種類、年齢、健康状態等により斟酌すべきで、明四歳乃至五歳及十六歳以上は三十五頭内外、六歳以上十五歳迄は普通六十頭乃至七十頭を程度とすべく、産種系のものに於ても百頭を限度とす。一日に於ける交尾回數は朝夕二回又は朝晝夕の三回を越えざる程度を適當とす。

近時人工授精法發達し、種牝馬の精液を採り、注射器を用ひて、子宮内に注入し受胎せしめるものであつて、種牝馬を經濟的に利用し、而も受胎率を増進する等頗る効を奏しつゝある。

四、妊娠

妊娠の鑑定は馬の個體により難易なるも、一般的妊娠の徴候は左の通りである。

イ 種付後發情しないもの。

ロ 性質温順となり、舉動不活發となるもの。

ハ 肥滿の状態となるもの。

ニ 腹圍膨大となり、乳房脹起するもの。

ホ 腹側に手を觸れ、胎兒を探り得るもの。

ヘ 後腹部の蠕動により知り得るもの。

以上の外子宮腔部から、粘液を採つて検査し、早期妊娠診斷を行ふ方法も行はれて居るが、専門技術者以外は一般には困難である。

妊娠の徵明らかとなるに至れば、再び種付をなすことなく、過激の勞役を課さない様にし、又肥滿に陥り或は運動不足とならない様注意し、酸敗せる飼料を與へることを避け、又冷水を暴飲せしめない様注意を要する。之等は何れも流産の原因となるものである。

馬の妊娠期間は最も短いのは二九五日最も長いのは四一九日等もあるが、之等は例外とし普通三四〇日前後である馬に度々種付するも受胎しない、即ち不妊の原因は、發情の異常、尿腔、子宮病其他の疾病等に依るもので、輕度のものには治療、施術に依つて効を奏する場合が多いものである。

五、分娩

妊娠の期滿つれば分娩する。分娩に近づけば飼養管理は特に懇切にしなければならぬ。分娩の徴は先づ腹部垂下し、陰部膨大となり粘液を漏し、又乳房著しく大きさを増し、灰黄色の乳を分泌する。分娩終れば仔の臍帯は自然に斷つものなれども若し切れざる時は臍より三寸位の處を結紮し切斷すればよい。生れたこの濡

れた仔馬を母馬は頻りに嘗め乾かすものである。産後は母馬を勞はり先づ柔かな薬にて體を擦拭して血行をよくし又穀粉、麩等を湯にとき與へると疲勞を癒すに効がある。産後三十分乃至二時間にて娩隨を排出す、即ち後産である。後産は速かに取除く要あり、若し後産二晝夜に至り尙下りざるときは母體危険なるを以て獸醫を聘して施術を受くべきである。

六、離乳期 仔馬は母乳によらずして生育するに至る時を離乳期と稱す。離乳は仔馬の發育状態に鑑み、急に行はず漸次哺乳の回数を減じ最後に母馬と分つを要し、離乳期は凡そ四ヶ月乃至六ヶ月を適當とする。

第二章 馬の飼養管理大意

第一 飼料の成分と種類

馬が發育し、體の榮養を保ち、蕃殖或は勞役を満足に行ふには、飼料中の滋養分即ち蛋白質、澱粉(糖分を含む)脂肪、灰分及ウイタミン等を充分に攝らねばならぬ。

飼料を分ち粗飼料と濃厚飼料とす、粗飼料とは牧草、野草及藥稈類等であつて、飼料の基本となるものである、濃厚飼料とは穀實類、糠、麩、油粕等で、榮養分特に澱粉、蛋白質に富み幼駒、役馬、蕃殖馬の飼料として極めて必要である、然し榮養分に富む濃厚飼料を如何に多く與へても草を與へなければ充分健康を保てぬもので、馬を飼養する

には品質の良い乾草を豊富に蓄へることが大切な所以である、けれ共同じ粗飼料でも稈類は纖維のみ多く榮養分の少いのに加へ、骨格を形成するに必要な「カルシウム」が欠乏してゐるから、之のみ與へるときは、骨軟症の原因となるのである、麥類、大豆等の穀物も、一般養分は多量に含んでゐるけれども、同じく「カルシウム」成分が不足してゐるから、之を多くしても補ひにはならぬ、故に薬を用ひる場合は石灰薬として與へる必要があるのである。要するに馬の年齢、種類、用役、季節等に應じ、之等飼料を巧みに配合調理して給與することは、馬の健康上にも又經濟上にも有利であつて、飼養上の要點である。

第二 粗飼料の調製

一、乾草の作り方 大體草は其の生長の初期には養分多く、成熟するに従つて減少するものであるが、幼時は收量か少いから草の總量中に含む成分の最も多いときに刈取るのがよい、其の適期は開花頃であつて其の前後は養分總量は少くなつてゐる。刈取期早ければ草の養分含有量は多いが、收量が少ないから不經濟であり、遅きに過ぐれば草の養分減少し質粗剛になつて、飼料として不適當になるのである。一般に野草は牧草より養分少く粗剛であるとせられてゐるが、之も刈取の適期を逸せざれば、牧草に甚しく劣るものではないのである。

草の調製は乾燥が第一である、雨に當てると乾草は粗剛となつて、色澤は無くなり、香味も失せ、養分が消失して品質が低下する、晴天を選び成るべく早く乾かす様にするのが大切で、其の程度は莖や葉は淡黄色で幾分濕氣の残つてゐる程度が良く、乾し過ぎれば茶色となり、香もなく、馬も喜んで食べない、又乾し足りない時は、堆積した時中が腐り、褐色になつて、香も失せ、乾草として價值がなくなる。

乾草は堆積中に内部に酸酵を起して、芳香色澤よろしく、消化も良く、馬は喜んで喰ふが、乾燥不足のときは酸酵に伴ひ高熱を發し草の成分の分解を高め、不快な臭氣ある微を生じて、馬の嗜食に適せぬ様になるから、かゝる場合は腐敗せる部分を除去して、日光に曝し又は堆積の中央に諸所空洞を設けて、通風をよくする等の應急手段を講ずれば、或程度防止が出来る。

二、石灰薬の作り方

石灰薬に簡易石灰薬と煮沸石灰薬とがある。

簡易石灰薬は、切薬十疋、消石灰一疋乃至一、二疋、水八十五立(温度高き程有効)をよく混和して、二日内外放置した後、後等にて揚げ、流水中で數回洗滌したものを謂ふのである。

煮沸石灰薬は、上記の如く混合したものを、二日間放置する代りに、二時間内外煮沸したものであつて、其の後の處理法は前者と同様である。

使用する消石灰は、製造後時日を経過し、風化したものでは効果は少い。又消石灰の代りに、生石灰を用ふる場合に於ては、豫め乳化し、箆で漉し、然る後用ふる。生石灰の使用量は、薬十疋に付〇・八乃至一〇疋を可とす。

以上の内簡易石灰薬は容易に製造し得るが、其の飼料價値は、煮沸石灰薬よりも幾分劣るのである。兩石灰薬は、濕つたまゝ使用しても支障はないが、水洗後乾燥貯藏した上使用するを可とする。

第三 馬の飼養法

一、幼駒

幼駒は飼料中に可消化成分の大半を體內に蓄積し、諸機關及び筋肉骨格が發育する、即ち成育時期であるから、體重の割合に食量も多く、又蛋白質分の多いものを與ふべきである。乳汁は最も此の理に叶つたもの

で、母馬の泌乳量多いものを選択する必要がある所以である。或は亦乳汁の分泌を促すため、母馬に養分の多いものを與へることが大切である。されば乳汁を減じ他の飼料を與へんとするには次第に燕麥挽割の様な濃厚飼料を注意して補給せねばならぬ。離乳後明二歳に至る期間は最も發育旺盛で、此時期に榮養不足し、發育不良に陥らしめると、終生恢復の望みなきものなれば、保育上最も懇切なるを要する。飼料給與の回数は成るべく多くし、一時に多量を与えるは良くない。夜飼を與へることも忘れてならないことである。

放牧は此期に於て最も肝要なことで、牧野に繁茂する青草は各種の養分を豊富に含む故に馬の發育を促進し、自由に山野を跋渉して筋髓の發達を助け、骨格を充實し、肢蹄の堅實味は益々増加するに加へ、日光の照射に恵まれ、風雨寒暑等あらゆる天候に曝露せられる結果體質頗る強健となり、抵抗力を増進する等其の効果は多大なるものがあるのであつて、幼駒育成上必須の事項である。

二、種牝馬

種牝馬は種付時期のみ大切にして、取扱を良くしても、効果の擧るものではない。種付準備として、冬季間より、牝馬の體を蕃殖に適する様に作つて置くことが大切である。特に本道の如く積雪多く、舍飼の永

い地方に於ては、榮養を悪くし、運動不足等の爲め、不健康に放置し勝ちであることは戒めなければならぬ。種付せんとする際は、平素役務に供されたものは、成るべく輕役ならしめ、或は休役させて安靜に飼養し、給水を充分にして、體內諸機關の緊縮を緩める様にする。瘠せたるは受胎し易しとするは誤りにて、肥滿せざる限り營養を良好にしなければならぬ。過肥に陥らしめるは亦不妊の大原因にて所謂八合肉に保つを最適とするのである。

妊娠中母馬の營養の良否は、仔馬の健全に關するが故に、最も飼養管理に注意する必要がある。殊に六ヶ月後は胎兒の發育を促進する爲め、飼料を増量すると共に、運動を課することが最も必要で、妊馬は體の重くなるにつれ

て、歩行を嫌ふ傾向がある。尙給水は充分に行はないと流産の原因となる。又鹽の給與は決して忘れてはならぬ。

放牧した妊馬は放牧引上後は乾草、燕麥、米糠等の餘り濃厚過ぎないものを給與して、飼料を急變しない様に注意しなければならぬ。殊に大豆の如きを多量に與へる等は却て流産の原因となる。豆穀等の微びたものを與へて中毒を起させ、凍結した水を與へる等は亦流産の原因をなすものである。

妊馬にして當歳の付いたものは成るべく早く離乳を行ふを宜しとす。生後六ヶ月乃至八ヶ月で九月下旬から十月上旬に行ふが適當である。

産後は直ちに鬩一升を熱湯に攪拌し、全量五升を微温湯として與へ、靜養させれば良い。初産の母馬で往々哺乳を厭ふものあり、之等は靜かに乳房を摩擦し、乳頭を揉み、軽く搾乳すれば自然に馴れるものである。又乳の不足なものには青草を多く與へるか、鹽を燕麥等に混じ、水で捏ねて與へると効がある。

三、種牡馬

平素は厩舎に放置し、只飼料を豊に投與すれば良いとなし、種付期に遽かに手入をし、運動を課し、美食を給し、甚だしきは藥品をも與へて生殖力を加へやうとするものあり、或は又種牡馬飼養は、唯肥えさせることが秘訣であるかの如く、美食のみ與へて足れりとするものもあり、之等は何れも誤れるも甚だしきものであつて、飼育の要は種牡馬として常に其の最上の肝威と強健とを保持せしめ、種付に際しては瘦せる様のことなく、氣力は旺盛、生殖力は益々強大ならしめるのである。即ち平素の飼養管理は種付業務の準備であるといふ心組みで、規則正しく滋養物を與へると同時に、毎日充分に運動を行ひ、手入を怠らぬ様にしなければならぬ。

い。平常の飼料は穀類の多過ぎるよりも、寧ろ良牧草を多く與へる方が望ましいのであつて、過肥は生殖力を弱大にするものではなく、却て情慾を減殺し、受胎を不確實にするものである。然し種付時期には多少穀類を増給する必要がある。種類年齢等により多少の加減はあるも、大體種牡馬一頭の給與日量は燕麥六升乃至八升、鬩一升、牧草一貫五百匁、鹽五匁、寢藥三貫匁位を標準とするものである。

四、使役馬

役馬の飼料は生命を繋ぐための維持飼料と、役務のために力を出す力役生産飼料とに區分することが出来る。馬に使役に供するときは維持飼料に加へ生産飼料を給與しなければならぬのであつて、休業する場合穀類を減じ、通常使役する時の三分の二位にし、休業長きに亘るときは四分の一迄も減じて差支ないのである。然し穀物が力の素となるからと云つて、之のみ給與しても効果は無いのであつて、馬が空腹を感じない様充分粗飼料を與へることが肝要である。

實際給與上の注意としては、飼料中に含有する滋養分を參酌し、消化吸収を容易ならしめる様に工夫して與へることが大切で、蛋白質、澱粉等の多い飼料は切草を混じて稀薄とし、使役の關係を考慮して一日三、四回に分與し、空腹を感じぬ様にするには有利な遺方である。尙激務時には滋養分の多い穀物を與へ、呼吸を妨げぬ様に容積を少くする必要があると共に、日中は勞役の關係で多量の草類を採食出来ないから、夜分休業時に多量と與へることを心掛けるべきである。

役馬には大量の水を飲ませる必要がある。水與の方法は馬房内に給水設備をなし、自由に飲水出来れば申分なきも時間を定めて水與する場合には、成るべく飼與前に與へる方がよい。而して自由に飲水出来ない時には夜中給水すると翌日の作業に効果があるのである。

第四 馬の管理法

家畜の健康を保持せんとすれば、常に衛生を重んじ、取扱を親切にして、家畜に安心と満足とを與へなければならぬ。さもなくば飼養、蕃殖の目的を完うすることは出来ないであつて、今次に管理上必要な事項を述べやう。

一、厩舎と舎内の設備 大部分の馬は一生の多くを厩舎内に送るのであるから、健康を害することのない様に建築に工夫しなければならぬ。厩舎の目的は風雨寒暑等を防ぎ、外敵に襲はれない、安全の住所とするにあるのであるから、舎内の空気は清潔で流通良く、冬は暖かく、夏は涼しく、且つ窓も相當の大さあつて明るく、適當の高さと、廣さを有たなければならぬ。

二、皮膚の手入

舍飼馬の皮膚は不潔となり易いもので、絶えず手入を行ふ必要がある。

皮膚の手入は、たゞ皮膚に附着した垢汚を除くと云ふことのみではなく、其の作用を十分ならしめ、摩擦によつて血行を良くし健康を保たしめることとなるのである。使役後又は降雨、泥土に汚染した場合には、汗を拭ひ、水氣を除き、泥土を去り、擦拭乾燥せしめる等の注意が肝要である。夏季水浴せしめるは皮膚を清潔にすると同時に、清涼を與へる効がある。但し空腹時及び給飼直後を避け、浴後は直ちに水氣を拭ひ去らなければならぬ。手入に要する器具は毛櫛、鐵櫛、根櫛、木櫛、鐵篋、雜巾、油壺等である。

三、蹄の手入

馬が自由に山野に運動する場合は、蹄も自然の衛生に適合格別の注意を要しないが、之を厩舎に繋ぎ、又は勞役に服さしめるときは、必ず相當の手入を必要とする。即ち長きに過ぎるものは之を削り、短きに過ぎるものは蹄鐵を裝するものである。又蹄又の掃除を怠るときは蹄又腐爛し、跛行を來すことがある。蹄の手

入及び保護は馬の全能力を支配すると云ふも過言でなく、最も技術を要するものであるが、次に其の要點を列記する。

- (一) 幼駒の肢蹄を丈夫にするには、山野放牧に勝るものはないが、事情の許さないときは成るべく自由に運動させるが良し。
 - (二) 削蹄をするには、初め蹄底の枯角を去り、次に蹄又を負縁と同じ高さか又は僅かに低く整理し、次に負縁を平らに削り、終りに負縁の鋭角を鑢削するのである。凡て既蹄は削り過ぎぬ様注意し、幼駒の蹄は稍起てるを良しとする。
 - 削蹄には削蹄鑢、刮削刀、蹄刀、削蹄槌等を用ふ。
 - (三) 自由運動の幼駒は、六週日乃至八週日毎に、舍飼のものは少くとも四週日毎に蹄を検査して手入をしなければならぬ。幼駒は蹄の變形を來し易いからである。
 - (四) 壯馬は幼駒の如く變形が速くはないが、四週日乃至六週日毎には蹄の外縁に鑢を加へて其の鋭角を去り、裂蹄等を豫防しなければならぬ。
 - (五) 變形し易い蹄は一週間に一度又は十日に一度は、鑢を加へて不正な磨滅を正す様にする。
 - (六) 蹄鐵を打つた蹄も四週日乃至六週日毎には打直しをする要がある。
- 尚、蹄は常に清潔にし殊に蹄裏の掃除は行き届く様にしなければならぬが、舍飼馬殊に裝蹄馬は既蹄馬よりも乾燥し易いので、毎日水洗して、蹄を清潔にすると同時に、十分に角質部内に水分を吸収せしめることが必要である。又蹄の過度の乾燥又は温潤を防ぐためには、何れも塗油を必要とするのであつて、之等のことは護蹄上意

たること出来ないものである。

四、運動 馬の運動は一日も欠くことを出来ないもので、假令養分の多い飼料を與へても、又皮膚の手入を良くしても、若し運動不十分であれば、爲めに食欲を減じ消化を妨げ、幼駒なれば筋骨軟弱となり、到底完全な發育を遂げることが出来ぬものである。且つ運動不足は往々生殖力を減じ、妊馬にあつては難産の恐れがある。運動場は成るべく厩舎の近傍で濕潤ならぬ地を選び、若し清流があれば之を場の一隅に取込むが良い。其の廣さは出来るだけ廣い方がよいのである。而して日々少なくとも一時間乃至二時間は運動せしめ、降雨風雨の日も成るべく止み間を見て少くも一時間位は運動させる必要がある。

馬は元來筋肉を勞すべき動物であるから、適度の運動は健康を保ち、且つ其の能力を昂める上に最も關係が多いものである。運動法は状況に應じて大體左記の方法を適宜實施すべきである。

- (一) 自由運動
- (二) 追走運動
- (三) 廻し運動
- (四) 乗運動
- (五) 挽曳運動

第三章 家畜衛生大意

第一 總説

大東亞戰爭を勝ち抜く爲には國民は皆其の職場職場にあつて力一杯御奉公せねばならぬことは申す迄もない處で、馬に關係を有するものは此際如何にしても丈夫な有能馬を一頭でも多く造り上げることに全力を盡すべきで（牛に付ても、羊や豚に付ても凡てさうあるべきである）之が爲には家畜の保健衛生に充分の注意を拂ふことが何よりも大切である。

家畜商は牛、馬、羊、豚の取引異動の立役者であり又一般畜主から最も親しまれる指導者であるから各位の心構へ如何が戦線にも銃後にも最も大きな影響を及ぼすものであることを能く認識して寸分手抜かりのない様せられたいのである。

殊に傳染病が流行して多數の家畜が損耗する様なことがあつては時節柄由々しき大事であるから不用意に是等病疫の媒介をするが如きことは斷じて慎まねばならぬは勿論常に警戒を嚴にして病氣の早期發見に努め、役所方面や獸醫師とも能く連絡をとつて豫防制遏上手落ちのない様せられたいのである。

從來家畜が法定傳染病に罹つたり又其の疑あるとき（牛疫、牛肺疫、口蹄疫若しくは狂犬病のときは感染した處あるときでも）は持主や管理人（又は診斷や検査にあつた獸醫師）は直に地元の警察官吏又は家畜防疫委員に届出ね

ばならない。假令それが傳染病でなくとも、牛、馬、羊、豚が病氣で死んだ場合には又之と同様の手續を要し且つ屍體は其の筋の指圖を受けて處分せねばならぬことゝなつて居るのであるが、間々之を怠るものゝあるのは誠に寒心に堪へないことである。

更に今回公布された家畜商取締規則では家畜商や其の雇傭人等は地方長官の許可を受けない限り前に云つた法定傳染病や其の疑似症のみならず馬の傳染性貧血、馬の傳染性流産若しは腺疫に罹つたり罹つた疑ある馬の賣買交換、又は其の周旋を爲すことが出来ないことゝなつて居るから吳々も間違のない様せられたのである。

就ては本道に多い家畜の疾病に付て一通り其の概略を記すと共に家畜衛生の一環を述べて參考に供することゝする。

第二 法定傳染病

家畜傳染病豫防法と云ふ法律で傳染病と云ふのは、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、氣腫疽、牛の傳染性流産、ダニ熱、炭疽、鼻疽、假性皮疽、加奈陀馬痘、馬緬羊山羊の疥癬、羊痘、豚コレラ、豚疫、豚丹毒、狂犬病、家禽コレラ、家禽ベスト、雛白痢の十九種に限られて居る。其内北海道の家畜商として特に注意すべきものは次の數種である。

一、炭疽 各家畜殊に牛馬が最も罹り易く人も亦感染する厄介な病氣である。此菌は外界に對する抵抗力が非常に強く、乾燥状態では十數年も生きて居ると云はれる。普通飼料、寢草又は飲料水等の媒介で消化器から感染するが又傷口から感染する場合もある。病毒が一度體內に侵入すると、二三日又は五六日位経つてから發病する。發病すれば體温が四十度以上に昇りさむ氣をしてブルブル慄ひ、不安興奮の状態を示し次第に力ぬけて歩行がヨロヨロし食慾も無くなり下痢をして糞の中に血液が混り尿の暗赤色となる事さへある。次で體温は下り坂となり肛門や鼻から出血があつたりなどして死が目の前に迫つて来る。この経過は普通發病後約八時間乃至一日半位の短時間であるから生前に獸醫師の診斷をうける機會は滅多にないのである。牛馬や羊が突然死んで屍體の鼻や口から出血して居る様な場合は溢りに手を觸れないで直に獸醫師を迎へ本病の診斷を依頼し本病の疑あるときはその屍體を其筋の指圖に従ひ嚴重に處理しなければならぬ。本病に對する免疫血清が製造されてゐるからその發見が早ければ早い程豫防も効果を擧げる事が出来る。

二、鼻疽 本道に常在する病氣でないが、滿洲や支那大陸と人や馬の往來が多くなるにつけ何時侵入せぬとも限らぬ。馬、驢、騾及人に感染し現在の處不治の難症で豫防接種法も知られてない厄介な病氣である。此菌は患部の分泌物や鼻汁の中にあつて病馬との接觸、厩具、馬具及馬糞等の媒介で感染する。経過は大概は慢性で鼻の孔や皮膚に潰瘍が出来膿様の鼻汁を出し淋巴管に添つて索腫、結節を續發し次第次第に瘦せ衰へて遂には斃死する。本病に對しては専ら早期に發見して敏速に病馬を殺して病毒の蔓延を防ぐより外に豫防の方法は無いのである。

三、牛の傳染性流産 牛の傳染性流産を起させる病原體の主なるものは原虫の「トリコモナス」細菌では「バング」菌である。是等の病原體は孰れも單に流産を起させるで流産後少しく食慾を減する外、外見上健康に異狀が認められぬから將來不妊症に陥る場合の少ない事など考へずに兎角打ちやりにされ易く、それ丈傳染蔓延の危険が多い譯である。勿論どちらも牡牛をも侵すのみならず「トリコモナス」は寧ろ種牡牛の媒介によつて蔓延する場合が多いのである。「トリコモナス」は本道でも數年前大流行を見たが幸に防遏の效を奏して現在では殆んど被害がない狀況であるが、牛が流産した場合はその儘に葬ることなく是非共獸醫師を迎へて傳染性か否かを確めるやう

にされたい。特に「バング」菌は消化器や皮膚からも感染し屢々人間にも傳染して厄介な熱病を起す例も多いので一層用心すべきである。

四、牛の「ダニ」熱 本道にも古くから發生を見て居り、重症のものは多くは斃死するが輕症のものは乳量或は榮養が減退し或は流産を誘發する等その被害が甚大であるから近年特に本病を重視するやうになり法定傳染病中に加へらるゝに至つたのである。原因は一種の「ダニ」の媒介で「ビロプラブマ」と云ふ原虫が牛の血液中に寄生發育する事に因つて發病するのであるから、春の末から秋の初にかけて「ダニ」の多く發生する地方に放牧される牛が最も罹病し易い譯である。此病氣には急性のものゝ慢性のものゝ二通りある。急性型のものゝは最初四十度以上の高熱を發し暫く其熱が續き、食慾も元氣もなく運動不活潑、歩行不健實、結膜、鼻腔、口唇、膈等の粘膜は初め充血して赤味を帯びるが次第に黃疸の徴候を現はし帶黃白色となつて貧血且浮腫を呈する。糞は發熱當初は便秘するがやがて下痢を起し時に血便を排泄する。尿は初め濁つたり少し赤味のある程度であるが後には葡萄酒色になる。死亡率は極めて高く一週間で死ぬものが多い。慢性型のものゝは諸症候急性のものゝ様に甚だしくないが經過が長く、その内に衰弱して死んだり又餘病を誘發する處がある。斯く云ふと非常に恐ろしい病氣の様に思はれるであらうが、本病の常在地方に育成された牛は本病に對する抵抗力強く、假令罹病しても大抵輕く經過するから、無毒地と常在地の間に牛を異動しようとする場合に特に注意を拂ふ様にすれば實害はそれ程大でないのである。常在地方で牛が發熱し血尿を排出する場合は先づ本病を疑ふべきで、獸醫師について診斷を乞ひ血液検査に依つて決定すべきである。而して少しでも本病の疑あれば直に適當な治療を受ける様せられ度い。

五、豚コレラ・豚疫・豚丹毒

是等の三つの病氣は養豚家にとつては最も恐るべき傳染病で、中でも豚コレラは其の病原體が顯微鏡でも見ることの出来ないものである丈一層警戒を要するものである。養豚家は常に豚の皮膚や鼻孔に注意し、耳の付け根を時々手で觸れて熱の有無を判斷し、若し咳嗽をしたり、餌食ひ悪く熱を出したり、便秘或は下痢があり皮膚に赤い斑紋の現はれた場合は即刻獸醫師の診斷を受け其筋に届出で其指圖に従はねばならない。これは早ければ早い程良く當局は直に本病の適切な豫防處置を講ずる事が出来る。三病共經口感染に因るものであるが、本道の昭和八、九年及び昭和十四、五年の大流行に於ても、豚商の來往に依つて病毒を傳播した實例が頗る多いから特に注意を喚起したい。

此外假性皮疽は明治時代本道で大流行を見たが、大正九年以來全く其の跡を絶つて居る。狂犬病も大正十一年迄は時折り發生したが今では大以外の人畜をおびやかすことは先づ想像が出来ない。家禽コレラ・雛白痢は家畜商の營業には直接の關係がないから説明を要すまい。尙内地では惡るべき牛肺疫が大陸から侵入して大きな被害のあつたことはあるが、本道には幸に未だ其の侵入を見て居らぬ。

茲でもう一度法定傳染病に對する家畜商の心掛を述べると

- イ 家畜商の免許を受けたものは法定傳染病に罹り又は罹つた疑ある(馬の傳負、傳染性流産及び腺疫も同斷)家畜の賣買若しは交換又は其の周旋を爲す事が出来ない。
- ロ 家畜商の免許を受けたものは一般畜主と同様自分の所有又は管理する家畜が法定傳染病に罹り又は罹りたる疑あるときは直に所轄の警察官吏又は家畜防疫委員に届出でねばならぬ。
- ハ、家畜商の免許を受けたものは一般畜主同様自分の所有又は管理する家畜が疾病の爲斃死した場合亦(ロ)と同

様の届出をなさねばならぬ。

ニ 警察官吏又は家畜防疫委員から傳染病豫防上指圖を受けたときは之に従はねばならぬ。

而して家畜傳染病に對する處置としては、罹患者の隔離消毒、場合に依つては殺處分を行ひ、更に人や家畜の交通を遮斷し、危險地域の家畜に對して豫防注射を實施する等萬全の方法が講ぜられるのである。尙又海外から我國へ病毒の侵入を防止する爲に海港檢疫を行はれてゐるのである。

第三 其の他の傳染病

家畜商にとつては法定傳染病以外の家畜傳染病中に、却つて重要視せねばならぬものがある。馬の傳染性貧血、馬の傳染性流産、腺疫等がそれである。家畜商取締規則中此三つの病氣を法定傳染病と同列に扱つたのも尤もなことといふべきである。又牛の結核病については特に一つの法律を出されて居る程である。

因に馬の傳染性貧血に罹りたる馬の殺處分施行のことも法律で定められて居るのである。

一、馬傳染性貧血(俗稱傳貧又ブラリ) 一種の濾過性病毒(普通細菌を通さない濾過器を通過し顯微鏡では其の形が見られない)の感染に依つて發病するもので、現在の處適當な豫防治療法もなく、病性が區々で且つ外の病氣との混合感染もあるので診斷も極めて難かしい厄介千萬な疾病である。そこで本道でも病馬の多く出る地方には専任技術員を置いて定期並に臨時の檢診を行ひ、病馬の發見、疑似馬の舍外牽出禁止、眞症馬の殺處分を勵行して之が撲滅に努め、施設區域外に在つても軍用保護馬に付ては區域内同様手當を交付して殺處分の法律を適用せられる事となつて居るのである。

本病は四季を通し年齢や性の別なく發生するが、最も多いのは夏季蚊等の吸血昆虫の盛に活動する時期で、冬季は比較的安んずるといへる。以前は殆んど生産地方で盛に放牧する方面に限られて居たかの觀があつたが、事變以來馬の異動が激しくなつた爲でもあらう最近では放牧慣行の少ない主として育成使役をやつて居る上川・空知等にも可成蔓延して居る状態である。

感染の徑路は病馬の毒血を吸つた昆虫例へば蚊・刺蠅等の媒介に依る場合が最も多いとされて居るが、子宮感染もあり又病馬と同居したり交配する事に依つても傳染する事がある。

症状は大別すれば急性型と慢性型に分れるが、其間に判然と區別のある譯でなく最近豫防施設が完備に近づきつゝあるのに却つて急性型が多くなる傾向さへ見受けられ、更に又前にも云つた混合感染の例もあつて複雑怪奇委しく説明すると、生兵法却つて間違の原となるから多くは云はぬが唯各型を通して一般に發熱時及び其前後に貧血が強いので結膜・口粘膜・腔粘膜等等は蒼白色を呈してゐる。無熱の時でも結膜は帶黄色で不潔な感のするものが多い。家畜商として特に關心を持つものは、毎日朝夕體温を計る習慣を養ふことを御勧めする。さうすることによつて不定の回歸熱のある事や、朝夕温差の甚だしいことなど明瞭となつて思はざる不利を招くことも周圍に迷惑をかける事も避け得る事とならう。

症状が複雑多様だから素人に診斷の出來様苦もないが、最近此方面の學問が非常に進んで傳貧技術員に對し本病の診斷標準と云ふものが精しく示されて居るので、之に依つて技術員は臨床上の所見と血液檢査の結果を綜合して慎重に的確に診斷されることゝなつたのであるから、技術員に全幅の信頼を置き單に眞症馬の處分の場合でなく馬の健康問題に付ては萬事其の指圖に従ふことが一番安全の策である。

重ねて傳貨に付て一般的な注意を簡條書にすれば

イ 馬を賣買交換又は周旋しようとする場合には市町村役場に就て其馬が傳貨の疑似馬又は注意馬となつてないかどうかを問合はすこと。

ロ その上異動の直前に獸醫師の診断を受けること。若し傳貨に罹り又は其の疑のあるときは絶対に賣買交換又は其の周旋が出来ない。

ハ 自分の所有又は管理して居る馬は施設区域内に在つては必ず定期検診を受けること。

ニ 疑似馬は種付、舍外牽出を禁止すること。

ホ 眞症馬は法律に従ひ速に殺処分を受けること。

ヘ 病馬發生既舎は技術員の指示に従ひ嚴重消毒すること

(二) 馬の傳染性流産

一般に秋季九月頃から翌年三四月頃までに最も多く本道の馬生産地帯は何處でも充分警戒を要する。臨床的には之といつて目立つた症候を表現さないうで突然に流産するので豫知することは六ヶ敷い本病の原因は馬流産菌の感染に依るもので其の徑路は病原菌が口から入り妊娠馬の子宮に達し茲で増殖し胎兒を敗血症に陥らして死亡して流産す。依つて流産胎兒、惡露、後産等には多數の細菌が附いて居るのであるから是等のものは勿論、これに觸れた様なものは充分消毒せねばならぬ譯である。併し流産菌に感染しながら流産せず分娩間近に早産する場合もあるが、その仔馬は多くは生後間もなく斃死する。又性や年齢の別なく本菌の感染を受けて鬚甲部や牡の睾丸などに病變を起して所謂流産菌症となり時には傳染性貧血と紛はしい症候を呈することもある。特に仔馬に感染率高く關節炎や敗血症等を起す。又人にも感染して發熱腫脹等の病變を起した

例もある。

馬には轉倒、打撲、劇役、熱性傳染病、腐敗飼料の給與等に依る流産もあり、草藪、大根、凍結飼料等の過食も流産を起すといはれるが斯様な原因がなくて突然流産した場合には先づ傳染性流産を疑ふべきで殊に惡臭鐵色の惡露を排泄する場合、流産後發熱し元氣食慾不振の場合、胎兒が敗血症状を呈する場合、又は附近に流産馬の出て居る様な場合、或は本病の常在地方から移入された馬である場合など一層其の疑が濃厚である。

本病豫防には特に豫防施設區域が設けられてあつて、茲では蕃殖牝馬を春六月頃の種付期から翌年一月に至る期間中に六回豫防注射をやりと共に流産馬の早期發見と可檢材料の送付檢定に依つて制遏手段を講ずる、即ち流産馬の隔離や染毒物の消毒を行ふ等最善の方法をとるのである、又區域外に本病の發生した場合には血清應用の途も開かれて居る。

本病に對する家畜商又は畜主としての一般的な注意事項は

イ 馬を賣買交換又は周旋しやうとする場合には市町村役場に就て其馬が傳染性流産をしたり又は原因の不明の流産をした事實がないかを問合はす事。

ロ 異動の直前その馬は既に傳染性流産を他に感染さす危険なきやを獸醫師に診て貰ふ事、危険のあるものは絶対に賣買交換又は周旋しない事。

ハ 自己の所有又は管理して居る馬は施設区域内に在つては必ず指定せられた都度率付けて豫防注射を受ける事。

ニ 施設區域の内外を問はず、馬が流産した場合は、直に可檢材料を道廳獸疫試驗室に送付する事。

ホ ニと同時に市町村役場に届出で技術員の配置のある處では技術員にも届出で、消毒其他適當の處置を指示通り

行ふ事。

へ 眞症と決定された場合は更に指示を受けて流産馬の隔離や大消毒を行ふ事。

三、腺 疫 (俗稱ナイラ)

腺疫菌と云ふ球菌の感染に依つて起る化膿性炎症を云ふのである、本病の發生は地方に依つて多い少いの差はあるが、北海道では到る處に其の發生を見殊に幼いものほど感染率が高く、人間の幼児が麻疹に罹る様に軽いか重いか一度は罹る病氣であることへ考へられる位である、又飼料や氣候の變り目、乳離れの時期、船車輸送の直後、榮養不良、感冒等は得てして本病を誘起する因になる。腺疫菌は鼻漏に混つて出て來るが咳嗽時に出す唾液にも糞便中にも排膿液中にもあつて厩舎内が菌で汚染され飼料や寢草について口から或は塵埃と共に吸入されて感染するのであるが主なる媒介物は飲水である、馬に水を與へると水を飲み込むときに鼻腔から多量の水が逆流する、この時に鼻や咽頭に蕃殖して居た菌が水に混つて飲水器に澤山に流れ出るから集團飼育をやつて居る處で飲水器を共同に使用して居る様な場合に多數の馬が感染するのは不思議ではない、此外病馬が咳嗽や噴嚏をした際其病馬の鼻前に面接した場合或は牧夫の手足や被服を介して感染する場合も想像される。

四歳以下の若馬は最初食欲の不振、四十度前後の發熱、倦怠の様子等を呈すると共に少量の水様性鼻汁を出す漸次鼻汁は濁つて粘りを増し三日か四日後には黄緑色の膿汁と變り其の量も多くなる、これと同時に咳嗽を伴ひ顎凹の淋巴腺が硬く腫れ手で觸れると熱感があり疼痛の氣配を示す、次でその部に柔軟な箇所が出來、これが自然に破れて黄白色の膿を排出する場合があるが排膿の早い程経過も軽く大體一ヶ月以内に恢復する、随つて早期に獸醫師の診療を受けるのが賢明な方法である、本症の経過中全身脱毛症や血斑病を繼發する事もある、以上は良性の定型のとも云ふべき腺疫症候であるが、四歳以上の成馬になると最初から咽頭炎を起したり又は顎凹淋巴腺或は耳下

腺の腫脹化膿を見るものがあり更に悪性のものでは呼吸器の深部にまで順次化膿性炎症が波及し又諸所の内臟淋巴腺に化膿が轉位し永く菌を保有排出して本病をばらまく事がある、斯様な悪性のものでは死亡率も極めて高いが咽頭炎の軽いものでも稀に呼吸困難を起して死ぬ事もあるから油断してはならない。

腺疫の症候は素人眼にも分りやすいものでもあり腺疫菌そのものも馬體を離れると存外弱いものであるから差して恐るゝに足らぬが何分にも廣く流行する病氣であるから仕末が悪い、だから上に述べた誘因となる様な飼養管理法について充分注意を拂ひ、時期に応じて腺疫血清或は豫防液を獸醫師と相談の上で適當に應用する様にすれば相當の効果を期待する事が出来る、尙排膿した創口や、膿で汚染されたと思はれる厩具、馬具其他や發生厩舎等の消毒を嚴重にする事が大切である。

四、畜牛結核病

畜牛の最も恐るべき病氣は人間の場合と同様結核病であると云ひ得る、乳牛が本病に罹ると第一飼料の利用性が下り生育生産共に衰へて長命しないのである、若し重症になると搾乳販賣を禁止せられ又食用としては屠肉の一部或は全部を棄てねばならぬ、而も病牛を打ちやつて置く健康牛に傳染し異動すれば其の往つた先にも蔓延する事になる、本病の原因は牛結核菌と云ふ微菌であつて體内に入ると色々の臟器を侵し慢性難治の病を起すものである、即ち肺結核は短節の咳嗽あり榮養次第に衰へて被毛光澤を失ひ慢性鼓脹症を併發し體軀が瘦削する、乳房結核は無熱無痛の硬結が出來乳汁は次第に薄くなる、腸結核は頑固な下痢が特徴で體力減耗して斃死するに至る。

病牛の乳汁喀痰、咳嗽の小滴や唾液、糞尿等の中には極めて澤山の結核菌が含まれて居て體外に排出され直接又は間接に健康牛の體に消化器や呼吸器を経て傳染するもので續は殊に結核菌を含んで居る生乳を飲む爲に感染する事が

多し。而も本病を豫防する爲には現在の處では豫防液もなく又治療法もないので病氣の初期に發見して病牛を根こそぎなくする事が豫防上最良の方法であるのである、殊に此病氣は人間の結核病にも關係があつて小兒結核には牛型の結核菌が證明せられて居るのであるそこで政府では法律を發布して臨床検査とツベルクリン應用検査の二つの方法を併用して豫防に努めて居るのである。

畜牛を持つて居る者は次の心得を必要とする。

- イ 結核検査の期日が指定された場合は畜牛現在厩を市町村役場に差出す事。
- ロ 検査施行期日二十日前から検査の終る迄被検査牛の異動が許されないから家畜商は特に此點注意を要する。
- ハ 検査当日は所定の時刻に前年度交付された健康證を持つて牛を牽付ける事。
- ニ 病牛を移動する場合には必ず検査員の許可を受けねばならぬ事。
- ホ 病牛で耳環がこはれたり失つたときは検査員に届出る事。
- ヘ 結核病に罹り又はその疑ある畜牛を發見したときは検査員又は警察官吏に届出る事。
- ト 畜牛が死んだとき、その牛が結核の健康證を持つて居たものならば健康證を又病牛であつた場合は耳環を警察署に返納する事。

五、強直症 人の破傷風と同じもので此病原菌は廣く土壤中に存し馬糞のある處には特に著しく厩舎には常在するものといつてよい、皮膚や粘膜の損傷に埃土などが觸接して深部組織に侵入する外去勢斷尾注射等に依る醫療器械などの媒介に由る事もある、馬屬が最も罹りやすく羊、豚、牛も侵される。

全身又は局所に隨意筋の強直性痙攣を起すのを特徴とする。多くは急性の經過をとり馬に在つては豫後概ね不良で數日で斃れる。意識は病氣の末期まで明瞭で食慾飲思共に旺盛であるが口を動かす事が不自由となる爲飲食共に甚だしく障碍され歩行も強拘となり輕微の光線又は音響によつて著しく興奮し、病勢増進すると呼吸困難に陥つて遂に死す。

本病に對しては努めて早く創面を發見し異物を除去して消毒を嚴にする事であるが特に常に蹄に注意を拂つて踏創の如き深創は小さなものでも十分の處置を講ずる事が必要である。危険地帯に在つては豫防注射を勵行すべきであり、發病の場合は速早く獸醫師を迎へて血清注射其他適當な手當を受ける事が賢明の策である。

六、瘡 疹 病原體に付ては色々説はあるが未だ充分明瞭でない。通常交尾に依つて相互に傳染する牛馬に多い傳染病で馬に於ては慢性經過をとる場合が多いが而も死亡率は可成り高い。

症狀は腔粘膜が潮紅腫脹し頻に痒感を訴へ同時に粘液を漏し粟粒大、豌豆大の水疱を生じ後には化膿糜爛し頻に窘迫して排尿を試み往々性欲亢進する、牡獸は陰莖龜頭腫脹し水疱潰瘍を生ずるものがある、慢性のものは瘡痕を貼す。

交尾の際に豫め充分検査をして本病の疑あるものは交尾を見合はせる事は勿論交配の前後に局部の清拭消毒を勵行する事が肝要である。殊に牡畜に於て然りとする。

第四 普通 病

一、全身病 全身病として主なるものは骨軟症と熱射病及日射病である、殊に骨軟症は本道では最も重視すべ

き疾病である。

イ 骨軟症 (俗稱コツケ) 一口に云へば骨が軟くなる病氣で其の最も主な原因は飼料成分の中に含まれて居る色々の灰分特に骨の主成分たる磷と石灰の分量の比率が調整されて居ないことに依り起るものである。磷と石灰は動物が健全に生活する爲には少量ではあるが毎日消費される極めて重要な成分なのである。それで若し飼料中にこれらの成分が適量に含まれて居ないときは骨の中にあるそれ等の成分が血の中に溶け出して調節をするのであるがそれが長く続けば當然骨そのものが軟く弱くなる譯である。妊馬が胎児の骨格をつくる爲にも自らの骨を削つて居るのである。

今一つ灰分以外の成分で動物体内の磷、石灰の働に活動性を與へるものにビタミンDがある。多くの飼料には多少ともビタミンDが含まれて居るが綠草や荳科牧草に多く、乳汁肝油等には特に澤山含まれて居る、動植物は紫外線を吸収するとこのビタミンDが殖えるのであるがその紫外線を供給するものは日光なのである。磷と石灰が適量にあつて、その上ビタミンDが充分にあれば馬は骨軟症にかゝることがないのである。

本病は二月頃から五、六月頃にかけて冬期間稲藁、枇、糠等文を多給する水田地帯に多く發生する。これは前に云つた原因によるもので水田地帯に限らず一般に舍飼するものは時期を問はず發生し特に酸性土壌、或は泥炭地帯に發生し易い。

症状は輕症の場合は

イ 飼料以外のもの例へば土や糞尿に汚れた寝蓐等平常食べないものを食ふ。

ロ 肉付のよい割合に毛の光澤が悪く動作が不活潑となる。

ハ 歩行困難或は跛行となり軽い仕事でも直ぐ汗をかく。

ニ 下痢或は便秘等の胃腸障害を起す。

ホ 飛節内腫(俗に云ふタル)が起り易い。

重症となると

イ 幼若なものはハミダシがあり榮養衰へ顔が大きく腫れる俗にお多福等と稱されて回復しても著しく顔貌を損する。

ロ 壯齡のものは關節に疼痛と熱があり、勞役中に骨折肉ばなれ腫ばなれ等を起し易い。

ハ 浮腫(むくみ)を生ずることもある。

ニ 妊馬は分娩前後の起立不能、難産流産などを起す。

一般畜主としての注意は次の様な豫防法を講ずる事である。

イ 厩舎を明くし通風排水をよくする。

ロ 冬期間も使役に努め事情の許す限り毎日戸外に牽出して日光浴と運動を充分にする。

ハ 冬になる前に野乾草牧草其他の粗飼料を貯へて冬期間の飼料が稲藁単味にならぬ様にする。

ニ 飼料中の磷石灰の量を適當にする事が肝要なのでから假に稲藁と米糠以外のものが手に入らぬときは米糠一

疋につき炭酸石灰を五十瓦位混合し、それを一日一疋以上二疋位まで薬と混ぜてやる。石灰薬の給

與も至極結構である。

ホ 骨軟症豫防施設区域内に在る馬は健康検査の際には必ず牽付けて検査をうけ技術員の指導に従ふ。

へ 施設區域外に在つても豫防法の實際適用については組合技術員開業獸醫師等についてはよく指導を受ける。尙畜主の中には炭酸カルシウムを與へさへすれば骨軟症にかゝらぬものと誤解して居るものや、罹病後矢鱈と獸醫師から注射を受けて満足して居るものゝあることは歎はしい事である。

骨軟症とはいはぬが所謂カルシウム缺乏症は乳牛や豚にも多發するものである、乳牛は常に乳中に多量のカルシウムを流出してゐる事を思へばそれは充分に首肯せらるゝことであらう。其症狀は馬の處で述べたと同様な異嗜、常習下痢、跛行、骨折、流産、難産、後産停滯、産後の腰痠等の外飼養家にとつて危険な結核感染、乳熱等を起し又酸性乳を分泌する様になつて不利益を招く場合がある。

豚は兎角濃厚飼料を多給する爲め灰分が不足して起立不能や腰痠などの症狀を呈するのである。

口 熱射病及日射病

馬は酷寒よりも炎暑に對する抵抗力が弱いから強烈な日光の直射又は炎熱時に於ける過勞は屢々重篤な全身病を起すものである。熱射病は蒸熱甚だしい時の過勞及水與不足によるものであつて元氣衰へ高熱を發し呼吸困難を來し歩行甚だ不確實となる、鐵道船舶輸送中又は温度の高い厩舎で起ることがある。日射病は炎暑の際直射日光の下に長時間曝露するに依るもので興奮し痙攣を伴ひ俄に心臓或は呼吸麻痺を起して斃死する事がある。

豫防法としては放牧馬にあつては季節天候を顧慮し本病發生の虞ある時は飲水を充分ならしめ、庇蔭風通しの良い地區等に誘導し、舍飼に在つては努めて舍内の通風換氣を良くし舍外に牽出して樹蔭等に繋ぎ勞役中のものにあつては頭部に日覆をするも有效適切な手段である。又救急の爲には速に裝具を取外し涼しい風通しよき日蔭に導き絶對安靜にして頭や體に冷水を注ぎ冷水洗腸を行ひ冷い鹽水や青草等を與へると奏效するが重症の場合

は獸醫師の診療を必要とする。

二、呼吸器病

イ 鼻カタル

本病は馬のみならず騾逐せらるゝ牛、羊、豚にも起り殊に熱帯地方の勞役牛には屢々其發病を見るものである。呼吸器病に付ては其重要なものとして鼻カタルと息癆の二つを挙げやう。通常氣温の激變、環境の急變、船車輸送、汗又は雨雪に濕潤した時の手入不良等に依つて起り幼駒に發生する事が多い、輕症のものは水様の鼻漏を認めるに過ぎないが重症になると元氣食慾減退し發熱、濃厚鼻漏、咳嗽等を認めるに至る、豫防法としては平素榮養を良好に保ち抵抗力の増強に努める事が必要で攝養法としては成るべく溫暖な馬房に收容し多量の寢藥を給し毛布等で馬體を温包し消化し易い飼料を給するを可とする。本病は腺疫に移行する事が多いから特に注意を要する。

ロ 息癆

慢性無熱不治の呼吸困難で壯馬老齡馬に發する、本病が直接の原因で死亡する事はない、呼吸特に呼吸の困難を特徴とし爲に持久力衰退し勞働に堪へなくなる、輕症は看過され易いが通常呼吸頻數となり呼吸は二段に行はれ第一段は長く第二段は短い此際腹筋を強く收縮する爲胸側と腹側との境界附近に所謂息癆溝を生じ且つ屢々咳嗽を發し同時に往々鼻孔から液を漏らす、急激な運動や劇役に依る肺臟の疲勞が原因をなすもので快復の望は殆んどない事、前に述べた通りであるが、冬季は溫暖、夏季は清涼な處に收容して自由に逍遙運動を採らせ消化し易い飼料を給し寢藥の採食を禁ずる等適當の保護を加へれば輕役に服せしめることを得るに至る。

三、消化器病

イ 疝 痛

所謂腹痛であつて便秘疝最も多く、食滯疝、痙攣疝、風氣疝等之に次ぐ、通常其症狀劇烈經過

急速で死に至るものも尠くはない、所謂痲痛症状としては病馬は不安の様相を呈し頻に前掻きをしたり前肢を以て地をたつき時に腹部を顧み後肢で腹を蹴り起臥常なく、口腔乾燥し食欲減退乃至廢絶し時々排尿又は排糞せんとする様な姿勢をなし或は横臥輾轉し發汗甚だしく腸の蠕動は多くは絶止し腹部は次第に膨滿する。

原因 馬の胃は狭小であるばかりでなく其構造上嘔吐する事が出来ない、大腸には所々狭窄部があつて内容物停滞し易く、小腸は腸間膜が長い爲變位又は捻轉し易い等消化器の構造は痲痛に罹り易い素因を多く有つて居るのであるから左の諸點に注意する事が必要である、鬮蹄馬は殊に本病に罹り易い特性がある。

(1) 過食 一時に多量の穀類を與へると食滯痲を發生する事がある乾草及切葉の不足したときに於て特に然りである。

(2) 飼料の不良及急變、腐敗、發黴したもの或は土砂毒草等を混じた飼料を與へるとき又は全く慣れない飼料を急に多量に與へるときは各種の痲痛を起すことがある。

(3) 水與の不足 飲水不足するときは消化吸収困難となり内容物の通過を妨げ便秘痲又は食滯痲を發生する事がある。

(4) 飼養と運動との不調 飼付直後に劇殺するとき又は運動不足するに拘はらず穀食度を過ごす時等に各種の痲痛を發する事がある。

(5) 感冒 寒冷時に於て雨雪に甚だしく濕潤するとき、手入の爲馬體を水洗するとき、發汗後の處置適當でないとき及寢藥の濕潤したとき等には感冒に依り胃腸を損ひ痲痛を發する事がある、特に急に腹を冷却するが如き場合に於て腸の痲攣を惹き起すものである。

同じ痲痛の中にも前述の通り色々の種類があるから其治療法も同一でない、必ず獸醫師の治療を受けねばならぬが應急の手當としては腹部の按摩、腹壁の温罨法、微温湯の浣腸等を行ひ努めて沈靜せしむる様に可とす。

口 鼓脹症

牛は腸疊積に依る痲痛の被害あるも其他の牛の痲痛や羊、豚の痲痛は別段申述べるに及ぶまい。

鼓脹とは胃中の食物が異常醱酵をして多量の瓦斯を醸す症を云ふのである、本症は牛、綿羊に多發する、一般原因としては醱酵性青草の過食を主とす。放牧の際往々此の様な過食を見る、舍飼に在りては既に凋んだ綠草の食食に依る、其他鬱閉濕蒸の天候の際や雨、露、霜等にかゝつた草や凍つた食をとつたとき等に起るものである、腹部殊に左腹側が急に膨大し腹壁は緊張して弾力に富み之を打てば鼓音を發す、第一胃の運動は全く廢絶し食欲反芻は初から全く歇み便通亦遲滯す、呼吸速迫脈膜硬遂に窒息して死するに至るものである。迅速果斷の治療をせねば僅かの時間内に斃れるから獸醫師を招いて外科的に胃内の瓦斯を除き手當をして貰ふ事が最も良いのであるが應急手當としては舌を引き出し又は口に藥繩を施し之に參兒の類を塗り頻に之を甜めさして暖氣を促し又強く左腹側を按摩し頻に冷水を灌ぐと効果がある。

四、眼 病

イ 間歇性眼炎(月盲)

特に認むべき外因がなく眼瞼腫れ、眼を閉ぢ涙を流し數日にして一旦癒るけれども、二、三週間又は數月を経て再發し發作回數を重ねると遂に失明する。間歇性眼炎の發作しないときは發見は容易でない、而も簡單で確實な治療の方法もないのであるから、馬の賣買の際には特に良心的な注意が肝要である。

此外眼の疾患は頗る多く、角膜炎や結膜炎には屢々遭遇するものであるが、是等は日常管理を周到にすることに依つて多くは避け得るものである。

五、皮膚病 放牧馬が晩秋冷雨に曝される様な場合に頭頸背肋腰臀等の皮膚に發する皮膚炎は、一般に野晒として知られ患部附近の汚垢や結痂の爲皮膚の呼吸が妨げられる事によつて榮養を減退さすものであり。早春多雨の候の放牧に依り四肢下部特に蹄球繫凹部等に發し、重症のものでは跛行を呈し回復に日時を要する濕疹と共に放牧馬の二大皮膚病と云ふべきで、前者は皮膚の手入を勵行する事に依つて後者は好發部位にワゼリン・軟膏類を塗布することによつて豫防し得るのである。

六、運動器病 馬に關する限り運動器病に付ては説かねばならぬ多くのものがあるのであるが、外貌鑑定の章で詳述されて居るから茲では其の一斑を記すに止める。

イ 轉振及腱炎 轉振とは關節の捻挫で、球節や冠關節に發し易く、腱炎とは腱の激伸で通常前肢の屈腱に發するが放牧馬では後肢にも稀でない。共に跛行を呈し局所には腫張熱候を認め、轉振は捻轉に依り腱炎は指壓に依り疼痛を訴へる。劇役、不齊な硬地又は軟弱な砂地等の行動、切株の多い牧場、急峻な放牧地、降雨期、裝蹄の過失等に原因するから努めて是等原因の排除をなし、運動後は臑部の按摩を勵行し、特に劇役後には水又は温湯で脚浴を行ふを可とする。

此外牛や羊の筋肉や關節のリューマチスは一顧を拂ふ必要があり、殊に緬羊のリューマチス様疾患は最近學者の好研究題目となつて居る。仔馬病の内では化膿性關節炎が多數を占めて居ることも亦忘れてはならないことである。

七、蹄病

蹄は運動に方り地面と擊突するから病變を起し易く、一度異常を生ずるときは著明の跛行を來し、其の治療の時期が遅れるときは遂には不治の跛行を貽し、馬も無價値同様のものとなつて終ふのであるから、日頃護蹄には周密懇到な注意を要する。今主な蹄病について列記すれば次の如し。

イ 蹄葉炎

蹄内充血し熱質を帯び劇痛を發する病氣であつて前肢に發し易い。使役中異常を認めなかつたものが翌朝に至り又は休息の後に歩行困難となり、強ひて歩行せしむれば後肢を腹下に踏込み腰を低下し蹄腫部を地に着け恰も針の上を歩むが如き狀を呈する。治療の時期遅れると蹄角脫離し、或は蕪蹄となり使役に堪へない様になるものである。

劇役殊に不齊硬地の馳驅、夏季水與の不足に因ること多く、其他落鐵の儘行動したとき、濃厚飼料の過食、船車輸送等で長時間駐立する場合等に起る。最近時局の關係で飼料供給難の結果、玄米を馬に食はして本病を誘發して居るものがあると聞くのは遺憾千萬である。

救急療法としては馬を流水に牽入れ、蹄を充分に冷却し、穀類の飼與を禁じて生草又は乾草のみを給し、充分に飲水せしめなければならぬ。

ロ 蹄叉腐爛

蹄叉の角質腐り惡臭ある液汁を漏すもので、蹄機を妨げ蹄を狹窄せしめ、甚だしいものは跛行することがある。慢性頑固のものは特異の蹄輪を表す。蹄の不潔、蹄叉の過削、乾燥及發育不良等が主因である。豫防の爲には蹄の手入を勵行し、要すれば防腐の處置を講ずることである。現今では馬の護蹄思想は相當發達したが牛や羊については未だ其普及を見ず。爲に本病に罹るもの多く、殊に牧羊家には大なる被害を及ぼす例少ないから心すべきである。

ハ 踏 創 蹄底、蹄叉特に蹄叉側溝に釘、竹片、樹枝等が刺入したもので、俄然劇しい跛行を發し蹄に熱痛があり、駐立時蹄を浮かせて負重しない。放牧馬には特に其機會が多いから牧場の整理に留意し其發生したときは速に蹄叉附近を精細に檢し、刺入物を拔取り、創口を廣く削り、ヨード丁幾木タールの類を塗り繻帶を施す等の手当をすべきである。

ニ 挫 躑 蹄底の挫傷で、小石や木の株等を踏み蹄底に打撲傷を受けたものを云ひ、豫防法は踏創と同じで治療は蹄の冷却が第一である。

ホ 蹄冠躑傷 蹄冠部の踏躑であつて密集運動及び氷上踏鐵使用時に多く起る。

ヘ 蟻洞及白線裂 蹄壁と蹄底との接合部即ち白線の離間したものを白線裂といひ、その程度重く上部に及だんものを蟻洞と云ふ。何れも其間隙に土砂等が侵入して跛行を呈する様になる。我國の農馬の蹄の疾患によつて跛行するものゝ大部分は本病である。砂礫地、急坂地等に於て發し易く特に雨後等で蹄の軟化して居るときに右の如き地形で行動すると多發する。豫防は水洗塗油の勵行、適時適削蹄をなすに在る。

ハ、外傷不慮 外傷は最も多い疾病であるが各自の注意に依り減少し得るものが少くない。

イ 刺創・裂創・挫創・挫傷 是等は放牧中に多發するものであるから牧場整理、馬群馴致の向上、誘導上の注意を周到にすれば或程度避け得るものである。

ロ 蹴 傷 他馬の蹴踢に依り生ずる創傷で、脛及び前膊就中其の内側に發することが多い。蹴傷は外見輕微に見えても皮下の組織が損傷せられ、屢々骨折を伴ふことがあるから蹴癖の有る馬には標識をつけて他馬の接近を警戒せしむるが可い。且つ癖馬は氣長に之が矯正することを怠つてはならぬ。

ハ 鞍 傷 鞍の壓迫又は摩擦に依り背部、鬐甲等に生ずる創傷であつて劇役行軍時等に多發し、特に勞役長きに亘り馬の榮養漸次衰へるに至ると、馬具と馬背との適合緊密を缺き、馬具も亦汗に濡れて漸次硬化し鞍傷を誘發し易い様になる。今次の支那事變に於て我軍の最も頭を悩まして居るものは實に本症である。

通常鞍及び鞍下毛布の不良、裝鞍敷載及び騎乗法の不正、背部の入手及び脱鞍後の處置不良、長時に亘る裝鞍の持續等を主因とし、瘦削、銳鬐甲、凸背及び平肋の馬に生じ易い。

豫防の爲には先づ馬背受鞍部の皮膚抵抗力を増進する如く、日常之に注意し鞍及び毛希の保存入手並に其の適合脱鞍休止、馬背の入手及び按摩等を勵行し、特に懼り易い馬には豫め海藻、蘆等の副鞍褥を用ひ又は鞍下毛布を増加する等適宜の處置を講ずることを可とする。

其他各種の馬具傷等についても同様の智識と注意を要する。

外傷の手當は創傷の深淺、大小、部位及び出血の有無等によつて一樣ではないが、化膿菌及び其他の病原菌の侵襲に依り屢々重篤な繼發症を惹起するから其極めて輕微なるものは兎も角、常に速に獸醫師に依つて治療を受けることを勸奨する。

九、寄生虫病

イ 馬 蠅(馬虻) 眞夏に馬蠅の雌虫が飛び廻つて馬體に卵を産みつけ、之を馬が舐めて仔虫が口に這入るとは多くの人のよく知つて居る處であらうが、口に這入つた仔虫はのみ込まれて胃腸に達してその粘膜に附着し次第に成長し、翌春までに二回脱皮し、春の終りから夏の初にかけて約二種の大きさになり、粘膜を離れて糞と共に體外に出て地中や寢藁の中に潜り、數日で蛹となり、盛夏の候に成虫になつて又卵を産み付け始めるのである。

幼虫が胃腸粘膜に發生するのは八月頃からで、十二月頃から翌年四月頃まで最も多く馬に被害を與へるのであるから、十一月頃から翌年一月頃までに驅除すると効果があるのである。

病徴は放牧の末期或は冬春の候に主として表はれる。何分にも寄生が多い爲消化障碍を來すもので其他食慾の異常や貧血や榮養の衰退等を伴ふことがある。幼駒では特に衰弱が甚だしく、間々痲痛の様な症狀を起す。

前にも云つた様に毎年十一月頃から翌年一月頃までに少くとも一回は驅除をせねばならぬ。之には二硫化炭素が最も賞用されるが投薬に當つて時々中毒を起し稀に死ぬこともあり、又誤つて肺に藥液が這入ると是亦死を招くから獸醫師に依頼して充分な注意の下に施薬して貰はねばならぬ。

牛には牛皮に疵をつけて大きな損害を與へる牛蠅、綿羊には鼻加答兒の原因となつて時々腦症狀を起して死に至らしめる事のある羊蠅があるが、本道では是等の被害はない。

口 蛔 虫

人を初めとして馬・豚其他にも多く寄生し、牛・羊にも寄生する事がある、動物の種類に依つて

蛔虫の種類も違ひ又其の被害程度も同一でないが、多數寄生した場合は慢性胃腸カタルになつて榮養が衰へ貧血し皮膚は乾いて毛澤がなくなり、或は下痢を起し時には痲痛症狀を伴ひ、又腸管内で蛔虫が死んでそれが消化されると其虫體內にある毒素の爲に動物は中毒して興奮、痲痺、發熱を呈する事もある。總じて幼若な家畜に多く寄生し年とつた家畜には少ない。被害も若いものに多い。

驅虫藥は動物の種類によつて違ふが馬の場合は馬虻驅除の際同時に蛔虫も下だるから好都合である。

ハ 條 虫(さなだむし)

人には恐るべき寄生虫であるが、家畜に在つても肉食獸や家禽には最も多く寄生す

る。牛・馬・羊・豚の内では羊に寄生も多く被害も多いが、馬には左程でない。それぞれの家畜に依つて條虫の

種類も異つて居るが、どれも皆體に節々があつて澤山繋がつて眞田紐の様な恰好をして頭の節に吸盤と鈎がついて居てそれで腸粘膜に鈎着寄生するのである。

小型のものが少數寄生したからとて大した患害はないが之が澤山ついたり又大型のものがつくと榮養を損ね貧血を起し、強く腸を刺戟して腹痛を發する。仔羊はその爲甚だしく發育を阻害せられ毛質も悪くなるから牧羊家には厄介視される寄生虫である。

手當法としては原則として驅除劑をやるのであるが、驅虫前に絶食をさせ驅虫後に下劑をやつて死虫を排出させねばならず、投薬の方法、用量、藥品の選擇を誤ると中毒をさせたり、折角の投薬も無効にする事があるから、素人療法は全く禁物で獸醫師に處置を頼む事が絶対に必要である。

二 綿羊の胃虫

綿羊は好んで群居するものであり其胃腸が最も長いものである爲、消化器の寄生虫が多種多

で被害も大きい。殊に胃虫は廣く寄生して患害を逞うする。此虫は非常に澤山の卵を産む性質をもつて居る爲、病羊の行く所には到る處卵が撒かれ、之が間もなく孵化して青草などに澤山に附着して羊が採食すると忽ち感染するのであるが青草時期には症狀を強く現はさず、冬季妊娠時に病徴が見えて來て貧血と榮養障碍を來し、毛質も非常に悪くなり牧羊家に經濟的の大損害を與へるのである。

此他綿羊には腸結節をつくる原因をなす結節虫があつて、病羊殊に仔羊の罹患したものは榮養衰退毛質粗剛遂には脱毛し高度の削瘦に陥るなど細羊の強敵は寄生虫であると云つてよいのである。

手當としては各種の驅虫藥をやるのであるが妊羊には之を避けぬと流産をさす虞が多分にある。驅虫劑の投與に依る中毒は決して珍らしくないのであるから獸醫師の手を煩はさずに素人療法をする事は嚴に慎まねばならぬ。

一〇、其の他

イ 血色素尿症 本病は泌尿器疾患でなく筋肉病に属するものであるが原因は未だ詳でない。馬匹固有の急性病で平素滋養過多の食を攝り厩舎に逸居して居るものが俄に運動使役した場合に多く發し、冬季酷寒の候に起るのが普通で軽種よりも重種に多發する。

本病の特徴としては休息した馬を牽出し、若干の運動を課したとき輕症のものは急性リユーマチスに罹つたものゝ如く後肢を開張し歩様強拘となり或は跛行し發汗甚だしい。重症のものは後軀頗る強直で歩行し得ず、強ひて歩行すると關節の屈折充分でなく蹄尖を地上に曳き往々にして卒倒し起立困難となり背部、臀部の筋肉の變性に依つて緊張、硬結著明な腫脹を呈し腰麻痺、腰痠となり血色の尿を出すに至る。

病馬は温い馬房に入れ排尿を圖り冷水を流腸し、努めて多量の水を飲ませ體を摩擦し一刻も早く獸醫師の診療を受けるべきで手當が早ければ一命をとりとめ得るが遅れると假令回復しても後軀の麻痺を貽すことがある。豫防としては運動使役を均整にして激變をなくしてやること及び休息時には出来るだけ殺類の給與を差控へることである。

ロ、乳房炎 牛乳に泌乳能力のよい牛に最も起り易いのは乳房炎である。綿羊、山羊にも相當發生する。乳汁に凝固物が混入し乳房が僅に硬くなる程度の輕症のものもあるが、乳汁の絮状の凝片が排乳管を梗塞し、更に重症では分泌が止み黄色膿様の悪臭ある滲出物を出し、乳房實質が硬固となり熱痛を伴ひ、體温も上昇し反芻が絶止するものや又疼痛はないが乳房皮下結締織に炎症浮腫を生じ、乳房が膨大となり弾力を増すものがある。輕症のものでは充分に乳汁を搾り盡くして乳房にタール等を塗布するなど素人療法も用ふべきだが多くは獸醫師を煩はして處置を乞はねばならない。

ハ 齒牙の異常

近頃色々と馬の衛生方面の施設が行き届いて來た結果、多くの人が齒の状態に注意を拂ふ様になつて來た事は欣ばしいがまだまだ充分とは云へない。齒の良し悪しは牛・馬・羊などの健康状態を左右するものであるといつても過言でないので何日でも齒を検べて不正な磨滅をした齒がないか又齶齒がないか等に注意を拂はねばならぬ。一般に齒に故障があると齒音が低く食物を噛み出して口外に落し、涎を垂し頬に食塊を溜め、悪臭が強く従つて食欲が振はず糞の中に澤山のこなれぬ穀粒を混入して居る。

齒の故障も様々で齒が破れたり、よく抜け替らなかつたり、齒齦に熱をもつたり、又上顎の齒が外側に下顎の齒が内側に尖つて口腔粘膜や舌を傷つけたり、一々の場合場合を説明し難いのみならず多くは器械と技術を要するもので素人には療治が出来ないものであるから速に獸醫師を頼むことを得策とする。唯簡單な口内の傷や食べ物

が溜つて變敗して悪い臭のするものは百倍位に薄めた鹽水で口内を洗つてやればよいのである。以上で大體本道に多發する牛・馬・羊・豚の疾病の主なるものを述べた。犬や鶏の病氣については家畜商と直接關係がないから一切之に觸れなかつたのであるが、法定傳染病としては狂犬病、家禽コレラ、雛白痢等があり又犬瘟熱は犬の強敵であることを附言して此章を終りとする。

第五 消 毒

家畜商にとつては各種の家畜の病氣の症状や手當の方法を知る事よりも常に家畜を健康に保たす事が必要であり殊に傳染病の脅威から免れる事が何よりも大切なことである、そこで傳染病の病源たる微生物を殺滅して無害にする

方法即ち消毒と云ふことに付て充分の智識を會得する事こそ望ましいのである。處で家畜衛生の方では人の方の公衆衛生の場合に比べて實際に臨んで消毒の効果を擧げる事は頗る困難で簡單には行かないのである。

折角の消毒薬も其の使用方法を誤ると消毒の目的を達することが出来ないものであるから病原體の種類や消毒物の性状などを篤と考へて夫々特殊の消毒法を選択すべきである、消毒法を實行する事は消毒の理論を實際に應用する事であつて汚染物を消毒に依つて損傷しない様にして經濟的負擔も出来る丈軽くし消毒の操作も短時間に終る様にして最大の効果を擧げることを理想とするものである。其の爲には消毒法の種類と其の特徴、應用上の諸事項を充分心得て置く必要があるのである。

尙消毒の對象物たる微生物中には炭疽菌や氣腫菌の様に芽胞を形成するものがあり亦厩肥の如く量に於て質に於て消毒の徹底を期し難いものゝある事も忘れてはならないのである。

そこで農林省でも告示を出して家畜傳染病豫防に關する消毒方法を規定して居るが今はあまり規則めいた記述をさけて簡單に消毒の方法や消毒薬の種類及消毒薬調製法の要項を述べる事にする。

一、消毒の方法

熱を利用する物理的消毒法と薬剤を應用する化學的消毒法と此の二つを併用する場合とがある。第一のものは焼却乾熱、濕熱等で就中焼却は最も完全な方法で斃死體や燃え易い汚染物に利用される。乾熱は硝子金屬器具類の消毒に濕熱は器具器械、被服類の消毒に用ひられる。普通煮沸消毒を以て器具の消毒を行つて居る。第二のものは用ひた薬が微生物體を侵して生體を凝固破壊溶解或は生體と結合して死滅させるものである。消毒薬は成るべく消毒力強く操作が便利で人の厭ふ色や臭がなく安價で而も人畜に無害なものを求むべきである。

尙消毒劑は稀釋後其の反應が酸性かアルカリ性に依つて消毒力に著しく相違がある例へば石炭酸は強酸性昇昇は弱酸性の時に効果が著しいのである、又温度とも關係があつて温度は高い程強力となる、之は常に藥劑の力を増す丈でなく、熱そのものゝ物理的な効果も手傳譯である北海道の冬期間の消毒等は常に高温である事を必要とする但子宮洗滌粘膜炎の洗滌等は體温程度を適度とする事は勿論である。

二、消毒薬の種類

イ 石炭酸 普通二―三%にして器具器械の消毒に用ひられる、畜舎の消毒に用ふる時は畜舎そのものゝアルカリ性を中和酸性化して用ひないと効果が無い。

ロ クレゾール製劑 二―三%にして手足器具器械類畜舎等の消毒に用ひられる。本劑はアルカリ性の場合に消毒力が強くなる。

ハ 昇 汞 一〇〇〇倍溶液として金屬類以外のものに用ひられる昇汞は弱酸性の場合消毒力が強烈である食鹽なら〇・二%鹽酸ならば〇・一五%位加へると溶解も早く效力も強くなるのである、屍體の消毒などには最も實用せられる。

ニ 生石灰 この消毒力はアルカリ性に依るものであるから煨性石灰から用に臨んで作つたものでないと効果は少ない畜舎床、地面、尿溜、糞尿等の消毒に用ひる、汚水糞尿等には煨性石灰に少量の水をかけて粉末になつたものをその儘用ひ畜舎の隔壁、床面等には一〇倍の石灰乳を充分に撒布する。

ホ クロール劑 普通クロール石灰(漂白粉)を用ひる之は水中で分解しクロール(鹽素)が発生して強烈な消毒の威力を發揮するのである、尿溜や汚水溜の消毒には普通二〇倍即ち五%のものを使用する、クロール劑

は弱酸性の場合消毒力が強くなる。

へ フォルマリン 二〇―二五倍に稀釋したものを用ひる畜舎、畜體、屍體、器具、器械、骨、毛、角、蹄、革具類の消毒に適し特に傳貧厩舎の消毒は是に依るべきである、又室内の消毒や貴重な器具器械の消毒特に傳貧馬の馬具や厩具の消毒には過マンガン酸カリ水溶液を洗面器に盛り之に等量のフォルマリン液を注加して生ずるフォルムアルデヒドの蒸氣消毒を賞用する但し之は飽迄密閉した室の中に於てすべきである。

三、野外に於ける消毒薬調製の要領

容 器 名	稀 釋 度	配 合 割 合	水 量 一 杯 に 対 する
一 升 瓶	100倍	1%	25"
(1,800 cc として計算)	50倍	2%	"
	30倍	3%	"
	20倍	5%	"
醬 油 樽 八 升 弱	100倍	1%	145"
(14,400 cc として計算)	50倍	2%	"
	30倍	3%	"
	20倍	5%	"
石 油 罐 一 斗 弱	200倍	0.5%	100"
(18,000 cc として計算)	100倍	1%	200"
	50倍	2%	"
	30倍	3%	300"

第六 家畜衛生要則

記述の配列から云つても家畜商に對する必要性から云つても衛生要則に重點を置き最初に之に付て述ぶべきで全く首尾顛倒の嫌はないが以下其の要點を摘記するに家畜衛生の要訣は疾病の發生を未然に防ぐことにある家畜の保健増強は一に衛生的に飼養管理を合理化し役利用亦緩急を計つて苟くもしない事に依つて始めて完全を得るものである、だから常に家畜各個體につき觀察を密にして一般的な各畜種の習性は固より個畜の特性乃至習癖までも熟知して健康を判定する目安とする事が何よりも肝要である。

飼畜家は一人として家畜の健康を望まぬものはないのであるが併し如何に注意しても常に無病息災であり得るとは斷言し得ぬのである。

發病には必ず原因がある其原因をつきとめる事は其病氣そのもの、治療の指針を見出す事となるは勿論だが、それよりも爾後の疾病豫防上好資料を興へる事に妙味があるのであるから之が調査を忽にしてはならない。

平常上の様な心構を以て家畜に接し環境を見守つて居るならば病畜を早期に發見し得ることは必然で發見と同時に診療するに於ては大事に至らずして済むことも亦明白な事である。然るに一般畜産界の現状を見るに兎角衛生方面を閑却して急性病や傳染病の場合でも其發見遅く診療處置の時機を誤り重大なる結果を招來して居る事例が尠くない又慢性病に至つては其病性が緩徐に進行する爲容易に發病を察知し得ないで既に重態に陥つてから周章狼狽するも最早や施すべき策なく有能な家畜を廢斃に至らしめて居る事實が甚だ多いのは眞に遺憾に堪へない次第である。

然らば健康とはどんな状態を云ふのであるか之を一口に平易に言ひ表はすことは甚だ六ヶ敷いから外部に現はれて素人にも見分け易い個々の状態を書き連ね、それこれ思ひ合せて判断して貰ふことゝしたい。

尙茲では一般の理解に便する爲馬を基準にして述べ其他の家畜につき特に申し添へべき事は括弧内に註することにす、健康な馬の徴候は概ね次の通である。

- イ 舉動活潑元氣あり能く身邊の事物殊に音響に注意し歩行確實で横臥休眠するも呼聲により直に起立す。
- ロ 眼は快活温和で耳及尾等の運動活潑である。
- ハ 鼻粘膜は湿润帯桃色で鼻翼運動静かである(牛、羊、豚にあつては鼻鏡常に湿润して居る)
- ニ 食欲旺盛咀嚼充分である(牛、羊は盛に反芻をする)又能く水を飲む。
- ホ 皮膚柔軟で弾力あり被毛密生光澤を有す。
- ヘ 毎日十數回の排糞あり糞塊は殆んど不消化の穀粒を混ぜず硬軟適度で球形をなす(糞の硬さ、色、臭は畜種に依り又飼料に依つて異なるが一般に水分れする事なく精液や血液の混らないのが良い)
- ト 毎日數回の排尿あり尿は黄褐色で稍濁つて居る(牛、羊の尿は黄色透明、豚の尿は帶黄色透明)
- チ 呼吸脈搏體温は次の通り

畜種	體温	(攝氏)	脈搏(一分間)	呼吸(一分間)
馬	37.5-38.5	平均38.0	28-40	10-16
牛	38.5-39.5	39.0	40-60	10-15
羊、山羊	38.5-40.0	39.5	62-88	12-20
豚	38.5-40.0	39.0	62-93	15-20

そこで然らば疾病を豫防するにはどんな事に思を致すべきか之も三、四箇條書にする事とする。

- イ 栄養のよいと云ふ事は健康の徴であり、すぐれた能力の源である、だから飼養と用役とが並行して調和のとれて居る様にする事に心掛け良き栄養と粘り強い健康をもたねばならぬ。
 - ロ 個體々に應じた適切な飼養管理を行つて保健衛生の向上する様に必要であつて抵抗力の弱い動物には適當な保護を加へてぼつ／＼と體力の増進する様にせねばならぬ。
 - ハ 馬事といはず一般家畜に對する智識がなくては飼養管理、使役、運動皆適正に行はれる筈もないから先づ充分の智識をとり入れる工夫をせねばならぬ。
 - ニ 愛畜心を養ふことで動物を虐待酷使する様では決して家畜の健康を保たれない事は明である。
 - ホ 悪癖があつては取扱が自然粗漏となり勝であるから充分氣長に親切に悪癖をなほす様努力せねばならぬ。
 - ヘ 疾病を早く見付ける事は病勢をつのらせたり、傳染病を蔓延させたりしない爲に一番大切なことであるから、いつも家畜の様子に注意を拂つて其異状を發見する事に努める事が必要である。
 - ト 内寄生虫の驅除と齒の整理 體内に寄生虫が居ては如何によい飼料をやつても無駄で消化障碍、貧血、食欲減退或は疝痛等起して栄養をそこなふから努めて虫下しをせねばならぬ。
- 又齒代り時代には注意を怠つては胃腸を害し栄養の衰へる事が多いから齒の整理に努めねばならぬ。
- 軍用保護馬の衛生護蹄施設の方でも傳貧や骨軟の豫防施設でも其他家畜保險の指導の時でも、いつも寄生虫の驅除と齒牙の整理をする事にして居るのも此二つが馬の保健衛生上特に重要な問題であるからである。
- 大體以上の様な心得の下に

- イ 断じて不健康な家畜を掴まぬ
 - ロ 自分の家畜は断じて病気に罹らせぬ
 - ハ 病気の兆が見えたなら直ぐ様手當をして断じて病氣を増悪させない
 - ニ 況して他人の迷惑になる様な病の種子を撒かぬ様にする
- 而して此四つを完全に保證する爲には信頼の出来る獸醫師を顧問として、常に家畜の健康相談に與つて貰ふことが何よりも安全確實の策であり又時折に役所や組合等から出される指圖を眞面目に守つて實行を怠らない様にすべきである。

家畜商と取引關係法令

序

牛馬商取締規則の改正に付ては早くから其の必要を認められ、且つ研究されて來たのであるが、今回取締對象の擴張及免許基準の引上等を行ひ之を家畜商取締規則として公布せられたのである。免許に當つては原則として地方廳に於て執行する試験に合格することが必要で、其處で之が受験準備を兼ね家畜商の取引法令に對する知識の向上に資し度い考へから叙述した次第であるが、何分試験期日まで幾何もなく匆々の間に之を纏める必要から不取敢馬商として直接最も關係の有る範圍に限定し、且つ常識として必要なる程度を極めて簡潔、平明に記述したものである。

尙條文索引の煩瑣を考慮し出來るだけ登載をさけたのであるが、其の根據は總て條文に存するものなることを思ひ且つ本法令以外に互り關係を有するものに付ても廣く特段の研鑽を積まるゝやう希望して已まない次第である。

第一 家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商の意義

家畜商取締規則第一條に於て「家畜商トハ家畜ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ」旨の明文があり之に依り家畜商の意義は極めて明瞭なのである。

然して規則に依る家畜とは、牛、馬、豚、綿羊及山羊を謂ふものに付き家畜商の取扱ふ家畜の範圍は右家畜以外に出でざるものであると共に家畜商は此等の家畜の賣買、交換又は其の周旋を營業と爲す者なることを要す。従つて規則第二條の規定に依る所の家畜商に雇傭せられ又は其の委託を受けて家畜の賣買、交換又は其の周旋を單に業と爲す者即ち番頭、手代の如き店員は勿論法人たる會社の社員にして實地に家畜の取引に従事する者も其の取引行為が自己の計算に屬すると否とを問はず無免許にて之等の行為を無し得ないのであるが故に必ず免許を受くることを要するも規則に依る家畜商に非らざるものなり。

尙營業と爲す者は其の自然人たると法人たるとを問はざるものとす。

二 免許を受くべき者

規則第二條に「家畜商タラントスル者又ハ家畜商ニ雇傭セラレ若クハ其ノ委託ヲ受ケ家畜ノ賣買若クハ交換又ハ其

ノ周旋ヲ業ト爲サントスル者ハ前條ノ家畜ノ種別毎ニ主タル就業地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クベシ」と現定せられ従つて規則に依り免許を受くべき者は家畜の賣買、交換又は其の周旋を營業と爲す所の家畜商の外に家畜商に雇傭せられ又は其の委託を受けて家畜の賣買、交換又は其の周旋を單に業と爲す者との二種あることは前述せる所なるも之等營業者なると業者なるとに拘はらず等しく牛、馬、豚、豚、綿羊及山羊の各家畜の種別毎に免許を受くることを要し、免許の効力も又當該家畜に限ることは勿論であり且つ免許を受くる「者」には法人なると自然人なるとを問はざるものなるも法人中には畜産組合の如く非營利法人を含ませざるものである。

尙免許は先づ主たる就業地を管轄する地方長官の免許を受くべく此の場合に於ては、其の地域内の家畜市場に於て取引を爲すと否とに拘はらざるものなるも主たる就業地以外の地方の家畜市場外に於て取引を爲すときは更に其の地を管轄する地方長官の免許を家畜の種別毎に受けるべきものなり。

之を要するに主たる就業地に於ける免許は家畜市場内なると其の外なるとを問はず必ず受くべきものなるも右の地域を管轄する地方廳の地域以外に於ける免許は家畜市場外取引に従事せんとする者に限りて受くることになるのであり、元來取引上最も弊害の存したるは農家庭先取引なりしに鑑み公正なる市場取引の勵行を爲さしめんとすると共に取締の對象を擴張し且つ免許基準を引上げ資質の向上を企圖せんとするものである。

三 免許者の資格

規則第四條の規定に依り左の各號の一に該當する者に對しては如何なる場合と雖も免許を爲すことを得ざるものあり、換言すれば左の各號の一に該當する者は免許を受くべき資格を缺く者と言ふべく従つて之等の者以外の者は免許を受ける資格を有することゝなるのである。

- (一) 一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リテヨリ三年ヲ經ザル者
- (二) 家畜ノ取引ニ關シ法令ノ規定ニ違反シ一年未滿ノ懲役、禁錮又ハ罰金ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リテヨリ二年ヲ經ザル者
- (三) 免許ノ取消ヲ受ケタル後二年ヲ經ザル者
- (四) 禁治産者又ハ準禁治産者
- (五) 地方長官ニ於テ公益ヲ害スル虞アリト認めタル者
- (六) 法人ニシテ理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中ニ第一號乃至第三號又ハ第五號ニ該當スル者アルトキ

四 免許出願

免許出願の場合に於ける添付書類等に付ては各地方廳に於て定むべきものであり従つて必ずしも一律のものに非ざるに付き本道外に於て免許を受けんとする者は當該地方廳の規則に依るべきであるが本道に於ては細則第一條の規定に依り別記願書に履歴書及戸籍抄本を添へ所轄警察署に提出することを要す。

尙二種以上の家畜に付き同時に出願せんとする場合は夫々の願書の免許を受けんとする家畜の種類の欄に其の家畜一種類を明記し且つ當該地方廳の管轄區域を限度とする主たる就業地を定めて提出することを要す。

五 免許試験

免許の出願者に對しては地方長官は試験を行ひ其の合格したる者の内より免許者を定むることを原則とするものであり、從つて免許を受くるには一應地方長官の行ふ試験に合格せねばならぬこととなるも但し例外的に長官が試験の必要なしと認めたる者に對しては其の全部又は一部を省略することを得るも如何なる者に對して此が適用を爲すかは一に長官の認定に依るの外ないのである。

尙試験は法人の免許出願者に對しては適用せられないことは勿論なると共に試験内容等に付ては各地方廳に依り種々異なることは免許の場合と同様であるが、本道に於ては昭和十六年十一月二十四日付廳達第二十五號家畜商免許試験規程を定められ之に依り實施せらるべきも同規程に依るに試験は年二回筆記、實地及口頭に付き之を行ふことを原則とし科目に付ては(一)家畜衛生及傳染病大意、(二)消毒方法の大意、(三)畜産大意、(四)家畜の飼養管理大意、(五)家畜取引關係法規大意の範圍より試験の場所及日時と共に豫め告示せらるゝのである。

六 免許證の下付

免許出願者中の自然人に對して前述の如く原則として試験を施行し其の合格者中より長官免許を爲すのであるが、地方長官は合格者の全部に對し必ずしも免許證の交付するを要請せらるゝものに非ざるも然し苟しくも合格したる者に對し正當の事由なくして交付を爲さざる何等の事由も認め得られないのである。従つて合格者は免許を受け得るものと考へて差支ないものと認めらる。

尙免許者は其の免許證を受領することに依り初めて従業し得るのであつて其の理由は免許を受けたる者と雖も取引を爲すときは必ず免許證を携帯せねばならぬからである。

免許せられたる者は免許せられたるが故に其の特權を行使し得ると共に法令に依り作爲、不作爲の義務を負ふものであるが苟しくも業者としての道に悖らざるやう規則に依ると否とに拘はらず努力せられたいのである。

七 免許者の義務

一、作爲義務

一 免許を受けたる者にして取引行為を爲すときは常に其の家畜に關し受けたる免許證を携帯すべきこと。

二 家畜商は帳簿を定め家畜の取引を爲したるときは其の成績を別記様式に依り記載し家畜の種類毎に調整の上毎に月計を附し年末には其の累計を附して常に自分の取引成績を明瞭ならしむるを要すべく聊かも虚偽の記載は勿論、記載洩れなき様すべきこと。

尙臺帳は豫め紙數を記し使用前に所轄警察署に提出し檢印を受くべきものであり又之を更新したるときも同様なり。

帳簿は使用済となりたるときと雖も滿三年間之を保存すべき義務を有するものであるが、此處に注意を要するのは本簿の調整義務は家畜商に限らるゝものにして規則第二條の規定に依る家畜商に委託又は雇傭せられて取引に従事する者に付ては之が調整を要せないのである。

三 家畜商は前項に依る取引成績を取纏めて毎年前年分を一月末日迄に報告すべきこと。

四 免許を受けたる者にして左の各號に該當するに至りたるときは十日以内に別記様式に依り長官に書換又は再交付の申請を爲すべきこと。

(1) 免許證毀損したるとき

(2) 免許證亡失したるとき

(3) 主たる就業地、住所氏名、又は名稱を變更したるとき

尙一號及三號の場合に於ては舊免許證を申請書に添付すべきは勿論亡失したるものが發見せらるゝに至りたる時は發見したる免許證を十日以内に返納せねばならぬのである。

五 免許を受けたる者にして左の各號の一に該當するに至りたるときは免許證を遅滞なく返納すべきこと

(1) 規則第十三條の規定に依り免許の効力を失ひたる時

(2) 規則第十四條の規定に依り免許取消を受けたるとき

(3) 廢業したるとき

(4) 免許を受けたる者、免許證を亡失したるに因り再交付を受けたる後發見するに至りたる時

尙免許を受けたる者が死亡し、失踪の宣告を受け、又は法人にして解散したる如き本人よりの返納が不可能なる時は戸主、家族、雇傭主又は清算人が返納の義務を負ふことになるのである。

(5) 家畜商にして免許を受けたる者を雇傭又は委託し若くは雇傭又は委託者中に新たに免許を受けたる者あるに至りたる時又は之等の者に異動を生じたる時は遅滞なく其の旨を報告すべきこと

二、不作的義務

一 免許を受けたる者にして家畜傳染病豫防法第一條第一項に掲ぐる傳染病に罹り若くは罹りたる疑ひある家畜、牛疫、牛肺疫若くは口蹄疫に感染したる虞ある家畜、又は馬の傳染性貧血、馬の傳染性流産、若くは腺疫に罹り若くは罹りたる疑ある馬の賣買交換又は其の周旋を爲すことを得ざること。但し別記様式の申請書に獸醫師の診斷書を添付し長官の許可を受けたるときは之の限りに非らざるものとす。尙長官は前項の申請ありたる時は家畜傳染病豫防法施行規則第三條に該當するものに限り且つ家畜傳染病豫防上支障なしと認めたる場合に限りてのみ許可することあるべきものとす。

二 免許を受けたる者は畜産組合の組合員の生産したる仔畜にして組合の定款の規定に依り其の開設する家畜市場に牽付すべき義務の履行を終らざるもの、取引を爲し得ざること。但し組合の承認を受けたるときは勿論右の制限はないのである。

八 免許の失効及取消

一、失 効

一 免許を受けたる者が左の各號の一に該當するに至りたるときは免許の効力を失ひ免許證は之を返納せねばならぬのであるが、效力を失ふ時期に付ては勿論返納に依るものにあらず該當するに至りたる時に依るのである。

(1) 一年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたるとき

(2) 家畜の取引に關し法令の規定に違反し一年未満の懲役、禁錮又は罰金の刑に處せられたるとき

(3) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたるとき

二、取 消

一 免許を受けたる者にして左の各號の一に該當するときは地方長官は免許を取消することが出来るのであり其の效力を失ふ時期に付ては前項に於ける場合は其の效力は當然に失ふものなるに對し取消することに依り初めて其の效力を失ふこととなるのである。

- (1) 規則第八條、第九條又は第十條の規定に違反したるとき
 - (2) 前號の外業務上不正の行爲を爲したるとき
 - (3) 正當の事由なくして引續き一年以上家畜の賣買交換又は其の周旋を爲さざるとき
 - (4) 地方長官に於て公益を害する虞ありと認めたるとき
 - (5) 法人の理事、取締役其の他其の業務を執行する役員中に第一號、第二號若しくは前號又は前項第一號及第二號に該當する者あるに至りたるとき
 - (6) 規則第十一條の規定に依る帳簿を調整せず又は帳簿の記載を怠り若しくは虚偽の記載を爲したるとき
 - (7) 規則第十二條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したるとき
- 右該當事項中特に注意を要することは第一號乃至第五號の事項に付ては家畜商たる者と否とに拘はらず免許を受けた者に適用せらるゝに反し第六號及第七號の事項は家畜商にのみ適用せらるゝものなることである。

九 周 旋 手 數 料

家畜商の周旋手數料は家畜商組合の設置ありたるときは其の組合規約に周旋手數料に關し規定せらるべく従つて各

人個々に付認可を要せざるも免許を受けたるに拘はらず未だ組合の設立なき地方に於ける者は豫め周旋手數料額を定め所轄警察署の認可を受けねばならぬのである。
尙右認可額を超過して金錢の請求を爲し得ざることは勿論名稱の如何を問はず物品の請求をも爲すことを得ないのである。

周旋手數料は賣買、交換當事者双方より半額づゝ徴收すべきを通常とするも當事者の合意に依りて一方より徴收し又は徴收額を變更するも差支なきことは言を要せざる所である。

十 家畜商組合及同聯合會

一、家畜商組合

- 一 區域 市及支廳の區域に依るを原則とす。但し例外として特別の事情ある場合長官の認可を得て市及支廳の區域に依らざることを得るのである。
- 二 設置 區域内に於ける家畜商三分の二以上の同意に依り總會を開き規約を議決して長官の認可を受けるのであるが、右の三分の二とは家畜の種類二種以上に亙るときに於ては各家畜の種類別に要するものであり従つて組合の種類は一種類の家畜商に付設立するも又數種に亙ることも出來得ることになるのである。

三 設置認可申請

設置認可申請には左記書類の提出を要す。

- (1) 組合設置を必要とする事由書

一 家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商取締規則及同施行細則

- 組合規約
- (2) 地區内に於ける種類別同業者總數
- (3) 規定の同意ありたることを證する書類
- (4) 市及支廳の區域に依らざるときは其の事由書
- (5) 設立後に於ける認可事項
- 四 組合長及副組合長の選任、解任
- (1) 組合長及副組合長の選任、解任
- (2) 組合經費豫算並に分賦收入方法
- (3) 規約の変更
- (4) 組合の解散合併及分割
- 五 届出事項
- (1) 會議の招集報告
- (2) 會議の終了報告
- (3) 經費收支決算並に事業報告
- 六 強制加入
- 家畜商の統制ある指導上當該地區内に組合設立せられたる場合は其他地區内に於ける同種の家畜商は好むと好まざるとに拘はらず、必ず其の組合に加入すべきものなり。
- 二、家畜商組合聯合會

聯合會の區域は北海道一圓となし其他の事項に關しては殆んど組合に關する規定を準用せらるのである。

十一 罰 則

- 一、百圓以下の罰金に處せらるゝ場合
 - 一 詐欺の行爲を以て免許を受けたるとき
 - 二 無免許にて取引を爲したるとき
 - 三 長官の許可を受けずして規則第九條の規定に依る傳染病に罹り若くは罹りたる疑ひのある家畜の取引を爲したるとき
 - 四 當該畜産組合の承認を受けずして規則第十條の規定に依る仔畜の取引を爲したるとき
- 二、五十圓以下の罰金又は料料に處せらるゝ場合
 - 一 免許證を携帯せずに取り引に従事したるとき
 - 二 帳簿を調製せず又は記載を怠り若くは虚偽の記載を爲したるとき
 - 三 規定に依る取引報告を爲さず若くは虚偽の報告を爲したるとき
- 三、拘留又は料料に處せらるゝ場合
 - 一 家畜商にして帳簿に關し規定の行爲を爲さざるとき
 - 二 家畜商にして手数料に關し規定の行爲を爲さざるとき
 - 三 家畜商にして免許者の雇傭又は委託に關し規定の届出を爲さざるとき
- 一家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商取締規則及同施行細則

- 四 家畜商にして細則第二十一條の規定に依る加入を爲さざるとき
- 五 組合の解散、合併及分割に付規定の認可を受けざるとき
- 六 其他營業上不正の行爲を爲したるとき

四、科料に處せらるゝ場合

- 一 免許證亡失の故を以て再交付を申請したる後亡失したる免許證を發見したるに拘はらず返納せざるとき
- 二 免許證の主たる就業地、住所、氏名又は名稱に異動を生じたるに拘はらず之が書換申請を爲さざるとき
- 三 規則第十五條の規定に依り免許證を返納すべきに拘はらず之が返納を爲さざるとき
- 四 法人の代表者又は法人若くは人の代理人、使用人其他従業者が其の法人又は人の業務に關し前項の違反行爲を爲したるとき（行爲者の罰せらるゝは勿論其の法人又は人に對し科料を科すべきものなり）

十二 雜 則

一、經過規定

家畜商取締規則は昭和十六年九月一日付を以て公布し即日實施せられたのであり、之に依り從來の牛馬商取締規則は廢止となり従つて本來ならば廢止の日より牛馬商は存在せぬことになるのであるが規則の附則の規定に依り昭和十七年二月迄は從前通營業を爲し得ることを認められたのである即ち牛馬商取締規則の廢止に依り當然效力を失ふべき原則に對し規則自からが期限を附して例外を認めたのである。

尙二月迄に免許申請を爲したるに拘はらず二月中に長官が其の申請に對し可否の處分を爲さざりし場合と雖も其の處分があるまで更に營業を繼續して行けるのであり又規則施行の際、現に豚、綿羊及山羊に付其の取引を營業と爲し居るものは勿論、之等の者に雇傭又は委託せられて單に業と爲し居る者に對しても同様適用せらるゝものである。

牛馬商取締規則施行細則の規定に依り設立せられたる牛馬商組合、同聯合會及聯合協會も亦右に準據せらるべきものにして従つて細則の規定に據る性質は二月を以て解散すると解散せざるとに拘はらず法規の上には存しないことになるのである。

二、書類進達

免許に關する書類に付ては長官に提出すべきものは總て所轄警察署長に又組合及聯合會に關する事項に關する書類は所轄支廳長。（市の區域のみに依るときは市役所）に提出すべきものなり

家畜商取締規則

- 第一條 本則ニ於テ家畜トハ牛、馬、豚、綿羊及山羊ヲ謂ヒ家畜商トハ家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ
- 第二條 家畜商タラントスル者又ハ家畜商ニ雇傭セラレ若ハ其ノ委託ヲ受ケ家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ業ト爲サントスル者ハ前條ノ家畜ノ種別毎ニ主タル就業地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クベシ
- 前項ノ免許ヲ受ケタル者免許ヲ受ケタル地方長官ノ管轄スル地以外ノ地ニ於テ家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋

一家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商取締規則及同施行細則

ヲ家畜市場外ニ於テ爲サントスルトキハ更ニ其ノ地ヲ管轄スル地方長官ノ免許ヲ受クベシ

第三條 免許ヲ受クルニハ地方長官ノ行フ試験ニ合格スルコトヲ要ス 但シ地方長官ハ其ノ者ノ知識經驗ニ徴シ試験ヲ要セズト認メタルトキハ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ハ法人ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ免許ヲ爲スコトヲ得ズ

一 一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リテヨリ三年ヲ經ザル者

二 家畜ノ取引ニ關シ法令ノ規定ニ違反シ一年未滿ノ懲役、禁錮又ハ罰金ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リテヨリ二年ヲ經ザル者

三 免許ノ取消ヲ受ケタル後二年ヲ經ザル者

四 禁治産者又ハ準禁治産者

五 地方長官ニ於テ公益ヲ害スル虞アリト認メタル者

六 法人ニシテ理事、取締役其ノ他其ノ業務ヲ執行スル役員中ニ第一號乃至第三號又ハ第五號ニ該當スル者アルモノ

第五條 地方長官免許ヲ與ヘタルトキハ別記様式ノ免許證ヲ交付スベシ

第六條 免許ヲ受ケタル者免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許證ヲ添ヘ免許ヲ受ケタル地方長官ニ其ノ再交付ヲ申請スベシ

免許ヲ受ケタル者免許證ノ再交付ヲ申請シタル後亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ免許ヲ受ケタル地方長官ニ提出スベシ

第七條 免許ヲ受ケタル者主タル就業地、住所、氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク免許ヲ受ケタル地方長官ニ免許證ノ書換ヲ申請スベシ

第八條 免許ヲ受ケタル者家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲サントスルトキハ其ノ家畜ニ關スル免許證ヲ携帶スベシ

第九條 免許ヲ受ケタル者ハ家畜傳染病豫防法第一條第一項ニ掲グル傳染病ニ罹リ若ハ罹リタル疑アル家畜、牛疫、牛肺疫若ハ口蹄疫ニ感染シタル處アル家畜又ハ馬ノ傳染性貧血、馬ノ傳染性流産若ハ腺疫ニ罹リ若ハ罹リタル疑アル馬ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ズ 但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第十條 免許ヲ受ケタル者ハ畜産組合ノ組合員ノ生産シタル仔畜ニシテ組合ノ定款ノ規定ニ依リ其ノ開設スル家畜市場ニ牽付クベキ義務ノ履行ヲ終ラザルモノノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコトヲ得ズ 但シ組合ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十一條 家畜商ハ帳簿ヲ調製シ家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル年月日及其ノ家畜ノ種別、種類、產地、性、年齢、毛色、價格、周旋手数料並ニ賣買若ハ交換當事者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ其ノ都度遲滞ナク記載スベシ

第十二條 家畜商ハ毎年一月末日迄ニ前年中ニ於ケル前條ニ記載スル事項ヲ取纏メ之ヲ免許ヲ受ケタル地方長官ニ報告スベシ

第十三條 免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ

一 一年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 家畜ノ取引ニ關シ法令ノ規定ニ違反シ一年未滿ノ懲役、禁錮又ハ罰金ノ刑ニ處セラレタルトキ

一家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商取締規則及同施行細則

七八

三 禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
第十四條 免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消スコトヲ得

一 第八條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 前條ノ外業務上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ

三 正當ノ事由ナクシテ引續キ一年以上家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲サザルトキ

四 地方長官ニ於テ公益ヲ害スル虞アリト認メタルトキ

五 法人ノ理事、取締役其ノ他其ノ業務ヲ執行スル役員中ニ第一號、第二號若ハ前號又ハ前條第一號若ハ第二號ニ該當スル者アルニ至リタルトキ

家畜商左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消スコトヲ得

一 第十一條ノ規定ニ違反シ帳簿ヲ調製セズ又ハ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

二 第十二條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ

第十五條 免許ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク免許ヲ受ケタル地方長官ニ免許證ヲ返納スベシ

一 第十三條ノ規定ニ依リ免許ノ効力ヲ失ヒタルトキ

二 前條ノ規定ニ依リ免許ノ取消ヲ受ケタルトキ

三 廢業シタルトキ

免許ヲ受ケタル者死亡シ、失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ解散シタルトキハ戸主、家族、雇傭主又ハ清算人ニ於テ遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スベシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處スベシ

一 詐欺ノ行爲ヲ以テ免許ヲ受ケタル者

二 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ家畜ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル者

三 第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條ノ規定ニ違反シ帳簿ヲ調製セズ又ハ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第十二條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第十八條 第六條第二項、第七條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

牛馬商取締規則ハ之ヲ廢止ス

牛馬商取締規則ニ依リ牛馬商ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ牛又ハ馬ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲スモノハ本令施行ノ日ヨリ六月ヲ限り仍從前ノ例ニ依ル其ノ者其ノ期間内ニ本令ニ依リ免許ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ期間滿了後本令ニ依リ免許ニ關スル處分ヲ受クル迄ノ期間ニ付亦同ジ

本令施行ノ際現ニ豚、緬羊又ハ山羊ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者及牛馬商又ハ豚、緬羊若ハ山羊ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者ニ雇傭セラレ又ハ其ノ委託ヲ受ケ牛、馬、豚、緬羊又ハ山羊ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者ハ本令施行後六月ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラズ引續キ其ノ營業ヲ爲スコトヲ得其ノ者其ノ期間内ニ本令ニ依リ免許ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ期間滿了後本令ニ依リ免許ニ關スル處分ヲ受クル迄ノ期間ニ付亦同ジ

一家畜商取締規則及同施行細則

七九

(別記様式)

表面

裏面

第 號

主タル就業地 (道府縣)

住 所

氏 名

生 年 月 日

取扱家畜

牛 (馬・豚・細羊・山羊)

家畜商取締規則第 五條ノ規定ニ依ル 免許證

年 月 日

道 府 縣 廳

表記ノ者ハ 年 月 日家畜商取締規則第三條第一項ノ試験ニ合格シタリ

表記ノ者ニ對シテハ家畜商取締規則第三條第一項但書ノ規定ニ基キ左記ノ理由ニ依リ試験ノ全部 (試験科目中、)ヲ省略セリ

記

地方長官 氏

名 稱

用紙ハ厚紙ヲ用ヒ大サハ日本標準規格B8トシ牛ハ白色馬ハ赤色豚ハ綠色トシ細羊ハ白色中央ニ幅二・〇〇〇ノ赤色縦帯ヲ附シ山羊ハ白色中央ニ幅二・〇〇〇ノ綠色縦帯ヲ附スルモノトス
取扱家畜名及免許證ノ文字ハ太字ヲ用ヒ交付ニ當リテハ裏面ノ不要文字ハ抹消スルモノトス

家畜商取締規則施行細則

- 第一條 家畜商取締規則 (以下單ニ規則ト稱ス) 第二條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケントスル者ハ別記第一號様式ニ依ル願書ニ履歷書及戶籍抄本ヲ添ヘ願出ヅベシ
- 第二條 規則第三條ノ規定ニ依ル試験規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 規則第六條第一項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ受ケントスルトキハ第二號様式ニ依リ、同第七條ノ規定ニ依リ書換ヲ受ケントスルトキハ第三號様式ニ依ル申請書ヲ十日以内ニ提出スベシ
- 前項ニ於ケル毀損又ハ書換ノ場合ハ當該免許證ヲ添附スベシ
- 第四條 規則第六條第二項及第十五條ノ規定ニ該當スルトキハ第四號様式ニ依リ十日以内ニ返納スベシ
- 第五條 規則第九條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ第五號様式ニ依ル申請書ニ獸醫師ノ診斷書ヲ添附シ提出スベシ
- 第六條 規則第十一條ノ規定ニ依リ家畜商ノ調製スベキ帳簿ハ第六號様式ニ依リ、同第十二條ノ規定ニ依ル報告ハ第七號様式ニ依ルベシ
- 第七條 前條ノ規定ニ依ル帳簿ハ紙數ヲ記シ使用前所轄警察署ニ差出シ檢印ヲ受クベシ帳簿ヲ更新シタルトキ亦同シ
- 前項使用済ノ帳簿ハ使用後滿三年間之ヲ保存スベシ
- 第八條 家畜商ハ豫メ周旋手數料ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ但シ本令ニ依リ設置シタル家畜商組合員タル家畜商ハ此ノ限ニ在ラズ

一家畜商取締規則及同施行細則

八二

家畜商ハ名義ノ如何ヲ問ハズ前項認可額又ハ組合同規約ニ依ル周旋手数料額ヲ超過シタル金錢其ノ他物品ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 家畜商ハ規則第二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケタル者ヲ雇傭又ハ委託シ若ハ其ノ受クルニ至リタル者アルトキハ遲滞ナク所轄警察署ニ届出ツベシ雇傭又ハ委託者ヲ解約シタルトキ亦同ジ

第十條 長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ家畜商業臺帳、免許證又ハ其ノ他營業ニ關スル書類ヲ檢査セシムルコトアルベシ

第十一條 家畜商ハ家畜商組合ヲ設置スルコトヲ得組合ノ區域ハ市及支廳ノ區域ニ依ル 但シ特別ノ事情アルトキハ長官ノ認可ヲ受ケ其ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

第十二條 組合ヲ設置セントスルトキハ其ノ地區内ノ同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得創立總會ヲ開キ規約ヲ議決シ長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ家畜ノ種類二種以上アルトキハ其ノ種類毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ベシ

第十三條 組合ノ設置認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 組合設置ヲ必要トスル事由書
- 二 組合同規約
- 三 地區内ニ於ケル種類別同業者總數及規定ノ同意アリタルコトヲ證スル書類
- 四 第十一條但書ノ規定ニ依ル區域ニ依ルトキハ其ノ事由書

第十四條 組合ハ左ノ役員ヲ置クベシ

組 合 長 一 名
副 組 合 長 若干名

評 議 員 若干名

前項ノ役員ノ外規約ノ規定ニ依リ役員ヲ置クコトヲ得

第十五條 役員ニ異動ヲ生ジタルトキハ第八號様式ニ依リ遲滞ナク報告スベシ 但シ組合長、副組合長ノ選任、解任ニ付テハ議事録抄本及履歷書ヲ添附シ長官ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 目 的
- 二 事 業
- 三 名 稱
- 四 事務所ノ位置
- 五 組合ノ區域
- 六 役員ノ權限及其ノ任期
- 七 總會招集ノ方法
- 八 會議ノ方法
- 九 經費負擔及其ノ徵收方法
- 十 周旋手数料
- 十一 加入及脫退
- 十二 違約者ノ處分
- 十三 解 散
- 十四 其ノ他必要ト認ムル事項

一 家畜商取締規則及同施行細則

八三

一家畜商取締規則及同施行細則

八四

第十七條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ議決ノ上其ノ事由ヲ具シ議事録謄本ヲ添附シ長官ノ認可ヲ受クベシ

規約ノ變更ガ經費ノ分賦收入ニ關スルトキハ前項ノ出席者及議決權ノ數ハ家畜ノ種類毎ニ之ヲ計算スベシ
規約ノ變更ガ區域ノ擴張又ハ家畜ノ種類ノ増加ニ關スルトキハ第一項ノ規定ニ依ル議決ノ外擴張又ハ増加ニ依リ新ニ組合員トナルベキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ベシ此ノ場合ニ於テハ第十二條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十八條 組合ニ於テ會議ヲ招集シタルトキハ其ノ日時、場所及付議事項ヲ長官ニ報告スベシ
前項ノ會議閉會シタルトキハ遲滞ナク其ノ議決事項ニ議事録謄本ヲ添附シ之ヲ長官ニ報告スベシ

第十九條 組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 組合ノ經費收支豫算及經費分賦、收入方法ハ規約ニ依リ之ヲ議決シ年度開始ノ一月前迄ニ長官ノ認可ヲ受クベシ

經費收支決算竝ニ事業報告ハ年度終了後三月以内ニ長官ニ報告スベシ

第二十一條 本令ニ依リ設置シタル組合區域内ノ家畜商ハ其ノ組合ニ加入スベシ

第二十二條 組合ノ解散、合併又ハ分割ヲ爲サントスルトキハ第二項ノ場合ヲ除クノ外總會ニ於テ組合員半數以上出席シ出席者議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ議決スベシ

家畜ノ種類ニ依リ組合ノ分割ヲ爲サントスルトキハ其ノ種類ノ組合員議決權ノ三分ノ二以上ヲ有スル者ノ同意ヲ得テ組合ニ對シ之ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組合ハ其ノ權利義務ノ分割ニ付他ノ種類ノ組合員ノ議決ヲ經テ請求者ト協議スベシ協議調ハザルトキハ長官之ヲ決ス

第二十三條 組合ノ解散、合併又ハ分割ハ其ノ事由ヲ具シ議事録謄本ヲ添附ノ上長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 長官必要ト認ムルトキハ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ若ハ總會ノ開閉、役員ノ改選又ハ規約ノ變更ヲ命ジ若ハ決議又ハ組合設置ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

第二十五條 家畜商組合ハ家畜商組合聯合會ヲ設置スルコトヲ得

聯合會ノ區域ハ北海道廳ノ管轄區域ニ依ル

第二十六條 聯合會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

會長 一名

副會長 若干名

評議員 若干名

前項ノ役員ノ外規約ノ規定ニ依リ役員ヲ置クコトヲ得

第二十七條 第十二條、第十三條、第十五條乃至第二十四條ノ規定ハ之ヲ聯合會ニ準用ス

第二十八條 第七條、第八條、第九條、第二十一條、第二十三條ノ規定ニ違反シタルトキ若ハ營業上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ規定ハ組合、聯合會及法人ニ付テハ其ノ代表者ニ適用ス

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第一項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ科料刑ヲ科ス

第二十九條 本令ニ依リ長官ニ提出スベキ書類ハ家畜商ニ關スル事項ニ付テハ所轄警察署ヲ、組合ニ關スル事項ニ付テハ所轄支廳(市ノ區域ノミニ依ル組合ニ付テハ市役所)ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一家畜商取締規則及同施行細則

八五

一家畜商取締規則及同施行細則

大正十三年十二月北海道廳令第三百三十六號牛馬商取締規則施行細則ハ之ヲ廢止ス
牛馬商取締規則施行細則ニ依ル牛馬商組合、牛馬商組合聯合會、牛馬商組合聯合協會ハ昭和十六年九月一日ヨリ六
月以内ニ組合、聯合會及聯合協會ノ規約ノ規定ニ依リ解散ノ届出ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依ル期間内ニ其ノ届出ヲ爲サザルモノハ解散シタルモノト看做ス
本令施行ノ際現ニ豚、緬羊、山羊ノ賣買若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者及牛馬商又ハ豚、緬羊、山羊ノ賣買
若ハ交換又ハ其ノ周旋ヲ營業ト爲ス者ニ雇傭セラレ又ハ其ノ委託ヲ受ケ牛、馬、豚、緬羊、山羊ノ賣買若ハ交換又
ハ其ノ周旋ヲ業ト爲ス者ノ組織スル組合ニ付テハ第三項及前項ノ規定ヲ準用ス

(別記 第一號様式)

家畜商取締規則第二條ノ規定ニ依ル免許願

家畜商取締規則第二條ニ依ル免許相受度別紙關係書類相添へ此段相願候也

記

- 一 免許ヲ受ケントスル家畜ノ種類
- 二 主タル就業地
- 三 規則第二條第一項又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ナルトキハ其ノ免許年月日及府縣名

年 月 日

本籍
現住所

職業

氏

名(名稱)
生 年 月 日

北海道廳長官殿

備考 規則第二條第二項ノ免許願ノ場合ニハ既ニ交付ヲ受ケタル同種ノ家畜ニ關スル免許證ノ寫ヲ添附
スルコト

(第二號様式)

免許證 再下付願

- 一 免許證 番號
- 二 免許年月日
- 三 毀損(亡失)事由

右免許證毀損(亡失)致候ニ付家畜商取締規則第六條第一項ノ規定ニ依リ再下付相成度此段相願候也

年 月 日

住 所

氏

名(名稱)

印

北海道廳長官殿

備考 毀損ノ場合ニハ免許證ヲ添附スルコト

(第三號様式)

免許證 書換願

- 一 舊就業地 (主タル就業地ニ異動
ヲ生ジタルトキ)
- 一 新就業地
- 一 舊住所 (住所ニ異動ヲ
生ジタルトキ)
- 一 新住所
- 一 舊氏名又ハ名稱(氏名又ハ名稱ニ異動)
- 一 新氏名又ハ名稱(氏名又ハ名稱ニ異動)

右ノ通何々ニ異動ヲ生ジ候條家畜商取締規則第七條ノ規定ニ依リ書換相成度免許證相添へ此段相願候也

年 月 日

住 所

氏

名(名稱)

印

北海道廳長官殿

一家畜商取締規則及同施行細則

一家畜商取締規則及同施行細則

(第七號樣式)

家畜商營業狀況報告

一 取引狀況ニ關スル事項

種別	賣		買		交換			周旋			備考
	價額	頭數	價額	頭數	價額	頭		價額	頭數	手數	
						當頭	一ノ				
	平	最	平	最	平	最	最	格	價		
牛											
馬											
豚											
緬羊											
山羊											
備											
考											

二 專業、兼業及教育程度ニ關スル事項

計	兼業	專業	教育程度別		計
			中學程度以上ノ教育ヲ受ケタル者	小學程度ノ教育ヲ受ケタル者	
				無學者	
				其ノ他ノ者	
					計

備考「其ノ他ノ者」ノ欄ニハ法人ヲ記載ノコト

(第八號樣式)

家畜商組合(聯合會)役員異動報告

任職	任期	異動事由及年月日	職名	氏名	氏名

右ノ通異動有之候條此段及報告候也

年 月 日

北海道廳長官殿

家畜商組合(聯合會)長 氏

名 印

一家畜商取締規則及同施行細則

第二 馬の最高販賣價格等に關する法令

一 馬の最高販賣價格

近時馬の價格の異常なる昂騰に鑑み、政府は低價政策に基き昭和十六年六月六日、農林省告示第三百五十三號を以て馬の最高販賣價格を指定し六月十五日より之を實施し其の後一部改正（九月二十日付農林省告示第六百九十二號）に依り十月一日より實施）せられたるも、之が運用の如何は國防上將又産業上重大なる關係あるを以て苟くも價格の公定に依り馬の増殖及資質の向上に支障なからしむる様各般に亘り努力を致して居る次第であるが此の間に存し馬の取引の大半を取扱ふ馬商の責務も又時局下殊に重大なるものあるに付宜しく價格指定の趣旨に則り其の目的に悖らざる様留意すると共に本表の價格は其の最高を指定したるものなるに付ては之が範圍内に於て各馬の資質に應じ適正妥當なる價格を以て取引せらるべきものである。

本表最高販賣價格は馬の交換の場合に於ても適用せらるゝものであり且つ明ヶ二歳の馬に付ては夫々規定に依り運賃諸掛（各地方廳に於て告示す）を加算して取引を爲し得べきものとす。

尙本價格の適用に關する規定中に於ける牡には騾を含むものであり且つ家畜市場に於て最高販賣價格に懸上げられたる牡馬に對しては主取の優先なく從つて此等の者が數人在るときは抽籤に依り決定せらるべきものとす但し牝馬に付ては右に依らざるものなり最高販賣價格に達せざる場合は牝牡に係はらず最高難人の難り取るべきことは言を要せず

さざるところなるべし。

馬の最高販賣價格表

區分	明ヶ二歳	明ヶ三歳	明ヶ四歳以上
優良種牝馬及候補優良種牝馬	八一〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円
軍用保護馬及軍馬資源保護法	六五〇	七五〇	九〇〇
認 定 種 牝 馬	六五〇	七五〇	九〇〇
其 他 種 牝 馬	三〇〇	三四〇	四〇〇

但シ妊娠七ヶ月以上ノ牝馬ノ最高販賣價格ニ付テハ本表ノ價格ニ其ノ三割以内ノ額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス。

二 優良種牝馬及候補優良種牝馬

優良種牝馬及候補優良種牝馬の最高販賣價格は明ヶ二歳馬八一〇圓、明ヶ三歳馬一、〇〇〇圓及明ヶ四歳以上の馬一、二〇〇圓なるも但し明ヶ二歳の牝馬にして種馬統制法に依る檢定前のもゝ最高販賣價格は優良種牝馬及候補優良種牝馬の價格を適用せらるゝのであるが「檢定前」とは其の馬の飼養地又は取引地市町村に於ける檢定告示前なりや否やに依り決定せらるべきものにして、告示附記一の六の地區に在る二歳馬、種馬統制法の檢定を施行せざる地區に在る二歳馬及其他正當の事由に依り届出で許可を受け檢定を受くること能はざりし二歳馬に付ては飼養地市町村長の當該馬たることの證明を有するものは檢定終了後の市町村に於て取引せらるゝ場合と雖も檢定前の取扱を爲さるべきも、賣買先の市町村に於て其の後檢定告示ありたるにも拘はらず、當該市町村に於て許可なくして檢定を受け

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

ざる場合は其の他の馬として賣買せらるべきものなり。

三 軍用保護馬及軍馬資源保護法に依る檢定合格馬

軍用保護馬及軍馬資源保護法に依る檢定合格馬の最高販賣價格は、明け二歳馬六五〇圓、明け三歳馬七五〇圓及明け四歳以上の馬九〇〇圓なるも但し軍馬資源保護法に依る檢定合格馬に付ては其の檢定の日より一年を経ざるものなることを要するものであり、従つて檢定に合格せるも檢定の日より一年以上を経過したる場合に於ては右の價格が適用せられぬこととなり。

尙明け二歳の牡馬にして軍馬資源保護法に依る檢定前のもの、最高販賣價格は右の價格が適用せられ「檢定前」の解釋に關しては前項に於て述べたる所を準用せらるものである。

四 認定種牝馬

認定種牝馬の最高販賣價格は明け二歳馬六五〇圓、明け三歳馬七五〇圓及明け四歳以上の馬九〇〇圓にして認定種牝馬とは種馬統制法に依る檢定に合格したるも優良種牝馬及候補優良種牝馬に指定せられず最近の種馬統制法に依る檢定の日より二年を経ざるもの及軍用保護馬に非らざる牝馬にして最近の種馬統制法に依る檢定の日より二年を経ざるものを謂ふのであり種馬統制法に依る檢定に合格したる牝馬中其の等級区分「可」に屬するものに該當するものを謂ふ。

五 其の他の馬

其の他の馬の最高販賣價格は明け二歳馬三〇〇圓、明け三歳馬三四〇圓及明け四歳以上の馬四〇〇圓にして其の他の馬とは前三項に該當せざる馬にして例へば軍馬資源保護法又は種馬統制法に依る檢定に不合格なりし馬等なるも勿論最高販賣價格の適用を受けざる馬を除くものを謂ふ。

六 最高販賣價格の適用せざるもの

本則の執行せられざる地域に對しては最高販賣價格告示に依り何等制限なきは勿論なるも尙左の各號の一に該當するものに對しては其の適用せざるものとす。

- 一、馬の種類に依り適用せざるもの
 - 1. 種牝馬
 - 2. 候補種牝馬
 - 3. 輕種生産用優良種牝馬
 - 4. 輕種生産用候補優良種牝馬
 - 5. 輕種生産用以外の優良種牝馬にして其の等級区分が特優又は優に屬する馬
- 二 飼養地に依り適用せざるもの

- 1. 北海道 占守郡、新知郡、得撫郡、禮文郡、利尻郡、藥取郡、紗那郡、擇捉郡、色丹郡、苫前郡の内天賣村

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

焼尻村

2. 長崎縣 壹岐郡、上縣郡、下縣郡
3. 鹿兒島縣 大島郡、熊毛郡の内上屋久郡、下屋久郡、薩摩郡の内里村、上飯村、下飯村
4. 沖繩縣 島尻郡の内伊平屋村、波名志村、粟國村、貝志川村、仲里村、庄間味村、渡嘉敷村、國須郡の内伊江村、宮古村、八重山郡

三 事項に依り適用せざるもの

1. 國が賣買の當事者なるとき
2. 滿洲國が賣買の當事者なるとき

七 運賃諸掛

本表に掲ぐる明け二歳馬の馬の最高販賣價格は産地市町村又は産地の家畜市場に於て取引を爲す場合の價格であり従つて右以外の場所に於ては本道産馬に付ては昭和十六年六月十一日北海道廳告示第八二二號及七月二十四日告示第一〇二七號に依る運賃諸掛を加算したる額を限度として賣買爲し得るのであるが特に注意を要することは數次に互り取引せらるゝ場合に於ける運賃諸掛の算定距離に付ては其の馬の産地より最短距離の運賃諸掛を加算すべきものである例へば兵庫縣の馬商が明け二歳馬を最高價格にて本道より購入したるものを兵庫縣に於て大阪の馬商に賣渡し同人が大阪で該馬を賣却したる場合の運賃諸掛の限度は本道及大阪間に依らねばならぬのであり、一見不合理の如きも馬の頻繁なる移動を防止せんとする趣旨の上に存するものである。

尙家畜市場に於ける手数料、分賦金及入場料等は最高販賣價格には勿論運賃諸掛と看做し之を含めて賣買するこ
とを得ざるものである。

(附) 馬ノ最高販賣價格表附記八ノ運賃諸掛表

(但シ自府縣産馬ニ付テハ引渡地ガ其ノ馬ノ産地) 市町村又ハ産地家畜市場以外ノ場所ナル場合)

引渡地 北海道網走支廳

網走支廳産馬	一三〇〇	石狩支廳産馬	一八〇〇	膽振支廳産馬	二〇〇〇
渡島支廳産馬	三三〇〇	上川支廳産馬	七〇〇	釧路支廳産馬	一七〇〇
後志支廳産馬	三〇〇〇	宗谷支廳産馬	一七〇〇	空知支廳産馬	一八〇〇
十勝支廳産馬	一七五〇	根室支廳産馬	一七〇〇	日高支廳産馬	三二〇〇
檜山支廳産馬	三三〇〇	留萌支廳産馬	一八〇〇	青森縣産馬	三九〇〇
岩手縣産馬	三三〇〇	宮城縣産馬	三三〇〇	秋田縣産馬	三〇〇〇
山形縣産馬	三三〇〇	福島縣産馬	三三〇〇	茨城縣産馬	三六〇〇
栃木縣産馬	三六〇〇	群馬縣産馬	三六〇〇	埼玉縣産馬	三六〇〇
千葉縣産馬	四三〇〇	東京府産馬	三六〇〇	神奈川縣産馬	三六〇〇
新潟縣産馬	三三〇〇	富山縣産馬	三六〇〇	石川縣産馬	四一〇〇
福井縣産馬	四三〇〇	山梨縣産馬	四三〇〇	長野縣産馬	三六〇〇

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

二馬の最高販賣價格等に関する法令

岐阜縣產馬	四・五〇	靜岡縣產馬	四・五〇	愛知縣產馬	四・〇〇
三重縣產馬	四・〇〇	滋賀縣產馬	四・〇〇	京都府產馬	四・五〇
大阪府產馬	四・五〇	兵庫縣產馬	四・五〇	奈良縣產馬	四・五〇
和歌山縣產馬	四・〇〇	鳥取縣產馬	四・五〇	島根縣產馬	五・〇〇
岡山縣產馬	四・〇〇	廣島縣產馬	四・五〇	山口縣產馬	五・〇〇
德島縣產馬	四・五〇	香川縣產馬	四・五〇	愛媛縣產馬	五・五〇
高知縣產馬	五・五〇	福岡縣產馬	五・〇〇	佐賀縣產馬	五・五〇
長崎縣產馬	五・〇〇	熊本縣產馬	五・〇〇	大分縣產馬	五・五〇
宮崎縣產馬	五・五〇	鹿兒島縣產馬	六・〇〇	沖繩縣產馬	五・〇〇

引渡地 北海道石狩支廳

網走支廳產馬	一七・〇〇	石狩支廳產馬	七・〇〇	膽振支廳產馬	一六・五〇
渡島支廳產馬	一七・五〇	上川支廳產馬	一七・〇〇	釧路支廳產馬	二〇・五〇
後志支廳產馬	二一・五〇	宗谷支廳產馬	一八・〇〇	空知支廳產馬	二一・〇〇
十勝支廳產馬	一七・五〇	根室支廳產馬	二〇・五〇	日高支廳產馬	一七・〇〇
檜山支廳產馬	一七・五〇	留萌支廳產馬	一七・五〇	青森縣產馬	二九・五〇
岩手縣產馬	六・五〇	宮城縣產馬	二九・五〇	秋田縣產馬	二四・五〇
山形縣產馬	六・五〇	福島縣產馬	三三・〇〇	茨城縣產馬	三三・五〇
栃木縣產馬	三三・〇〇	群馬縣產馬	三三・五〇	埼玉縣產馬	三三・五〇

千葉縣產馬	三七・〇〇	東京府產馬	三三・五〇	神奈川縣產馬	三三・〇〇
新潟縣產馬	三三・〇〇	富山縣產馬	三三・〇〇	石川縣產馬	三三・〇〇
福井縣產馬	三三・五〇	山梨縣產馬	三三・〇〇	長野縣產馬	三三・五〇
岐阜縣產馬	三三・〇〇	靜岡縣產馬	三六・〇〇	愛知縣產馬	三三・〇〇
三重縣產馬	三三・五〇	滋賀縣產馬	三三・五〇	京都府產馬	三六・〇〇
大阪府產馬	三六・〇〇	兵庫縣產馬	四一・五〇	奈良縣產馬	三六・〇〇
和歌山縣產馬	四三・〇〇	鳥取縣產馬	四三・五〇	島根縣產馬	四一・五〇
岡山縣產馬	四三・〇〇	廣島縣產馬	四三・〇〇	山口縣產馬	四七・〇〇
德島縣產馬	四三・〇〇	香川縣產馬	四三・〇〇	愛媛縣產馬	五一・五〇
高知縣產馬	四八・〇〇	福岡縣產馬	四八・五〇	佐賀縣產馬	五一・五〇
長崎縣產馬	五三・〇〇	熊本縣產馬	五三・五〇	大分縣產馬	五三・〇〇
宮崎縣產馬	五三・五〇	鹿兒島縣產馬	五三・〇〇	沖繩縣產馬	七三・〇〇

引渡地 北海道膽振支廳

網走支廳產馬	一九・〇〇	石狩支廳產馬	一六・五〇	膽振支廳產馬	一八・〇〇
渡島支廳產馬	一七・〇〇	上川支廳產馬	一八・〇〇	釧路支廳產馬	二〇・〇〇
後志支廳產馬	一六・五〇	宗谷支廳產馬	二〇・五〇	空知支廳產馬	一六・五〇
十勝支廳產馬	一八・五〇	根室支廳產馬	二二・五〇	日高支廳產馬	一六・五〇
檜山支廳產馬	一七・五〇	留萌支廳產馬	二〇・〇〇	青森縣產馬	二四・五〇

二馬の最高販賣價格等に関する法令

二馬の最高販賣價格等に関する法令

岩手縣產馬	二九・五〇	宮城縣產馬	三〇・〇〇	秋田縣產馬	二九・〇〇
山形縣產馬	二九・五〇	福島縣產馬	三三・五〇	茨城縣產馬	三三・〇〇
栃木縣產馬	三〇・〇〇	群馬縣產馬	三三・〇〇	埼玉縣產馬	三三・〇〇
千葉縣產馬	三〇・五〇	東京府產馬	四一・五〇	神奈川縣產馬	三三・五〇
新潟縣產馬	三三・五〇	富山縣產馬	三三・〇〇	石川縣產馬	三三・五〇
福井縣產馬	三〇・〇〇	山梨縣產馬	三〇・五〇	長野縣產馬	三〇・〇〇
岐阜縣產馬	三〇・〇〇	靜岡縣產馬	三〇・〇〇	愛知縣產馬	三〇・五〇
三重縣產馬	三〇・五〇	滋賀縣產馬	三〇・五〇	京都府產馬	三〇・〇〇
大阪府產馬	三〇・〇〇	兵庫縣產馬	三〇・五〇	奈良縣產馬	三〇・〇〇
和歌山縣產馬	三〇・〇〇	鳥取縣產馬	三〇・〇〇	島根縣產馬	三〇・五〇
岡山縣產馬	三〇・五〇	廣島縣產馬	三〇・〇〇	山口縣產馬	三〇・五〇
德島縣產馬	四一・五〇	香川縣產馬	四一・五〇	愛媛縣產馬	三〇・五〇
高知縣產馬	四一・五〇	福岡縣產馬	四一・五〇	佐賀縣產馬	三〇・〇〇
長崎縣產馬	五二・五〇	熊本縣產馬	四一・五〇	大分縣產馬	四一・五〇
宮崎縣產馬	五二・五〇	鹿兒島縣產馬	五二・五〇	沖繩縣產馬	五二・五〇

引渡地 北海道渡島支廳

網走支廳產馬	二二・五〇	石狩支廳產馬	二七・五〇	膽振支廳產馬	一八・五〇
渡島支廳產馬	二一・〇〇	上川支廳產馬	二二・〇〇	釧路支廳產馬	二四・〇〇

後志支廳產馬	一七・〇〇	宗谷支廳產馬	二二・五〇	空知支廳產馬	一八・〇〇
十勝支廳產馬	二一・〇〇	根室支廳產馬	二四・〇〇	日高支廳產馬	一八・〇〇
檜山支廳產馬	二一・五〇	留萌支廳產馬	二二・〇〇	青森縣產馬	三二・〇〇
岩手縣產馬	二四・〇〇	宮城縣產馬	三〇・五〇	秋田縣產馬	三二・五〇
山形縣產馬	二四・〇〇	福島縣產馬	三〇・五〇	茨城縣產馬	三〇・〇〇
栃木縣產馬	二九・五〇	群馬縣產馬	三〇・〇〇	埼玉縣產馬	三〇・〇〇
千葉縣產馬	三三・〇〇	東京府產馬	三〇・〇〇	神奈川縣產馬	三〇・〇〇
新潟縣產馬	三三・五〇	富山縣產馬	三〇・〇〇	石川縣產馬	三三・〇〇
福井縣產馬	三三・五〇	山梨縣產馬	三三・〇〇	長野縣產馬	三三・五〇
岐阜縣產馬	三三・五〇	靜岡縣產馬	三三・〇〇	愛知縣產馬	三三・〇〇
三重縣產馬	三三・〇〇	滋賀縣產馬	三三・〇〇	京都府產馬	三三・〇〇
大阪府產馬	三三・〇〇	兵庫縣產馬	三三・五〇	奈良縣產馬	三三・〇〇
和歌山縣產馬	三三・〇〇	鳥取縣產馬	三三・〇〇	島根縣產馬	三三・五〇
岡山縣產馬	三三・五〇	廣島縣產馬	三三・〇〇	山口縣產馬	三三・五〇
德島縣產馬	四一・五〇	香川縣產馬	四一・五〇	愛媛縣產馬	三三・〇〇
高知縣產馬	四一・五〇	福岡縣產馬	四一・五〇	佐賀縣產馬	三三・〇〇
長崎縣產馬	五二・五〇	熊本縣產馬	四一・五〇	大分縣產馬	四一・五〇
宮崎縣產馬	五二・五〇	鹿兒島縣產馬	五二・五〇	沖繩縣產馬	五二・五〇

二馬の最高販賣價格等に関する法令

引渡地 北海道 上川支廳

網走支廳產馬	一七・〇〇	石狩支廳產馬	一六・五〇
渡島支廳產馬	二〇・五〇	上川支廳產馬	二一・〇〇
後志支廳產馬	一七・〇〇	宗谷支廳產馬	一七・〇〇
十勝支廳產馬	一七・〇〇	根室支廳產馬	一八・五〇
檜山支廳產馬	三〇・五〇	留萌支廳產馬	一六・五〇
岩手縣產馬	三〇・五〇	宮城縣產馬	三三・〇〇
山形縣產馬	三〇・五〇	福島縣產馬	三三・〇〇
栃木縣產馬	三〇・五〇	群馬縣產馬	三三・五〇
千葉縣產馬	三六・五〇	東京府產馬	三三・五〇
新潟縣產馬	三〇・〇〇	富山縣產馬	三三・五〇
福井縣產馬	三〇・〇〇	山梨縣產馬	三六・五〇
岐阜縣產馬	四一・五〇	靜岡縣產馬	四三・五〇
三重縣產馬	四三・〇〇	滋賀縣產馬	四三・〇〇
大阪府產馬	四三・五〇	兵庫縣產馬	四三・〇〇
和歌山縣產馬	四三・五〇	鳥取縣產馬	四三・五〇
岡山縣產馬	四七・五〇	廣島縣產馬	四七・五〇
徳島縣產馬	四七・五〇	香川縣產馬	四七・五〇
高知縣產馬	五三・〇〇	福岡縣產馬	五三・〇〇
		膽振支廳產馬	一七・〇〇
		釧路支廳產馬	一八・〇〇
		空知支廳產馬	二一・〇〇
		日高支廳產馬	一七・五〇
		青森縣產馬	一九・〇〇
		秋田縣產馬	一九・五〇
		茨城縣產馬	四一・五〇
		埼玉縣產馬	四一・五〇
		神奈川縣產馬	四三・〇〇
		石川縣產馬	四三・五〇
		長野縣產馬	四三・〇〇
		愛知縣產馬	四三・五〇
		京都府產馬	四六・五〇
		奈良縣產馬	四六・五〇
		島根縣產馬	四八・五〇
		佐賀縣產馬	五三・五〇

引渡地 北海道 釧路國支廳

長崎縣產馬	五〇・〇〇	熊本縣產馬	五〇・五〇	大分縣產馬	五七・〇〇
宮崎縣產馬	五〇・五〇	鹿兒島縣產馬	五九・〇〇	沖繩縣產馬	七四・〇〇
網走支廳產馬	一七・五〇	石狩支廳產馬	一八・〇〇	膽振支廳產馬	二〇・五〇
渡島支廳產馬	三三・五〇	上川支廳產馬	三〇・〇〇	釧路支廳產馬	二一・五〇
後志支廳產馬	二二・〇〇	宗谷支廳產馬	三二・〇〇	空知支廳產馬	一八・〇〇
十勝支廳產馬	二二・〇〇	根室支廳產馬	二一・五〇	日高支廳產馬	二一・〇〇
檜山支廳產馬	三三・五〇	留萌支廳產馬	三〇・五〇	青森縣產馬	三〇・〇〇
岩手縣產馬	三三・〇〇	宮城縣產馬	三七・〇〇	秋田縣產馬	三三・〇〇
山形縣產馬	三三・〇〇	福島縣產馬	三六・〇〇	茨城縣產馬	四一・五〇
栃木縣產馬	三六・五〇	群馬縣產馬	四一・五〇	埼玉縣產馬	四一・五〇
千葉縣產馬	四三・五〇	東京府產馬	四三・五〇	神奈川縣產馬	四三・〇〇
新潟縣產馬	三六・〇〇	富山縣產馬	四三・五〇	石川縣產馬	四三・五〇
福井縣產馬	四三・〇〇	山梨縣產馬	四三・五〇	長野縣產馬	四三・〇〇
岐阜縣產馬	四三・〇〇	靜岡縣產馬	四三・〇〇	愛知縣產馬	四三・五〇
三重縣產馬	四六・五〇	滋賀縣產馬	四六・五〇	京都府產馬	四六・五〇
大阪府產馬	四六・五〇	兵庫縣產馬	四六・五〇	奈良縣產馬	四六・五〇
和歌山縣產馬	四八・〇〇	鳥取縣產馬	四八・五〇	島根縣產馬	四八・五〇

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

岡山縣產馬	四・〇〇	廣島縣產馬	五・〇〇	山口縣產馬	五・〇〇
德島縣產馬	五・〇〇	香川縣產馬	五・〇〇	愛媛縣產馬	五・〇〇
高知縣產馬	五・七五	福岡縣產馬	五・七五	佐賀縣產馬	五・〇〇
長崎縣產馬	五・五〇	熊本縣產馬	五・〇〇	大分縣產馬	五・五〇
宮崎縣產馬	六・五〇	鹿兒島縣產馬	六・五〇	沖繩縣產馬	五・五〇

引渡地 北海道後志支廳

網走支廳產馬	三・〇〇	石狩支廳產馬	一・〇〇	膽振支廳產馬	一・八〇
渡島支廳產馬	一・七〇	上川支廳產馬	一・八〇	釧路支廳產馬	二・〇〇
後志支廳產馬	六・五〇	宗谷支廳產馬	三・五〇	空知支廳產馬	一・三〇
十勝支廳產馬	一・八五	根室支廳產馬	二・五〇	日高支廳產馬	一・七五
檜山支廳產馬	一・七〇	留萌支廳產馬	二・〇〇	青森縣產馬	二・五〇
岩手縣產馬	三・五〇	宮城縣產馬	三・〇〇	秋田縣產馬	二・四〇
山形縣產馬	三・五〇	福島縣產馬	三・〇〇	茨城縣產馬	三・〇〇
栃木縣產馬	三・五〇	群馬縣產馬	三・〇〇	埼玉縣產馬	三・〇〇
千葉縣產馬	四・〇〇	東京府產馬	三・〇〇	神奈川縣產馬	三・〇〇
新潟縣產馬	三・〇〇	富山縣產馬	三・〇〇	石川縣產馬	三・五〇
福井縣產馬	三・七〇	山梨縣產馬	三・〇〇	長野縣產馬	三・〇〇
岐阜縣產馬	三・〇〇	靜岡縣產馬	三・五〇	愛知縣產馬	三・〇〇

引渡地 北海道宗谷支廳

三重縣產馬	四・〇〇	滋賀縣產馬	三・〇〇	京都府產馬	三・五〇
大阪府產馬	三・五〇	兵庫縣產馬	三・〇〇	奈良縣產馬	三・五〇
和歌山縣產馬	四・五〇	鳥取縣產馬	四・〇〇	島根縣產馬	四・〇〇
岡山縣產馬	三・五〇	廣島縣產馬	四・五〇	山口縣產馬	四・五〇
德島縣產馬	四・五〇	香川縣產馬	四・五〇	愛媛縣產馬	四・〇〇
高知縣產馬	四・〇〇	福岡縣產馬	四・〇〇	佐賀縣產馬	五・五〇
長崎縣產馬	五・五〇	熊本縣產馬	五・〇〇	大分縣產馬	五・五〇
宮崎縣產馬	五・〇〇	鹿兒島縣產馬	五・〇〇	沖繩縣產馬	六・五〇

網走支廳產馬	二・五〇	石狩支廳產馬	二・〇〇	膽振支廳產馬	二・五〇
渡島支廳產馬	三・五〇	上川支廳產馬	一・七〇	釧路支廳產馬	二・五〇
後志支廳產馬	二・〇〇	宗谷支廳產馬	二・〇〇	空知支廳產馬	一・八〇
十勝支廳產馬	二・五〇	根室支廳產馬	二・五〇	日高支廳產馬	二・〇〇
檜山支廳產馬	二・〇〇	留萌支廳產馬	一・七五	青森縣產馬	二・五〇
岩手縣產馬	三・五〇	宮城縣產馬	三・〇〇	秋田縣產馬	三・五〇
山形縣產馬	三・五〇	福島縣產馬	三・五〇	茨城縣產馬	三・〇〇
栃木縣產馬	三・〇〇	群馬縣產馬	三・〇〇	埼玉縣產馬	三・〇〇
千葉縣產馬	四・〇〇	東京府產馬	三・五〇	神奈川縣產馬	四・五〇

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

二馬の最高販賣價格等に関する法令

新潟縣產馬	三七・五〇	富山縣產馬	一八・〇〇	石川縣產馬	四二・〇〇
福井縣產馬	四三・五〇	山梨縣產馬	四三・〇〇	長野縣產馬	四二・五〇
岐阜縣產馬	四三・五〇	静岡縣產馬	四六・五〇	愛知縣產馬	四三・〇〇
三重縣產馬	四三・五〇	滋賀縣產馬	四三・〇〇	京都府產馬	四三・五〇
大阪府產馬	四三・五〇	兵庫縣產馬	四六・五〇	奈良縣產馬	四三・五〇
和歌山縣產馬	四三・五〇	鳥取縣產馬	四七・五〇	島根縣產馬	四三・〇〇
岡山縣產馬	四三・五〇	廣島縣產馬	五二・五〇	山口縣產馬	四三・〇〇
德島縣產馬	四六・五〇	香川縣產馬	四六・五〇	愛媛縣產馬	四三・五〇
高知縣產馬	四三・五〇	福岡縣產馬	四三・五〇	佐賀縣產馬	四三・五〇
長崎縣產馬	四三・五〇	熊本縣產馬	四三・〇〇	大分縣產馬	四三・〇〇
宮崎縣產馬	四三・五〇	鹿兒島縣產馬	四三・五〇	沖繩縣產馬	四三・五〇

引渡地 北海道空知支廳

網走支廳產馬	一七・五〇	石狩支廳產馬	二一・〇〇	膽振支廳產馬	二一・五〇
渡島支廳產馬	一八・〇〇	上川支廳產馬	一七・〇〇	釧路支廳產馬	一八・五〇
後志支廳產馬	二一・〇〇	宗谷支廳產馬	一七・五〇	空知支廳產馬	一六・五〇
十勝支廳產馬	一七・五〇	根室支廳產馬	一八・五〇	日高支廳產馬	一六・五〇
檜山支廳產馬	一七・〇〇	留萌支廳產馬	一七・五〇	青森縣產馬	一四・五〇
岩手縣產馬	一九・〇〇	宮城縣產馬	三〇・〇〇	秋田縣產馬	一八・五〇

山形縣產馬	三九・〇〇	福島縣產馬	三三・五〇	茨城縣產馬	三三・〇〇
栃木縣產馬	三三・五〇	群馬縣產馬	三三・〇〇	埼玉縣產馬	三三・〇〇
千葉縣產馬	三三・五〇	東京府產馬	三三・〇〇	神奈川縣產馬	三三・〇〇
新潟縣產馬	三三・五〇	富山縣產馬	三三・〇〇	石川縣產馬	三三・〇〇
福井縣產馬	三三・〇〇	山梨縣產馬	三三・五〇	長野縣產馬	三三・五〇
岐阜縣產馬	三三・五〇	静岡縣產馬	四一・五〇	愛知縣產馬	三三・五〇
三重縣產馬	三三・五〇	滋賀縣產馬	三三・〇〇	京都府產馬	四一・五〇
大阪府產馬	四三・五〇	兵庫縣產馬	四三・〇〇	奈良縣產馬	四一・五〇
和歌山縣產馬	四三・五〇	鳥取縣產馬	四三・〇〇	島根縣產馬	四一・五〇
岡山縣產馬	四三・五〇	廣島縣產馬	四三・五〇	山口縣產馬	四一・五〇
德島縣產馬	四六・五〇	香川縣產馬	四三・五〇	愛媛縣產馬	四三・〇〇
高知縣產馬	四三・五〇	福岡縣產馬	四三・〇〇	佐賀縣產馬	四三・五〇
長崎縣產馬	四三・〇〇	熊本縣產馬	四三・〇〇	大分縣產馬	四三・〇〇
宮崎縣產馬	四三・五〇	鹿兒島縣產馬	四三・五〇	沖繩縣產馬	四三・五〇

引渡地 北海道十勝支廳

網走支廳產馬	一七・五〇	石狩支廳產馬	一七・五〇	膽振支廳產馬	一八・〇〇
渡島支廳產馬	二一・〇〇	上川支廳產馬	一七・五〇	釧路支廳產馬	一六・五〇
後志支廳產馬	一八・〇〇	宗谷支廳產馬	一八・五〇	空知支廳產馬	一七・〇〇

二馬の最高販賣價格等に関する法令

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

十勝支廳產馬	六・五〇
檜山支廳產馬	二・〇〇
岩手縣產馬	三・〇〇
山形縣產馬	三・〇〇
栃木縣產馬	三・五〇
千葉縣產馬	四・〇〇
新潟縣產馬	三・五〇
福井縣產馬	四・〇〇
岐阜縣產馬	四・〇〇
三重縣產馬	四・〇〇
大阪府產馬	四・〇〇
和歌山縣產馬	四・〇〇
岡山縣產馬	四・五〇
廣島縣產馬	四・〇〇
高知縣產馬	三・〇〇
長崎縣產馬	三・五〇
宮崎縣產馬	三・五〇

根室支廳產馬	一七・〇〇
留萌支廳產馬	一八・〇〇
宮城縣產馬	三・五〇
福島縣產馬	三・〇〇
群馬縣產馬	三・〇〇
東京府產馬	三・〇〇
富山縣產馬	三・五〇
山梨縣產馬	四・〇〇
靜岡縣產馬	四・五〇
滋賀縣產馬	四・五〇
兵庫縣產馬	四・五〇
鳥取縣產馬	四・〇〇
徳島縣產馬	四・五〇
香川縣產馬	四・〇〇
福岡縣產馬	三・〇〇
熊本縣產馬	三・〇〇
鹿兒島縣產馬	三・五〇

一〇八

日高支廳產馬	一八・五〇
青森縣產馬	二九・〇〇
秋田縣產馬	三〇・〇〇
茨城縣產馬	三〇・五〇
埼玉縣產馬	三六・〇〇
神奈川縣產馬	三六・〇〇
石川縣產馬	三六・五〇
長野縣產馬	三六・〇〇
愛知縣產馬	四二・五〇
京都府產馬	四三・〇〇
奈良縣產馬	四三・〇〇
島根縣產馬	五二・五〇
山口縣產馬	五三・〇〇
愛媛縣產馬	五七・〇〇
佐賀縣產馬	五七・〇〇
大分縣產馬	五七・〇〇
沖繩縣產馬	五七・五〇

引渡地 北海道根室支廳

網走支廳產馬	一八・五〇
渡島支廳產馬	四・〇〇
後志支廳產馬	二・〇〇
十勝支廳產馬	一七・五〇
檜山支廳產馬	二・〇〇
岩手縣產馬	三・〇〇
山形縣產馬	三・〇〇
栃木縣產馬	四・五〇
千葉縣產馬	四・〇〇
新潟縣產馬	三・五〇
福井縣產馬	四・五〇
岐阜縣產馬	四・五〇
三重縣產馬	四・五〇
大阪府產馬	四・〇〇
和歌山縣產馬	四・五〇
岡山縣產馬	四・五〇
徳島縣產馬	三・五〇
高知縣產馬	三・五〇

石狩支廳產馬	二・〇〇
上川支廳產馬	三・〇〇
宗谷支廳產馬	二・五〇
根室支廳產馬	二・〇〇
留萌支廳產馬	二・五〇
宮城縣產馬	三・〇〇
福島縣產馬	三・五〇
群馬縣產馬	四・〇〇
東京府產馬	四・〇〇
富山縣產馬	四・〇〇
山梨縣產馬	四・〇〇
靜岡縣產馬	四・〇〇
滋賀縣產馬	四・五〇
兵庫縣產馬	四・五〇
鳥取縣產馬	五・五〇
廣島縣產馬	五・五〇
香川縣產馬	五・〇〇
福岡縣產馬	五・〇〇

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

一〇九

膽振支廳產馬	二二・五〇
釧路支廳產馬	一七・五〇
空知支廳產馬	三〇・五〇
日高支廳產馬	三三・五〇
青森縣產馬	三〇・五〇
秋田縣產馬	三三・五〇
茨城縣產馬	三三・〇〇
埼玉縣產馬	四三・〇〇
神奈川縣產馬	四三・五〇
石川縣產馬	四三・五〇
長野縣產馬	四三・五〇
愛知縣產馬	四三・〇〇
京都府產馬	四七・〇〇
奈良縣產馬	四七・〇〇
島根縣產馬	五三・〇〇
山口縣產馬	五七・〇〇
愛媛縣產馬	五七・〇〇
佐賀縣產馬	五七・五〇

二馬の最高販賣價格等に関する法令

長崎 縣產馬 六〇〇〇
宮崎 縣產馬 六〇五〇

熊本 縣產馬 五九五〇
鹿兒島 縣產馬 六〇五〇

大分 縣產馬 五九〇〇
沖繩 縣產馬 五五五〇

引渡地 北海道日高支廳

網走支廳產馬 三〇五〇
渡島支廳產馬 一八五〇
後志支廳產馬 一七〇〇
十勝支廳產馬 三〇五〇
檜山支廳產馬 三〇〇〇
岩手 縣產馬 一九〇〇
山形 縣產馬 一九〇〇
栃木 縣產馬 三三〇〇
千葉 縣產馬 三三〇〇
新潟 縣產馬 三三〇〇
福井 縣產馬 三三〇〇
岐阜 縣產馬 三三〇〇
三重 縣產馬 三三〇〇
大阪府產馬 四一五〇
和歌山 縣產馬 四三〇〇

石狩支廳產馬 一七〇〇
上川支廳產馬 三〇〇〇
宗谷支廳產馬 二二〇〇
根室支廳產馬 二二五〇
留萌支廳產馬 三〇五〇
宮城 縣產馬 三〇〇〇
福島 縣產馬 三三〇〇
群馬 縣產馬 三三〇〇
東京府產馬 三三〇〇
富山 縣產馬 三三〇〇
山梨 縣產馬 三三〇〇
静岡 縣產馬 四一五〇
滋賀 縣產馬 三六〇〇
兵庫 縣產馬 四二〇〇
鳥取 縣產馬 四三〇〇

膽振支廳產馬 一六五〇
釧路支廳產馬 二二五〇
空知支廳產馬 一七〇〇
日高支廳產馬 二二〇〇
青森 縣產馬 三三〇〇
秋田 縣產馬 三六五〇
茨城 縣產馬 三三〇〇
埼玉 縣產馬 三三〇〇
神奈川 縣產馬 三三〇〇
石川 縣產馬 三三〇〇
長野 縣產馬 三三〇〇
愛知 縣產馬 三三〇〇
京都府產馬 四一五〇
奈良 縣產馬 四一五〇
島根 縣產馬 四三〇〇

一一〇

岡山 縣產馬 四三〇〇
徳島 縣產馬 四三〇〇
高知 縣產馬 五二五〇
長崎 縣產馬 五三〇〇
宮崎 縣產馬 五三〇〇

廣島 縣產馬 四三〇〇
香川 縣產馬 四三〇〇
福岡 縣產馬 五三〇〇
熊本 縣產馬 五三〇〇
鹿兒島 縣產馬 五三〇〇

山口 縣產馬 四八〇〇
愛媛 縣產馬 五三〇〇
佐賀 縣產馬 五三〇〇
大分 縣產馬 五三〇〇
沖繩 縣產馬 七三〇〇

引渡地 北海道檜山支廳

網走支廳產馬 三三〇〇
渡島支廳產馬 三三〇〇
後志支廳產馬 一七五〇
十勝支廳產馬 二二五〇
檜山支廳產馬 六〇五〇
岩手 縣產馬 三三〇〇
山形 縣產馬 三三〇〇
栃木 縣產馬 三三〇〇
千葉 縣產馬 三三〇〇
新潟 縣產馬 三三〇〇
福井 縣產馬 三三〇〇
岐阜 縣產馬 三三〇〇

石狩支廳產馬 一八〇〇
上川支廳產馬 二二五〇
宗谷支廳產馬 二四〇〇
根室支廳產馬 二四〇〇
留萌支廳產馬 三三〇〇
宮城 縣產馬 三三〇〇
福島 縣產馬 三三〇〇
群馬 縣產馬 三三〇〇
東京府產馬 三三〇〇
富山 縣產馬 三三〇〇
山梨 縣產馬 三三〇〇
静岡 縣產馬 三三〇〇

膽振支廳產馬 一八〇〇
釧路支廳產馬 二四〇〇
空知支廳產馬 二四〇〇
日高支廳產馬 二四〇〇
青森 縣產馬 二二〇〇
秋田 縣產馬 三三〇〇
茨城 縣產馬 三三〇〇
埼玉 縣產馬 三三〇〇
神奈川 縣產馬 三三〇〇
石川 縣產馬 三三〇〇
長野 縣產馬 三三〇〇
愛知 縣產馬 三三〇〇

二馬の最高販賣價格等に関する法令

一一一

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

一一二

三重縣產馬	三・五〇	滋賀縣產馬	四・〇〇	京都府產馬	三・五〇
大阪府產馬	三・〇〇	兵庫縣產馬	三・五〇	奈良縣產馬	三・〇〇
和歌山縣產馬	三・〇〇	鳥取縣產馬	三・五〇	島根縣產馬	三・五〇
岡山縣產馬	三・〇〇	廣島縣產馬	四・〇〇	山口縣產馬	四・五〇
德島縣產馬	四・〇〇	香川縣產馬	四・〇〇	愛媛縣產馬	四・〇〇
高知縣產馬	四・五〇	福岡縣產馬	四・〇〇	佐賀縣產馬	四・五〇
長崎縣產馬	三・〇〇	熊本縣產馬	四・五〇	大分縣產馬	四・〇〇
宮崎縣產馬	三・五〇	鹿兒島縣產馬	三・五〇	沖繩縣產馬	六・五〇

引渡地 北海道留萌支廳

網走支廳產馬	一・〇〇	石狩支廳產馬	二・五〇	膽振支廳產馬	一・七・五〇
渡島支廳產馬	二・〇・五〇	上川支廳產馬	一・七・五〇	釧路支廳產馬	二・〇・〇〇
後志支廳產馬	一・七・五〇	宗谷支廳產馬	一・七・五〇	空知支廳產馬	一・二・五〇
十勝支廳產馬	一・七・五〇	根室支廳產馬	二・〇・五〇	日高支廳產馬	一・七・五〇
檜山支廳產馬	三・〇・五〇	留萌支廳產馬	一・七・〇〇	青森縣產馬	二・九・〇〇
岩手縣產馬	三・〇・〇〇	宮城縣產馬	三・五〇	秋田縣產馬	三・〇・〇〇
山形縣產馬	三・〇・〇〇	福島縣產馬	三・〇・〇〇	茨城縣產馬	三・七・五〇
栃木縣產馬	三・七・五〇	群馬縣產馬	三・〇・〇〇	埼玉縣產馬	三・〇・〇〇
千葉縣產馬	四・三・〇〇	東京府產馬	三・〇・〇〇	神奈川縣產馬	三・〇・〇〇

新潟縣產馬	三・七・五〇	富山縣產馬	三・五〇	石川縣產馬	四・五〇
福井縣產馬	四・〇・〇〇	山梨縣產馬	四・三・〇〇	長野縣產馬	三・六・〇〇
岐阜縣產馬	四・三・〇〇	靜岡縣產馬	四・五〇	愛知縣產馬	四・三・〇〇
三重縣產馬	四・三・〇〇	滋賀縣產馬	四・五〇	京都府產馬	四・三・〇〇
大阪府產馬	四・〇・〇〇	兵庫縣產馬	四・五〇	奈良縣產馬	四・三・〇〇
和歌山縣產馬	四・七・〇〇	鳥取縣產馬	四・七・〇〇	島根縣產馬	五・一・五〇
岡山縣產馬	四・五・〇〇	廣島縣產馬	四・五・〇〇	山口縣產馬	五・三・〇〇
德島縣產馬	四・〇・〇〇	香川縣產馬	四・〇・〇〇	愛媛縣產馬	五・七・〇〇
高知縣產馬	三・五・〇〇	福岡縣產馬	三・〇・〇〇	佐賀縣產馬	五・七・〇〇
長崎縣產馬	三・五・〇〇	熊本縣產馬	三・〇・〇〇	大分縣產馬	五・七・五〇
宮崎縣產馬	三・五・〇〇	鹿兒島縣產馬	三・五・〇〇	沖繩縣產馬	七・五・〇〇

八 馬の例外許可

馬は各馬に付個性強きものなるを以て特に優良なる馬に付ては馬産獎勵の見地より價格等統制令第七條第一項但し書の規定に依り爲す所謂例外許可の制度を設けたのであるが販賣價格の公定に對する例外的取扱ひなるに付ては之が指定の趣旨に反せざるやう留意せらるべきであり且つ例外許可は同一馬に付ても賣買毎に許可を受くべきものにして此の場合に於ては包括的なる連記方法に依らざるべきものとす。

一 馬の最高販賣價格等に関する法令

一一三

許可申請は別記様式に依り申請者の所在地地方長官に對し申請書五通及馬籍簿本を提出すべきものなるも畜産組

合の開設する家畜市場に牽付け販賣すべき馬に付ては當該畜産組合に於て市場開催前申請書を一括取纏め十五日前に提出せらるべきものなること。

尙許可書の指令条件には其の有効期間を指定すると共に其の馬の販賣を終りたるときは昭和十六年六月二十日巳調第一二八三號通牒に依る様式の報告を遅滞なく提出せしめ且つ之等の條件に違反したるときは取消すことあるものとす。

以下例外許可に關する方針の概要左の如し

一、種牡馬又は候補種牡馬

種牡馬又は候補種牡馬の決定又は指定を取消されたる馬に付ては其の性質上例外許可の制度を認め販賣價格の最高限度なきも夫々の資質に應じ適正妥當なる價格の評價に依り決定せらるべきものである。尙候補種牡馬の決定又は指定を取消されたる馬に付ては種牡馬要數の關係上取消されたるものなることを要するものである。

二、過高又は過大過重馬

體高一米六十五 糎 以上の爲軍用保護馬檢定、檢査に合格せざるもの、中體高を度外視すれば軍用保護馬檢定、檢査に合格し得る資格ある馬及鞍馬等に利用せらるゝ馬にして單に過大過重の理由に依り軍用保護馬檢定、檢査に合格せざる馬に付ては明け二歳馬八〇〇圓及明け三歳以上の馬一、二〇〇圓を限度として例外許可を受け得べきものにして之等のものは當該連名簿に依り申請馬を檢査の上許可の可否を決定せらるべきものに付實馬調査を要せざるものにして尙當該馬に付ても昭和十九年以降は例外許可を認められざる方針なり。

三 軍用保護馬の指定を編成難又は放牧の爲取消されたる馬

放牧概ね七月以上に及びたる爲、軍用保護馬の指定を取消されたる蕃殖牝馬及普通鍛鍊班の編成困難なる理由の爲、軍用保護馬の指定を取消されたる馬に付ては明け二歳馬六五〇圓、明け三歳馬七五〇圓及明け四歳以上の爲九〇〇圓を限度として例外許可を爲さるべきものにして申請に當りては實馬の檢査を要せざることは前項同様である。

四 其の他の馬

前三項以外の馬例へば輕種或は乘馬産地に於ける馬の輕種生産用の指定洩れとなれる優秀なるもの又は乘馬として特に優秀なるもの等に付ては例外許可申請を爲し得べきものなるも之等の馬に付ては實馬に付檢査を爲し許可の可否處分せらるべきものなり。

九 馬の取引と馬籍謄本

昭和十六年六月六日農林省令第四十九號を以て「馬ノ取引ニ馬籍謄本等ヲ伴ハシムルノ件」公布の上七月一日より實施せられたるに付ては七月一日以降に於ける、賣渡又は交換に因り馬の取引を爲す者及賣渡交換の取次に依り馬の引渡を爲す者は必ず馬と共に其の馬の馬籍謄本の引渡しを要することになりたるものにして取次とは商法第五百五十一條に規定する問屋の取次行爲を爲す者即ち自己の名を以て他人の計算に於て法律行爲を爲すことを云ひ

馬の引渡を爲す者とは賣渡又は交換の取次に依り相手方に馬の引渡を爲す者にして家畜市場を云ふものに非らず例

へば馬商が他人より馬の賣却の委託を受け自己の名に於て其の馬を賣渡し自ら代金を受取り之を引渡すが如き場合に於ける馬商は問屋であり所謂取次に依り馬の引渡を爲す者と云ふべきなり。

尙右の規定に依る馬籍謄本を添附せざる者は拘留又は科料に處せられべく且つ法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人其の他従業者が其の法人又は人の業務に関する取引の場合、馬籍謄本を添付せざるときは行爲者は勿論其の法人又は人に對しても科料を科すのである。

十 馬の取引と價格證明書

賣渡又は交換に因り家畜市場に於て糶賣又は評價（主取を云ふ以下同じ）せられたる明け二歳以下の馬の引渡を爲す者及其の取次に依り馬の引渡を爲す者は最後に其の馬に付家畜市場開設者の發行したる糶賣又は評價せられたる馬の價格を證明する書類（價格證明書）を馬と共に引渡を爲すことを要するものにして即ち家畜市場に於て糶賣又は評價せられたる明け二歳以下の馬に對しては別記價格證明書を發行すべきに付之等の馬を取引する場合は必ず馬と共に引渡すことを要す。

従つて家畜市場以外の場所又は家畜市場開催期間外の時に於て評價せられたるものに付ては價格證明書の發行を爲し得ざると共に六月三十日以前に家畜市場に於て糶賣又は評價せられたる馬の取引には之が引渡しを要せざるものである。

尙第二條中「最後ニ其ノ馬ニ付家畜市場開設者ノ發行シタル糶賣又ハ評價セラレタル價格ヲ證明スル書類ヲ馬ト共ニ引渡スベシ」とあるも「最後」にはは數回出場したる場合に於ける最終の證明書を添付すべき意なり。

本規定に違反せる者に對する罰則は前項に於ける馬籍謄本添付の場合と同様である。

註 右の如く馬の取引には夫々の場合に依り馬籍謄本及價格證明書を必ず馬と共に引渡すべきことは勿論なるも本法令に根據を持つて強制せらるゝもの以外に於ても其の馬に関する必要書類は馬と共に引渡すべきであり例へば種牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬及候補優良種牝馬の取引に於ては其の指定證明書を必ず馬と共に引渡すべきが如き之なり。

（様式一ノ一）（價格ノ受領者ガ申請スル場合）

價格等統制令施行規則第一條第一項第三號ニ依ル許可申請書

價格等統制令第七條第一項但書ニ依ル許可申請書

名	稱	性	年	齡	體	高	胸	圍	管	圍	飼	養	者	住	所	氏	名
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

右ノ馬ヲ左記ニ依リ販賣致度候條價格等統制令第七條第一項但書ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

一 豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

二 已ムヲ得ザル事由ノ詳細

昭和 年 月 日

住所又ハ主タル事務所ノ所在地
業 務 ノ 種 類

何々府縣知事殿

氏名又ハ名稱

（以下七八、行ノ空欄ヲ設クルコト）

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

(様式一ノ二) (價格ノ支拂者ガ申請スル場合)

價格等統制令施行規則第一條第一項第三號ニ依ル許可申請書
價格等統制令第七條第一項但書ニ依ル許可申請書

名	稱	性	年	齡	體	高	胸	圍	管	圍	飼	養	者	住	所	氏	名

右ノ馬ヲ左記ニ依リ購入致度候條價格等統制令第七條第一項但書ノ御許可相成度同令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

- 一 豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件
- 二 豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件
- 三 已ムヲ得ザル事由ノ詳細

昭和 年 月 日

住所又ハ主タル
事務所ノ所在地
業務ノ種類
氏名又ハ名稱

何々府縣知事殿

(以下七、八行ノ空欄ヲ設クルコト)

(様式一ノ三)

價格等統制令第七條第一項但書ニ依ル許可ヲ受ケタル馬ノ販賣(又ハ買受)報告書

種	類	名	號	性	生	年	月	日	許	可	年	月	日	許	可	ノ	事	由	許	可	販	賣	(又	ハ	買	受)	價	格	

右ノ馬ヲ左記ニ依リ販賣(又ハ買受)致候條此段及報告候也

- 一 取引先住所氏名又ハ名稱
 - 二 取引價格
 - 三 事由
 - 四 取引ノ月日
 - 五 取引ノ場所
- 昭和 年 月 日

住所又ハ主タル
事務所ノ所在地
業務ノ種類
氏名又ハ名稱

北海道長官殿

備考 以下七、八行ノ空欄ヲ設クルコト
交換ノ場合及斃死等ノ事故ニ因リ處分セラレタル場合ハ本様式ニ記載準ズルコト

二 馬の最高販賣價格等に関する法令

第三 家畜商と馬籍法關係法令

一 馬 籍

馬籍とは馬に關する履歴關係を登録證明する爲に馬の飼養場所を標準として當該市町村長が特に設けたる公文書にして

其の馬に付き一頭毎に調整せらるべく之を簿冊に編綴したるものを馬籍簿と云ふ。

馬籍簿は所有者又は管理人の住所若しくは居所の地番號の順序に従ひ、牡、騾及牝の三部に區分調整せらるゝのである。

尙國の所有に係るもの、陸軍軍人の所有に係るものにして其の職務上必要と爲すもの及び明け三十歳以上のものは馬籍法の適用を受けざるものであり従つて市町村長は之等の馬に對しては馬籍作製を要しないこととなるのである。

二 馬籍記載事項

馬籍法第三條の規定に依り馬籍には其の馬に付左の事項を記載すべきものとす。

- 一、名 稱
- 二、性
- 三、種 類
- 四、毛 色

五、特 徴

七、生 年 月 日

九、飼 養 場 所

十一、所有者ノ住所又ハ居所

十三、履 歴

六、産 地

八、體 格

十、所有者ノ氏名名稱

十二、管理人アリタルトキハ管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所

但し體格の記載は明け三歳以上の馬に付てのみ當該市町村長が馬籍法施行規則の定むる所に依り主務大臣の行ふ馬の検査の結果に付之を記載すべきものなり。

三 馬 籍 届 出

馬籍届出の方法は書面又は口頭を以て爲さるべきものにして書面の場合に於ては勿論、口頭を以て届出を爲すときは届出人が市役所又は町村役場に出頭し前述せる各必要事項を陳述すべきものなり此の場合市町村長は其の事項を記載し相違なきことを確かめしめ署名捺印せしむるものにして市町村長は之等の届出に依り馬籍を作製するのである。届出を爲すべき場合並に届出事項左の如し。

一、馬の出生に依るとき

馬出生したるときは所有者又は管理人は其の日より起算し三十日以内に馬籍法第三條第一號乃至第七號第九號乃至第十三號に掲ぐる事項を其の馬籍を管掌する市町村長に届出を要す。

二、馬籍法の適用を受けるに至りたるとき

三 家畜商と馬籍法關係法令

更及廢止等に依り左の事項を具すべし。

- 一 設 定 届

馬の管理人を定めたるときは年月日、管理人の氏名名稱、住所又は居所並に其の管理すべき馬の名稱
- 二 變 更 届

管理人を變更したるときは年月日、前管理人及新管理人の氏名名稱、住所又は居所並に其の管理すべき馬の名稱
尚管理人に關する届出事項に異動を生じたるとき亦同じである。
- 三 廢 止 届

管理人を廢止したるときは年月日、廢止したる管理人の氏名名稱、住所又は居所並に管理したる馬の名稱

五 除 籍

市町村長は左の各號の一に該當するときは其の事由及年月日を記載し朱線を以て馬籍を抹消し馬籍簿より除きて毎に編綴し除籍簿と爲して當該年度の翌年より起算し三年間之を保存すべきものである。

- 一 馬の飼養地を他の市町村に移したるとき
- 二 馬死亡したるとき
- 三 馬籍法の適用を受ける馬其の適用を受けざるに至りたるとき
尚除籍及除籍簿に關しては特殊の場合を除くの外馬籍及馬籍簿に關する規定を準用せらるゝのである。

六 馬籍簿の閲覽馬籍謄本及馬籍抄本

何人も申請に依り馬籍簿の閲覽及馬籍の抄謄本の下付を受け得べきものにして當該市町村長は馬籍簿の閲覽申請ありたるときは吏員の面前に於て之を爲さしめ又抄謄本下付申請ありたるときは之を作製し原本に相違なき旨を附記し職氏名を署し職印を捺印の上下付すべきものにして此の場合閲覽は一回に付十錢、抄謄本にありては一枚に付十錢の手數料の納付を要するものなり。

七 馬 の 檢 査

馬籍法第十一條に「主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬ノ検査ヲ行フコトヲ得」と規定せられ命令の規定に於ては徵馬管區に付ては所管師團長、又、徵馬管區外に付ては軍馬補充部本部長が陸軍大臣の認可を得て必要に應じ馬の検査を行ふものにして此の場合に於ては當該市町村長より馬の検査を受くべき日割及其の他必要なる事項を馬の所有者又は管理人に通知すべきに付馬の所有者又は管理人は指定せられたる検査場に率付くるを要するも若し馬の疾病、傷、分挽其の他の事由に因り検査場に率付けること能はざるときは豫め所有者又は管理人は検査日時前に其の旨當該市町村長に届出を要するのである。
尙右の検査に付ては馬一頭に付手當六十錢及旅費として馬一頭に付往復路程を通算し一里に滿つる毎に五錢を支給せらるゝのである。

八 罰 則

一 五十圓以下の罰金又は科料に處せらるゝ場合
馬籍法第十一條の規定に據り當該師團長及軍馬補充部本部長の行ふ馬の検査に關し検査を拒み、妨げ又は忌避したるとき

二 十圓以下の過料に處せらるゝ場合

- 1. 正当の事由なくして左記各號の届出を爲さざるとき
- 2. 管理人に關し規定の届出を爲さざるとき
- 3. 馬の出生に關し規定の届出を爲さざるとき
- 4. 馬籍法の適用を受くるに至りたる馬に關し規定の届出を爲さざるとき
- 5. 馬の所有に依る規定の届出を爲さざるとき
- 6. 馬の飼養場所の變更に關し規定の届出を爲さざるとき
- 7. 馬の死亡に關し規定の届出を爲さざるとき
- 8. 馬籍法の適用を受けざるに至りたる馬に關し規定の届出を爲さざるとき但し明け三十歳に達したるに因る場合を除く
- 9. 前各號に掲ぐる場合を除くの外馬籍に關し届出を要する事項に變更ありたるに拘はらず届出を爲さざるとき

●馬籍法拔萃

(大正十年四月二十八日 法律第九十五號)

第二條 馬籍ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付一頭毎ニ之ヲ作ル

馬籍ハ編綴シテ帳簿ト爲ス

第三條 馬籍ニハ馬ニ付左ノ事項ヲ記載ス

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 一 名 稱 | 二 性 |
| 三 種 類 | 四 毛 色 |
| 五 特 徴 | 六 産 地 |
| 七 生 年 月 日 | 八 體 格 |
| 九 飼 養 場 所 | 十 所有者ノ氏名名稱 |
| 十一 所有者ノ住所又ハ居所 | 十二 管理人アルトキハ管理人ノ氏名名稱及住所又ハ居所 |
| 十三 履 歷 | |

第四條 前條ノ規定ニ依ル馬籍ノ記載ハ届出ニ依リ之ヲ爲ス但シ體格ノ記載ハ明ケ三歳以上ノ馬ニ付第十一條ノ検査ノ結果ニ依リ之ヲ爲ス

第五條 馬籍簿ヲ閱覽シ又ハ馬籍ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ勅令ノ定ムル手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第七條 馬ノ所有者第二條ノ規定ニ依ル馬飼養ノ市町村ニ住所ヲモ居所ヲモ有セザルトキハ届出及検査ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ市町村ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ヲ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ馬ノ管理人ト定メ其

ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ之ヲ届出ツベシ

第八條 馬出生シタルトキ又ハ本法ノ適用ヲ受ケザル馬其ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ第三條第一號乃至第七號及第九號乃至第十三號ニ掲グル事項ヲ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ馬ノ所有者ハ其ノ日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ旨ヲ其ノ馬籍ヲ管掌スル市町村長ニ届出ツベシ但シ第四號ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ際ノ所有者ヨリ届出ツベシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ

二 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキ

三 馬死亡シタルトキ

四 第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外本法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ

五 前四號ニ掲グル場合ヲ除クノ外馬籍ニ關シ届出ヲ要スル事項ニ變更アリタルトキ

前項第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外馬籍謄本ヲ添附スベシ

第十條 前二條ノ規定ニ依ル所有者ノ届出ノ義務ハ馬ノ管理人ヲ置キタル場合ニ於テハ之ヲ管理人ノ義務トス

第十一條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ馬ノ検査ヲ行フコトヲ得

市町村長ハ前項ノ検査ニ立會フベシ

第十二條 前條ノ検査ヲ受クル馬ノ所有者又ハ管理人ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第十三條 第十一條ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條 正當ノ理由ナクシテ第七條乃至第九條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ハ十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第十五條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル馬ニ付之ヲ適用セズ

一 國ノ所有ニ係ルモノ

二 陸軍軍人ノ所有ニ係ルモノニシテ其ノ職務上要スルモノ

三 明ケ三十歳以上ノモノ

●馬籍法施行規則拔萃

(大正十一年一月二十八日 陸軍省令第一號)

第一條 馬籍ハ市町村内ニ馬ノ所有者ガ飼養場所ヲ定メタル馬ニ付一頭毎ニ之ヲ作ルベシ但シ放牧又ハ使用ノ爲馬ヲ其ノ市町村ヨリ離レシムルモ飼養場所ヲ變更セザルモノト看做スコトヲ得

第三條 馬籍ハ牡、騾及牝ノ三部ニ區分シ所有者又ハ管理人ノ住所又ハ居所ノ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴シ帳簿ト爲スベシ

馬籍簿ハ之ヲ分冊スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ表紙ニ番號ヲ記載スベシ

第四條 馬籍簿ノ閱覽ハ吏員ノ面前ニ於テ之ヲ爲サシムベシ

第五條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺スベシ

第六條 馬籍ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ受ケムトスル者ハ手数料ノ外郵送料ヲ送付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第八條 馬籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其ノ馬籍ハ之ヲ馬籍簿ヨリ除キ年毎ニ編綴シ除籍簿トシテ三年間之ヲ保存スベシ

前項ノ保存期間ハ當該年度ノ翌年ヨリ之ヲ起算ス

三 家畜商と馬籍法關係法令

一三三

第九條 馬籍及馬籍簿ニ關スル規定ハ第一條、第三條第一項及第七條ヲ除クノ外除カレタル馬籍及除籍簿ニ準用ス

一用 役
二體 高

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當該馬籍ハ朱線ヲ以テ抹消スベシ

一 馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタルトキ
二 馬死亡シタルトキ

三 馬籍法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ

前項第一號ニ該當シ馬籍ヲ抹消スルニハ第十八條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキ又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタル者、前所有者若ハ前管理人ヨリ届出アリタル場合ニ於テ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ニ移シタル後三月内ニ第十八條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケザルトキニ於テ之ヲ爲スモノトス

第十四條 馬籍法第七條乃至第九條ノ届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届出ニ具備スベキ事項ヲ陳述スルヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出人ニ讀聞カセ且届人ヲシテ其ノ書面ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス
第一項及前項ノ書面ハ其ノ受付ケタル年月日ニ依リ之ヲ編綴シテ帳簿ト爲シ保存スベシ

前項書面ノ保存期間ニ關シテハ第八條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 馬ヲ所有スルニ至リタルモ其ノ馬ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキ又ハ馬籍不明ノ爲馬籍謄本ノ交付ヲ受クルコトヲ得ザルトキノ届出ニハ馬籍ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セズ

第十六條 馬籍法第八條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ届出ニ付參考ト爲ルベキ書類アルトキハ届出ノ際

之ヲ提出スベシ

第十七條 馬籍法第七條又ハ第九條第一項ニ該當スル場合ニ於ケル届出ニ具備スベキ事項ハ届出ノ年月日、届出人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所ノ外左ノ各號ニ依ルベシ

一 馬ヲ所有スルニ至リタルトキ又ハ馬ノ飼養場所ヲ他ノ市町村ヨリ移シタルトキハ馬籍法第三條各號ニ掲グル事項、年月日及事由但シ馬ヲ所有スルニ至リタルモ其ノ飼養場所ノ在ル市町村ニ變更ナキトキ又ハ馬籍ノ謄本ヲ添付シテ届出ヲ爲スモノニ在リテハ馬ノ名稱、年月日、事由、飼養場所並前所有者及前管理人ノ氏名、名稱住所又ハ居所

二 馬死亡シタルトキハ馬ノ名稱、年月日及事由

三 馬籍法第十五條第三號ニ該當スルニ至リタル場合ヲ除クノ外同法ノ適用ヲ受クル馬其ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ馬ノ名稱、年月日及事由

四 馬ヲ去勢シタルトキハ馬ノ名稱及年月日

五 馬ノ管理人ヲ定メタルトキハ年月日、管理人ノ氏名、名稱及住所又ハ居所並其ノ管理スベキ馬ノ名稱

六 管理人ヲ變更シタルトキハ年月日、前管理人及新ニ定メタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所並其ノ管理スル馬ノ名稱

七 管理人ヲ廢止シタルトキハ年月日、廢止シタル管理人ノ氏名、名稱、住所又ハ居所並管理シタル馬ノ名稱

八 馬ノ所在不明ト爲リタルトキハ馬ノ名稱及年月日

九 所在不明ト爲リタル馬ノ所在分明シタルトキハ馬ノ名稱及年月日

十 所有者ノ氏名、名稱及住所又ハ居所ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

十一 前各號ノ外馬籍ニ關シ届出タル事項ニ變更アリタルトキハ年月日及事項

三 家畜商と馬籍法關係法令

一三三

第十八條 馬籍法第九條第一項第二號ニ該當シ届出アリタル場合ニ於テ市町村長馬籍ヲ作リタルトキハ其ノ馬ノ飼養場所ノ在リタル市町村長ニ遲滞ナク其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十一條 師團長ハ所管徵馬管區内ニ於ケル馬ノ検査ヲ行フベシ

軍馬補充部本部長ハ徵馬管區ニ非ザル地域内ニ於ケル馬ノ検査ヲ陸軍大臣ノ認可ヲ得テ行フコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ第二十三條及第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 師團長ハ検査施行三十日前迄ニ所要ノ事項ヲ關係警察署長又ハ市ニ在リテハ市長ニ通知シ同時ニ其ノ旨ヲ當該地方長官ニ通報スベシ

警察署長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ町村長ニ通達スベシ

市長第一項ノ通知ヲ受ケタルトキ及町村長前項ノ通達ヲ受ケタルトキハ馬ノ検査ヲ受クベキ日割ヲ定メ必要ノ事項ト共ニ検査ヲ受クベキ馬ノ所有者又ハ管理人ニ通知スベシ

前項ノ通知ヲ爲シタル後新ニ検査ヲ受クベキ資格ヲ生ジタル馬アルトキハ市町村長ハ其ノ都度前項ノ通知ヲ爲スベシ

馬ノ所有者又ハ管理人第三項又ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ馬ヲ検査場ニ牽付クベシ

馬ノ疾病、傷痕、分娩其ノ他ノ事由ニ因リ検査場ニ牽付クルコト能ハザルトキハ所有者又ハ管理人ハ検査日時前豫メ其ノ旨市町村長ニ届出ベシ

第四 家畜商と家畜市場法關係法令

一 家畜市場の意義

市場の意義は極めて多様にして且つ其關係を有する學科及學者に依リ種々異なるものであるが經濟學上に於ける普通市場とは「或る商品に對して自由競争が行はれ其の價格を均一若くは均一に歸せしめやうとする傾向を有する地理的範圍及商品範圍を指して言ふ」ものにして例へば國內市場外國市場と言ふが如きは此の意義に依るものなり。尙法律的見地より見たる取引所としての市場とは「需要者と供給者が對立し財貨を賣買、交換する爲めに開設する場所を謂ふ」ものにして家畜市場法に依る市場等は多くの場合後者に屬するものである。

二 家畜市場の開設

家畜市場法に依リ家畜市場を開設せんとする者は市場業務規程を定め規定に依る書類を具備し長官の許可を受くべきものなり。

而して此の場合に於ける家畜とは牛、馬、羊、豚を謂ふものにして殊に帝室、政府、北海道地方費又は府縣の行ふ家畜の賣買交換に付ては家畜市場法の適用なく従つて之等の家畜取引に付ては市場開催の要なきは勿論である。

家畜市場開設を許可したるときは長官は市場の種類、取引家畜の種類、許可年月日開催許可の期間、開催日時、

位置及開催者の住所、氏名又は名稱を告示すべく之を變更したるとき亦同様である。

三 家畜市場の種類

家畜市場を分ちて常設家畜市場、定期家畜市場及臨時家畜市場の三種とし
常設家畜市場とは毎年百日以上開催するものを謂ひ
定期家畜市場とは毎年定期に開催し其の開催日數百日に達せざるものを謂ひ
臨時家畜市場とは常設及定期家畜市場に該當せざる家畜市場を謂ふのである。

四 家畜市場の性質

家畜市場に於ては其の場内又は附屬の場所に在る當該家畜の賣買又は交換を爲すものに付之が目的を圓滑に達成すべく市場法第七條に於て「家畜ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者若ハ屠肉販賣ノ目的ヲ以テ家畜ノ買入ヲ爲ス者ハ家畜市場附近ノ區域内ニ於テハ市場開催日及其ノ開催日前後ノ期間中其ノ市場ノ取扱フ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と規定し其の移動を制限せるも家畜の賣買交換又は其の周旋を業と爲す者と限定せられ居るに付獸肉加工の目的を以て家畜を買入せんとする場合の如きは右の制限を受けざるものにして且つ家畜市場施行規則第十條の規定に依り前述但書の許可を受けんとする者は其の事由を具し願出づることを要す。

尙右の制限區域及其期間は地方長官に於て之を告示を以て指定すべく又如何なる場合に於ても當該市場に對して

は當然附帶すべきものにして其の變更及取消の場合に付ても同様である。従つて業者は夫々の市場に付熟知の上假初にも之が制限に反せざるやう心掛けらるゝと共に市場業務規程に依り市場に關しての詳細を承知せらるべきである。

五 家畜市場業務規程

家畜市場開設者は少なくとも左記事項に關し規定せる業務規定を定め市場開設の許可を受くべきものにして業務規定は必ず其の市場に備付くるに付ては家畜市場に於て賣買、交換に關する行為を爲す者は其の市場の業務規程に關する事項に付ては其の知ると知らざるとに拘はらず責任を負はざるべからざると共に其の義務を履行せざるべからず。

- 一 事務所の位置
 - 二 家畜の種類
 - 三 開催の日時
 - 四 市場に於て徴收する料金及其の種類並に徴收方法
 - 五 仲立業者の手数料
 - 六 取引の方法手續
 - 七 違約者處分の方法
 - 八 其他業務上必要なる事項
- 尙業務規程の變更に付ては長官の認可を受くことを要す。

六 家畜市場仲立業者

仲立業者とは他人間の商行為を爲すことを業とする者を謂ひ家畜市場の仲立業者たらんとする者は地方長官の認可を受け且つ當該市場開設者の同意を得て其の市場に於て仲立を爲すべきものなり。

尙家畜市場に於ける取引は仲立業者を参加せしむることに依り市場の秩序を保持し得ると雖も必ずしも仲立業者の参加を必要とするものにあらず故に市場に於ける取引形態に依りては全く其の参加を要せないこともあり又業者は家畜市場に於ては自己の計算を以て家畜の賣買、交換することを得ないと共に其の報酬として得べき手数料は必ず市場業務規程に依らざるべからず。

一 仲立業者資格條項

左の各號の一に該當する者は仲立業者たることを得ざるものなり。

1. 未成年者
2. 一年以上の禁錮又は懲役の刑に處せられ満期又は赦免の後滿三箇年を経ざる者但し特に改悔の狀ありと認めるときは此の限に在らず。
3. 家畜市場法、家畜市場法施行細則又は牛馬商取締規則の規定に違背して處罰を受け其情狀重き者
4. 身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者又家資分散若は破産の宣告を受け復権せざる者
5. 三箇年以上畜産業又は牛馬商に従事したる經驗なき者
6. 素行不良にして公益を害する虞ある者

二 仲立業者認可申請

家畜市場に於ける仲立業者たるの認可を受けんとする者は族籍、住所、身分、職業、氏名、年齢及經歷を記したる願書（所轄警察署經由）長官に提出すべし。

三 認可後の義務

1. 帳簿の調整
仲立業者は帳簿を調整して其の仲立に依り賣買、交換したる家畜の種類、性、年齢、毛色、高さ（羊、豚に在りては重量）産地、年月日、價格及賣買又は交換者の住所、氏名若くは名稱を記載すべし。
2. 認可證の書換又は再渡
仲立業者に認可證を毀損、亡失し又は其の記載事項に異動を生じたるときは其の事由を具し直に書換又は再渡を長官に願出づべし。
3. 仲立業者の身上異動
仲立業者にして廢業又は資格消滅し若し認可を取消されるときは十日以内に其の認可證を返納すべく且つ本人死亡したるときは戸籍法に依る義務者より其の手續を爲すべし。

七 罰則

家畜に關する營業者が未成年者又は禁治産者であるときは家畜市場法又は家畜市場法に基く命令に違反したる者に對する罰則は之を法定代理人に適用するものであるが而し營業に關して成年者と同一の能力を有する未成年者に付て

は未成年者を罰することとなり且つ家畜に關する營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其他從業者が右法令に違反したるときは自己の指揮にあらざるの故を以て處罰を免るゝことを得ないのである。

尙法令に依る罰則の外當該家畜市場に於ける業務規定違反者は其の業務規程に依る處罰を受くべきことは勿論である。

一 三百圓以下の罰金又は科料に處せらるゝ場合

1. 家畜市場法第十四條の規定に依る職務の執行を担み若くは妨げたる者又は臨檢々查の際當該官吏、吏員の訊問に對し答辯を爲さず若くは虚偽の陳述を爲したるとき

二 二百圓以下の罰金に處せらるゝ場合

1. 家畜市場法第七條第一項の規定に違反したるとき

三 百圓以下の罰金に處せらるゝ場合

1. 認可を受けずして仲立を爲したるとき

2. 市場開設者の同意を得ずして其の市場に於て仲立を爲したるとき

3. 市場に於て自己の計算に依り仲立を爲したるとき

四 科料に處せらるゝ場合

1. 仲立業者にして所定の帳簿を調整せず且つ虚偽の記載を爲したるとき

2. 仲立業者にして認可證の書換再下付及返納等規定の行爲を爲さざるとき

●家畜市場法拔萃

(昭三三、三、一八)
法律第一號

第一條 本法ニ於テ家畜ト稱スルハ牛、馬、羊、豚ヲ謂フ

第二條 家畜市場ヲ開設セムトスル者ハ市場業務規程ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ市場業務規程ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 家畜市場ニ於テハ其場内又ハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ニ非ラザレバ之ヲ賣買交換スルコトヲ得ズ

第七條 家畜ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者若ハ屠肉販賣ノ目的ヲ以テ家畜ノ購入ヲ爲ス者ハ家畜市場附近ノ區域内ニ於テハ市場開催日及其ノ開催日前後ノ期間中其ノ市場ノ取扱フ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ズ 但シ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ區域及期間ハ地方長官之ヲ指定ス

第十條 前三條ノ區域及期間ノ指定變更又ハ取消ハ地方長官之ヲ告示スベシ

第十二條 家畜市場ニ於テ家畜ノ賣買交換ニ關スル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ市場ノ業務規程ヲ知ラザルノ故ヲ以テ其責ヲ免ルルコトヲ得ズ

市町村其他之ニ準ズベキモノハ其市場業務規程中ニ五十圓以下ノ過怠金ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ官吏又ハ吏員ヲシテ家畜市場若ハ其附屬ノ場所ニ臨檢シ市場開設者若ハ仲立業者ノ帳簿書類其他物品ヲ檢査シ又ハ市場若クハ其ノ附屬ノ場所ニ在ル家畜ヲ診斷シ又ハ其移動ヲ停止セシムルコトヲ得

第十八條 第六條、第七條第一項、第十一條、第十五條第一項ノ規定ニ違反シタル者第九條ノ規定ニ依ル禁止若ハ

四 家畜商と家畜市場法關係法令

一四二

- 制限ニ違反シタル者又ハ第十四條ノ規定ニ依ル停止ノ處分ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十九條 第十四條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者又ハ臨檢々查ノ際當該官吏々員ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第二十條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス 但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ
- 第二十一條 家畜市場開設者又ハ家畜ニ關スル營業者其代理人、戶主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處分罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
- 第二十三條 本法ハ帝室、政府、北海道地方費又ハ府縣ノ行フ家畜賣買交換ニ之ヲ適用セズ

●家畜市場法施行規則拔萃

(明治四三年十二月一日)
(農商務省令第二六號)

- 第一條 家畜市場ヲ分テ常設家畜市場、定期家畜市場及臨時家畜市場トス
常設家畜市場トハ毎年百日以上開催スルモノヲ謂ヒ定期家畜市場トハ毎年定期ニ開催シ其開催ノ日數百日ニ達セザルモノヲ謂ヒ臨時家畜市場トハ常設家畜市場及定期家畜市場ニ該當セザルモノヲ謂フ
- 第四條 市場業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事務所ノ位置
 - 二 家畜ノ種類
 - 三 開場ノ日時

- 四 市場ニ於テ徵收スル料金及其ノ種類並徵收方法
 - 五 仲立業者ノ手数料
 - 六 取引ノ方法手續
 - 七 違約者處分ノ方法
 - 八 其他業務執行上必要ナル事項
- 第十條 家畜市場法第七條第一項但書ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其事由ヲ具シ地方長官ノ定メタル行政廳ニ願出ツベシ
- 第十三條 家畜市場ノ仲立業者タラムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ家畜市場ノ仲立業者タルコトヲ得ズ
- 一 未成年者
 - 二 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免ノ後滿三箇年ヲ經ザル者 但シ特ニ改悛ノ狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 三 家畜市場法本則又ハ牛馬商取締規則ノ規定ニ違背シテ處罰ヲ受ケ其情狀重キ者
 - 四 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘザル者又ハ家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者
 - 五 三箇年以上畜産業又ハ牛馬商ニ從事シタル經驗ナキ者
 - 六 素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞アル者
- 第十四條 仲立業者ハ家畜市場開設者ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ市場ニ於テ仲立スルコトヲ得ズ
- 第十五條 仲立業者ハ其ノ業務ヲ行フ家畜市場ニ於テハ自己ノ計算ヲ以テ家畜ヲ賣買交換スルコトヲ得ズ
- 第十六條 家畜市場ニ於テハ市場ノ名稱、家畜市場開設者及市場管理者ノ氏名ヲ榜示シ市場業務規程ヲ場内ニ備付

四 家畜商と家畜市場法關係法令

一四三

ケ且其ノ摘要ヲ場内ニ揭示スベシ

●家畜市場法施行細則拔萃

(明治四十四年三月八日
廳令第十六號)

- 第六條 家畜市場開設ヲ許可シタルトキハ市場ノ種別取扱、家畜ノ種類、許可年月日、開設許可ノ期間、開催日時、位置及開設者ノ住所氏名又ハ名稱ヲ告示ス其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第十二條 家畜市場ノ仲立業者タルノ認可ヲ受ケムトスル者ハ族籍、住所、身分、職業、氏名、年齢及經歷ヲ記シタル願書ヲ北海道廳長官ニ差出スベシ
- 第十三條 仲立業者ハ帳簿ヲ調製シテ其ノ仲立ニ依リ賣買交換シタル家畜ノ種類、性、年齢、毛色、高サ(羊豚ニ在リテハ重量)産地、年月日、價格及賣買又ハ交換者ノ住所氏名若ハ名稱ヲ記載スベシ
- 第十四條 仲立業者認可證ヲ毀損亡失シ又ハ其ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ書換又ハ再渡ヲ北海道廳長官ニ願出ヅベシ
- 仲立業者ニシテ廢業又ハ資格消滅シ若ハ認可ヲ取消サレタルトキハ十日以内ニ其ノ認可證ヲ返納スベシ
本人死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル義務者ヨリ前項ノ手續ヲ爲スベシ
- 第十五條 家畜市場法同施行規則及本則ニ依リ北海道廳長官ニ差出ス書面ハ所轄町村長(戸長)及支廳長、市長(區長)ヲ經由スベシ 但シ仲立業者ニ關スルモノハ警察署長及(同分署長)ヲ經由スベシ
- 第十七條 第四號、第五條、第七條、第九條、第十條、第十三條、第十四條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

馬商講習教本 終

昭和十七年二月五日印刷
昭和十七年二月十五日發行

馬商講習教本

編纂者 北海道廳馬政課
印刷者 小笠原榮治
印刷所 札幌印刷株式會社
札幌市北一條西二丁目
札幌市北一條西二丁目

發行所 北海道牛馬商組合聯合協會

札幌市北四條西七丁目



終